



令和2年 第3回定例会

会 議 録

(令和2年6月12日～6月26日)

枕 崎 市 議 会

令和 2 年
枕崎市議会第 3 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（6 月 12 日～6 月 26 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
6 月 12 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第16号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第17号－第26号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 報告（日程第27号、第28号） 15 散 会
6 月 13 日 (土)	休 会			
6 月 14 日 (日)	休 会			
6 月 15 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
6 月 16 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（2名） 3 散 会
			前 11:54	1 議会運営委員会
6 月 17 日 (水)	休 会	委員会	前 9:25	1 総務文教委員会
6 月 18 日 (木)	休 会	委員会	前 9:24	1 産業厚生委員会
			後 1:08	1 議会運営委員会
6 月 19 日 (金)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算特別委員会
6 月 20 日 (土)	休 会			

6月21日(日)	休 会			
6月22日(月)	休 会			
6月23日(火)	休 会			
6月24日(水)	休 会	委員会	前 9:25	1 議会運営委員会
6月25日(木)	休 会			
6月26日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第4号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号-第9号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第10号) 9 委員長報告(議会運営委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第11号、第12号) 12 委員長報告(予算特別委員会) 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程第13号) 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 議案上程(日程第14号) 18 提案理由の説明 19 質疑、討論、表決 20 継続調査申し出について 21 議員派遣について 22 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 23 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和2年6月12日)

令和2年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月12日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	33	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
6	34	令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	35	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
8	36	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	37	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
10	38	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	39	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	40	枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
13	41	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
14	請1	枕崎市議会議員政治倫理条例の制定についての請願	議 運
15	陳3	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	総 文

1 6	陳 4	道路行政の検証と道路改良についての陳情	産 厚
1 7 2 6	4 2 5 1	農業委員会委員の任命について	
2 7	報 3	繰越明許費繰越計算書について	
2 8	報 4	繰越明許費繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖園信也 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
駒水孝広 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
小湊哲郎 農政課参事兼耕地林務係長	新屋敷増 水産商工課参事
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
山口美津哉 会計管理者兼会計課長	田中幸喜 総務課参事
丸山屋敏 教育長	宮原司 教委総務課長
満枝賢治 学校教育課長	上園信一 生涯学習課長
中嶋章浩 文化課長	豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長
松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長	中原浩二 消防長
松田正知 消防総務課長兼消防団係長	山口太 総務課主幹兼行政係長
中山俊吾 総務課行政係主任	水谷彰吾 総務課行政係主事補

午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和2年第3回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、2番眞茅弘美議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和2年2月、3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和2年第1回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしておりますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和2年第3回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

4月16日に鹿児島県を含む全国に発令された新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は、5月25日に全国で解除されましたが、今なお第2波、第3波へのリスクは無くなっておらず、治療法の確立やワクチンの開発等が実現するまでは、感染症と社会経済活動との共存という課題に取り組んでいかなければなりません。

国内では、6月7日現在で1万6,929人の感染と919人の死者が確認されております。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、今なお入院等を余儀なくされている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策本部は維持したまま、今後の感染拡大に備え、医療体制の強化を図るとともに「新しい生活様式」の実践に取り組みながら、常に危機感を持って感染拡大防止と社会経済活動の両立に努めてまいります。

感染症の影響で、本市でも臨時休校を実施するなど市民生活にも大きな影響が出ました。

また、飲食業やホテル・旅館業をはじめとして、サービス業や農林水産業、製造業など様々な

事業者売上減少などの厳しい状況が発生しております。

さきの臨時会で提案し、可決していただきました緊急経済対策の第1弾の実施をはじめ、この定例会で提案させていただいております新型コロナウイルス感染症対策事業にスピード感を持って取り組み、市民への影響を最小限にとどめる努力を続けてまいります。

国民1人当たり10万円が給付される特別定額給付金につきましては、5月8日からオンライン申請の受付を開始して、5月15日から給付を開始いたしました。

郵送による申請に関しましては、5月18日に申請書類を市民のお手元に発送して、翌19日から申請受付を開始いたしました。

給付金の給付状況について6月9日現在で申し上げますと、給付の対象世帯の約88%に当たる9,475件の給付を行ったところです。

また、先ほど申し上げました緊急経済対策第1弾の4事業をはじめ、国や県の経済支援対策の活用状況については、まず市内金融機関4行の危機関連保証に対応する融資に必要な特定中小企業者の市の認定を約80件行い、約半数の40件ほどが既に融資実行を受けております。

また、商工会議所経由の日本政策金融公庫分の融資については約30件の申込みがあり、10件ほどの融資実行がなされております。

市の独自支援分の雇用調整助成金の申請補助については約30件の申請相談があり、既に労働局へ申請書を送付した分が12件ほどとなっております。家賃補助については40件ほどの申請が出ております。国の持続化給付金については約100件の給付が実施されているようです。

また、鹿児島県の休業要請への協力事業者に支給される休業協力金は約50事業者が申請されているようです。特に市の独自施策に関しては、今後の支援策も合わせて広く活用を呼び掛けてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、多くのイベントや行事が中止や延期となっております。3月の春の市、5月のこどもの日かつおまつりや8月に予定されていたさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりは中止となりました。10月に予定されております燃ゆる感動かごしま国体につきましては、昨日、三反園知事が年内の開催は難しいという見解を示しましたが、この国体の開催については、現在、県、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁の4者で協議が行われており、その判断は今月中に行われることが確認されているようであります。

中央への要望活動等も感染症の影響で制約を受けております。年度始めの各機関への挨拶や要望も2月以降は休止している状況ですが、今年1月に地元国会議員に御協力いただき総務省へ要望活動にお伺いした令和元年度の特別交付税の交付決定額については、鹿児島県19市全体の伸び率がマイナス0.7%であった中で、本市は県下19市中2番目、プラス2.6%の伸び率で約4億9,000万円の実績となりましたので御報告いたします。

この6月議会で、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立、新しい生活様式の実現、アフターコロナの経済回復に向けた活発な議論が行われることをお願い申し上げ、行政報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

次に、日程第5号から第16号までの12件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例7件、人事案件10件及び報告事項2件の計21件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く9件について説明を申し上げます。

まず、議案第33号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億8,515万5,000円を追加し、予算総額を170億3,880万円

にしようとするものです。

地方債の補正は、消防署庁舎整備事業の追加と過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、介護保険特別会計繰入金、輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備緊急支援事業、県の地域振興推進事業を活用した、かつおのぼり掲揚場整備事業とスポーツ交流拠点整備事業、防災・安全交付金を活用した道路改良事業等、学校施設環境改善交付金を活用した枕崎小学校の校舎とトイレの改修などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第34号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額は変更せず、歳入歳出予算の款項の区分の金額を変更しようとするものです。

補正の内容は、高額医療合算介護サービス費及び介護予防・生活支援サービス事業費の増並びに地域密着型介護サービス給付費及び介護予防ケアマネジメント事業費の減であります。

以上の財源として、繰入金の増及び保険料の減で措置いたしました。

次に、議案第35号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、固定資産税等に係る特例措置が講じられたこと並びに未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第36号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により国民健康保険税の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するほか、地方税法の一部改正に伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関し、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第37号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第38号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第39号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第40号枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、令和2年度における保険料率の特例を定めるほか、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により保険料の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限の特例に関する規定を整備しようとするものです。

次の議案第41号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定を行うほか、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、

所要の改正をしようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は、議案第40号介護保険条例のですね、一部改正について、議案書、これまでの経緯を見てちょっと理解しがたい面があるので、お尋ねをさせていただきます。

今度の条例は昨年6月に、1年前の議会でいわゆる昨年10月からの消費税率引上げに対する低所得者の軽減措置、この条例が昨年は10月から3月までの半年分の引下げ、令和2年の本年度が1か年丸々の引下げという対応になるわけなんですけど、昨年第1段階がですね、率が0.375から今度0.3に変わる。これ差を言いますと0.075の率の差になっております。

それから、第2段階は0.625が今度0.5、つまりこの差は0.125。第3段階は0.725が0.7ということで、この差が0.025。第1段階、第2段階、第3段階、それぞれ引下げの率は違うんでありますけれども、この議案とそれから関連の予算書等を照合してみますと、第1段階、第2段階、第3段階、全て令和元年度と令和2年度を比較すると、どの段階も100円の下げと金額では全く一緒になっているんですよね。

これは率は違うのに、なぜ金額は同一金額が下がってくるのか。正確に言いますと、令和元年度は第1段階が5,000円の引下げでした。そして、今度2年度は5,100円、同じように第2段階が8,400円の引下げを8,500円と。それから、第3段階は昨年1,600円を今度1,700円に下げるんですね。

下げ率は違うのに、なぜ金額が一緒になってくるのか。これはどういうふうに理解すればいいのか、まずお尋ねいたします。

○山口英雄福祉課長 介護保険料の低所得者に対する減額につきましては、ただいま質問者が言われたとおり、令和元年10月から実施されました消費税10%に伴います保険料の低所得者軽減分の拡充でございます。

お尋ねの昨年度と軽減率は変わらないのに、年額の軽減額に差が出ている理由ということですが、介護保険料につきましては、第5段階が年額6万7,700円となっておりますので、これを基準額として、それに第1段階の保険料率、第2段階の保険料率というのを掛けて算出していくわけですが、保険料率を乗じて得た額に100円未満の端数が出た場合には、その端数の調整をさせていただきます。

その関係で、例えば今おっしゃられたとおり、第1段階につきましては、昨年度が前年度に比べて5,000円の軽減だったものが、令和2年度は5,100円というふうに100円ほど軽減額が大きくなっておりますが、これは端数調整の結果ということでございます。

○9番立石幸徳議員 細かい点はまた予算委員会ですら、しっかりと確認をさせていただきます。

もう一点ですね、既に介護保険法、次の第8期に向けての法改正も終わったみたいですが、本市のこの今福祉課長が言われた第5段階の基準になるその保険料がですね、2025年度を目標、介護保険の事業計画は3か年ごとでローリングするんですけども、前回から10年後の見通しを立てるという国の指導があって、本市の場合も2025年の見通しとして基準保険料9万3,000円ぐらい、現在が6万7,700円、あと5年ぐらいすると2万6,000円ぐらい基準額が上がるという見通しなんですよね。

そうしますと、この消費税率引上げに伴う低所得者への特例措置、この率を掛けてもですね、元の金額が、基準額が上がっていきまると、結果的には軽減ということにならない。金額そのものは上がっていく可能性があるんですよね。

ですから、その辺についてですね、現時点でその低所得者をいろんな形で優遇しようという中

で、国、そういうところはこの点についての今後のいわゆる第1段階から第3段階への対応って
いうのは何か考えているのかどうなのかですね、この点についてお尋ねをしておきます。

○山口英雄福祉課長 第8期の介護保険事業計画につきましては、現在、厚生労働省の社会保障
審議会の中で、第8期の計画に向けた基本指針の検討、それから第8期計画期間における介護保
険の報酬の在り方、そういったものを検討中でございます。

今後、市町村に対しまして、例年どおりでありますと説明会が実施されることになるわけす
けれども、まだ説明会がいつ頃という通知は来ておりませんので、私どもといたしましては、国
の第8期計画に関わります国の検討の状況を見ながら、第8期の計画策定、それから保険料の抑
制と申しますか、そこら辺のことも今後検討していきたいというふうに考えております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 私は補正3号について。資料をもらっていますけど、この中の第2弾の7
事業、そして最後のほうに載ってるんですけど、このアフターコロナチャレンジ新しい価値づく
り6事業についてですよ、これに新しい事業も入ってますし、既存に関係する部分もありますけ
ど、今回のこの補正で、この事業対策でどれほどの効果を見込んでるのかというそこをお伺いし
たいんです。

○鮫島寿文水産商工課長 私のほうから少し申し上げたいと思います。

コロナの影響で市内の、先ほど市長からの行政報告でもありましたが、多大な影響を受けてお
ります宿泊、飲食、製造業、サービス業においても影響が広がりを見せているところですが、雇
用調整助成金、それと家賃補助等で事業継続、それと雇用の維持ということで資金繰りが厳しい
ところに対しまして、融資と併せてこのような市の支援をすることで、事業継続雇用の確保、住
民の安定的な生活を守るという考えでやっております。

今、お尋ねの効果・成果ということですが、経済的な分野におきましては、5月でもお願いし
ましたタクシー利用フードデリバリー支援事業でありますとか、今回のグルメ・宿泊クーポン、
商品券その他、G o T o まくらざきキャンペーンなどの事業を行うことで、県のほうでも試算と
いうことで発表されておりましたが、特に外食産業の落ち込みが厳しいということで、外食産業
の減少が3月期で17%とありましたが、そこで県では約15億の減少であったのではないかと
いう昨日の県議会の報告もございましたが、私どもの本市としましては人口2万2,000人程度、世
帯が約1万世帯ありますが、これを換算しますと、17%の減少があったと見込みますと、1世
帯当たり1万2,500円の外食ということでしたので、3月期では2,100万円程度の外食等の支出
が減少したのではないかと、飲食店等に影響があったのではないかと推察されるところです。

4月、5月におきましては前の議会でも報告をしたと思うんですが、減少幅がやはり30%、
そして5月は50%を超える売上げの減少になっている事業所もございました。そう換算します
と、5月期においては約一月で5,000万程度の外食分においては減少があったのではないかなと
推察されるところです。

これを、100%元に戻すというのは少し時間がかかるかもしれませんが、やはり減少幅を抑え
るために、そして感染症の防止も含めて緩やかな回復を図るために、このような農業、水産商工、
そういった分野で支援することで、経済の回復を100%とはいかないまでも、それに近づけた形
で徐々に、秋口からはまた新たな対策を講じるなどして、本市の経済活動の回復を進めてまいり
たいと考えております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設
置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第17号から第26号までの10件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第42号から議案第51号までの農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

これら10件は、現在の農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、俵積田広昭氏、眞茅文男氏、楠義文氏、原田克子氏、天達範隆氏、畑野真人氏、水野正子氏、以上7名については引き続き、篠原正氏、今給黎龍浪氏、白澤千恵子氏の3名については新たに、それぞれ農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第17号から日程第26号までの農業委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

それぞれの案件について、同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、4番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 まず、日程第17号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第18号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第43号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第44号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第20号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第45号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第21号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第46号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第22号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第47号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第23号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第48号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第24号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第49号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第25号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対3票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第50号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第26号の投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第51号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第27号及び第28号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項第3号及び報告事項第4号の繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

これら2件は、3月定例会において議決をいただきました令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）第2条及び令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）第2条並びに令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費について、それぞれ繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時20分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和2年6月15日)

令和2年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第2号）

令和2年6月15日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	立 石 幸 徳 議員（16ページ～25ページ）
		城 森 史 明 議員（25ページ～35ページ）
		豊 留 榮 子 議員（35ページ～42ページ）
		永 野 慶一郎 議員（42ページ～56ページ）
		東 君 子 議員（56ページ～64ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
山 口 英 雄 福祉課長
田 中 義 文 健康課長
高 山 京 彦 市立病院事務長
小 峯 恵美子 監査委員事務局長
堂 原 耕 一 企画調整課参事
新屋敷 増 水産商工課参事
丸 山 屋 敏 教育長
満 枝 賢 治 学校教育課長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
佐 藤 祐 司 財政課長
原 田 博 明 農政課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長
水 流 敏 幸 監査委員
小 湊 哲 郎 農政課参事兼耕地林務係長
田 中 幸 喜 総務課参事
宮 原 司 教委総務課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番城森史明議員、3番豊留榮子議員、4番永野慶一郎議員、5番東君子議員、6番清水和弘議員、7番禰占通男議員の順に行います。

まず、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 新型コロナウイルス感染症は、昨年11月に中国武漢で発生し、以後、全世界へ拡大してまいりました。世界全体では、大流行は終息するどころか、むしろ再拡大が懸念されております。

我が国においても、緊急事態宣言が先月5月25日解除されたものの、数日前には鹿児島市において新規感染者が確認されております。警戒を緩めることはあってはなりません。

しかしながら、コロナ後の社会の在り方について議論もなされておりますので、通告の主題に基づき一般質問をいたします。

世界は狭くなったと言われて久しいのでありますが、グローバル資本主義の下、世界各国による交流、貿易は交通機関の超高速化、通信手段など、科学技術の進歩により著しく拡大しております。地球市民という表現もなされ、人々は世界の隅々に至るまで活動し生活するようになりました。

このような状況の中で、新型の感染症が発生し、世界はあつという間に恐怖と不安の中に置かれ、世界同時鎖国という事態になったのであります。

そして、我が国においても、東京一極集中を是正できずに、地方創生の掛け声も最近ではいささか空虚な響きが伴うような感じがいたしておりました。

今回の新型コロナウイルス感染症の予防策の中で、密閉、密集、密接の3密を避ける。密なることによって感染のリスクは高まる。このことにより多くのイベントや会議、集会は中止となったのであります。

密なる社会は、本当に住みやすいのか、安全安心なのか。新型コロナウイルス感染症が日本人に投げかけた問題提起は、大きな課題があったと考えます。過密社会より過疎社会で安全安心な生活をしたい。日本社会は今、都市集中から地方分散へと動いてきつつあると思います。

本市においては、このことをどのように考え、本市活性化を進めていこうとしているのか、お尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 1番目の質問者の質問に対してお答えしたいと思います。

都市集中から地方へ分散というような問題提起がなされておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえまして、今後の活性化についてということで、都市集中から地方へ分散ということでですね、お尋ねでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてのこれまでの取組状況等について、まずもって御説明させていただきたいというふうに思います。

本市の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、さきの臨時会で議決いただきました放課後児童クラブ等の感染拡大に係る支援、子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業、雇用調整助成金申請支援事業、雇用維持等支援事業補助、中小企業等事業継続支援事業、タクシー利用フードデリバリー支援事業など、その影響が早期に目に見えて現れ、対応を急がなければならない感染拡大防止策や雇用の維持と事業の継続のための施策の実施から取り組んでまいったところで

これに加えまして、本定例会提出の補正予算でお願いしております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業におきましても、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発の分野、雇用の維持と事業の継続の分野、次の段階としての官民を上げた経済活動の回復の分野、強靱な経済構造の構築の分野の4つの分野で影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的として、さきの臨時会で議決いただいた事業と合わせて34の事業を掲げ、今後、その取組を進めていくこととしております。

ただいま議員からありましたように、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を契機として、大都市部、こちらへの過度な人口集中が感染拡大のリスクを高めるということから、地方への分散の流れというものが進みつつあるということはそのとおりであると私も認識しております。実際に、本市へのUターン等を検討する方も徐々に出てくるのではないかというふうな期待がございます。

今回掲げました34事業の中でも、そのような趣旨から新型コロナウイルス感染症の影響を契機に首都圏等からUターン等をされ、新たに農業経営に取り組む場合の農業機械の導入、機械器具の賃貸に必要な費用に対する助成を行うなど、Uターン者等の新規就農者応援事業による支援策等も新たに打ち出しているところでございます。

そして、感染症との新たな共存のステージに入っている現在、新型コロナウイルス感染症対応に係る国の2次補正等も近いうちにその詳細が示されてまいります。今後、新型コロナウイルス感染症の影響に端を発した新しい生活様式、新しい働き方などに対応するアフターコロナ対策としての視点からも、大都市圏等からのUターン等に対する支援策の拡大、そして現在その活用が普及しつつあるテレワークあるいはリモートワーク、これらに対応するための環境整備を含めまして、本市の今後の活性化にどうつなげていくのか、これはもう全職員でこれまで以上に想像力を働かせ、知恵を絞りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問があったように、本当にこれから都市集中からですね、地方に人の流れが来るという流れをですね、しっかりと捉えながら、本市としてもしっかりとした準備体制、対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○9番立石幸徳議員 私どもも、今度のこのコロナ状況下でできるだけ効率的な一般質問をということで話し合っておりますので、ぜひその点を踏まえて御答弁、説明をいただきたいと思うんですが、今月6月4日ですね、まだ2週間もたたないんですけど、これ慣例っていいんでしょうか、全国知事会、この会議がオンラインで開催されたわけです。

この全国知事会の中で「新次元の分散型国土」と、こういったことが提言をされております。やはり、都市集中になると感染リスクが非常に高いと、日本は今こそ地方分散を強力に進めるべきだという知事会の提言がなされたんですね。

全国知事会ですので、当然、大都市を抱える東京都、大阪府、愛知県といったそういったところの知事も交えての、これからの日本社会は地方分散を進めるべきだという、そういった結論を知事会が出したわけです。

そこで、枕崎市長も参加される全国市長会のほうはですね、この点についてはどういった動きがあるのか、それから市長も答弁の中でありました地方にいても全然変わらないような仕事ができる、いわゆるテレワーク、リモートワーク、こういった環境整備、そのことで仕事はどこでもできると多くの人が気づいた。

5月31日にはですね、オンライン全国移住フェア、これは今度オンラインじゃ今まではなかったんですけども、こういう状況で全国移住フェアもオンラインでやっております。出展者が38道府県138団体、地方移住の相談申込みが大盛況であったと報道されているんですね。

ただ、地方移住の動きが加速しても、地方といってもたくさんございますので、本市がそれなりの努力、対応をしないことには、本市へ移住してくるというわけにはいかない。よその地に移

住をしていくということは当然考えておかなきゃならんですが、知事会あるいは市長会、そういった地方移住のいろんな取組、そういうものを踏まえてですね、もう少し具体的に市長のほうで我が市に都会からの移住者を呼び込もうという取組をどうなさるおつもりなのか、聞いておきたいと思います。

○前田祝成市長 ただいまの質問でございますが、まず全国市長会に関しましては、本来だったら6月の第1週に毎年開催されるということで、そこで集まるっていうことがあったんですが、今回はこういう環境の中で全国市長会のほうも中止になりました。

幹部のほうで会議が行われておるんですけども、そこにおきましてもですね、やはりこの地方への人の流れっていうのは十分認識されておりまして、今後、そのような流れは加速するのではないかなという認識でいるというふうに思っております。

そして、具体的に枕崎で何がという御質問でもございました。まさにですね、これはそれぞれの地方が独自の施策を打ち出すことによってですね、今後の地方への人の流れってものの動きが変わってくるのであろうというふうに考えております。

先ほど申し上げました本市の場合は、農業支援ということでUターンに対する農業支援を既に今回の議会に提案させていただいておりますが、それとはまた別におっしゃられましたテレワークとかですね、リモートワーク、これができるような地域の環境をつくらなければいけないというふうに思っております。

ただ、これはですね、本市の場合は非常にコンパクトな地域ということで、その辺りも非常にある面強みではないかというふうに思っております。

ここのリモートワークですとか、テレワークということにつきましてはですね、先週金曜日に国の2次補正のほうも出てきたということもありましてですね、本市としても次の打ち手としてですね、しっかりその辺りも考えていこうということで今話をしているところでございます。

本市においては、例えば観光でこちらのほうに来られた方はこちらでも仕事ができる、あるいはいろんな仕事をリモートワーク、テレワークでやれるっていう環境をどんどんどんどん積極的につくっていききたいなというふうに考えております。

これにつきましてはですね、市内のほうでもやはり仕事の仕方っていうのを変えていかないといけないんですけども、実は、この期間に我々も医師会との会議についてはリモートで行ったり、実際もうやっております。そういう環境も少しずつつくりつつありますので、そのスピードアップをしっかりとやっていければというふうに思っております。

何よりも、各地域の施策の腕の見せどころっていうのがこれから出てくるんだろうと思いますので、その辺りについてはしっかりと努力してまいりたいというふうに思っております。

○9番立石幸徳議員 この都市集中から地方分散ということで、ちょっと誤解を招くおそれがあるのは、地方にどんどん人が来ると今度は地方のほうが高リスクが高まるのではないかというような物の言い方、捉え方も起きるかもしれませんけれども、私は過密、密度が過ぎる、あるいは過疎にしてもそうですけれども、やはり適度のといいましょうか、バランスの取れた均衡のあるやっぱりまちづくりっていうのが今後日本全体で取り組む課題だと思いますので、どうしてもこの都市があまりにも人が多過ぎるということは、国全体としても、地方のほうとしてもそういったものの解決に向けて努力すべきだと思います。

そこで具体的にですね、今度のコロナ感染症対策として、特にこの緊急事態宣言の下、外出自粛と、外に出るなど、ステイホーム、それから海外からの入国拒否、こういったことが実施されて、まず社会現象として現れたのが外食ですね、外食の減少、そして観光客がインバウンドということで3,000万、4,000万って言ったのが立ちどころに消えてしまったと。

この2点について、まず本市の実態を外食の部分、観光の分野でどのように確認されているのかですね、できるだけ簡潔にお答えいただきたいと思います。

○**鮫島寿文水産商工課長** 新型コロナウイルス感染症の観光産業に与える影響は非常に大きく、県が毎月公表している観光動向調査では、宿泊数など過去最大の減少幅を更新している状況です。

本市でも同様の影響があり、多くの国での外出禁止や海外渡航制限による影響、また国内でも全国的な緊急事態宣言が出されたことに伴います不要不急の外出の自粛や、また県をまたぐ移動の自粛要請などが大きな要因と捉えております。

県でも6月1日からは新たな考え方として「新型コロナウイルスの存在を前提にしながら日常の生活を取り戻す」としておりますが、観光面では5月25日まで緊急事態宣言が出されていた東京などの5都道府県との行き来をする移動については6月18日までは慎重に対応するよう要請が出ているなど、今後も本市観光産業に与える影響は長期化していくものと推察しています。

さきの議会でも申し上げましたとおり、観光産業、特に宿泊業ですね、これにつきましては3月末ぐらいから影響が出始めまして、4月そして5月と、もう4月で50%以上の減があったと聞いておりましたが、5月のゴールデンウィークをはじめとしまして宿泊がほとんどキャンセルされまして、不要不急、観光面等の利用はほとんどなかったということで、旅館、ホテルによっては8割、9割の減ということをお伺いしております。

また、飲食業におきましても、特に4月の後半あたりから影響が出始めまして、県の要請に基づく休業、休店、営業時間の短縮等があり、5割以上の減、中には宿泊と同じく8割、9割夜の利用がなかったというお話は聞いております。

その中でも、このような状況下におきましても、本市観光産業は各種団体が協力して味のまち、食のまちとして動き出しているところです。

まず、3月16日には市内飲食店を応援しようという試みで、市内飲食店の持ち帰り、出前情報の一覧表をホームページやフェイスブックなどで発信し、市のホームページでも同様の情報を発信させていただき、商工会議所青年部や通り会連合会などの7団体が連携した市内飲食店のテイクアウトプロジェクト「#枕崎エール飯」と題した事業も進めております。

また、5月16日、17日には地場産業振興センター前の駐車場で、お弁当などの料理のドライブスループロジェクトも展開しているところです。

さらに、5月25日からは飲食店やタクシー事業者への助成策として、タクシーを使ったデリバリー事業を7月末まで行うこととしております。利用者はお弁当代と、ワンコイン100円のタクシー料金で利用できることとされております。

このように、様々な団体が今、観光産業、飲食産業非常に厳しいところではございますが、連携して何とか本市の食の産業の立て直し、また旅館ホテルの宿泊業の立て直しということで模索をしているところです。

今議会でも補正予算でもお願いしておりますが、グルメクーポンですとか、宿泊ですとか、そういったものも含めて、今後も引き続きそのような取組を実施してまいりたいと考えております。

○**9番立石幸徳議員** 要は、この外食面、観光面についても今後どう取り組んでいくのか、私、戦略という言葉を使わせていただきましたが、当然、当該事業者はもう当事者のことだということで懸命に悩みながらもいろんなことを模索されていると思うんですけどもね。

行政全体として、まち全体として、この味のまち食のまち枕崎をどう立て直すかというこの件ですね、一番この今度のウイルス感染症で言われているのが、各施設、お店、事業所、こういったところの衛生管理に関する要求水準、これが非常にこれからはやっぱり高度な水準が求められていくんじゃないかと。もういろんなことがあちこち出されておりますけれども、この高度な衛生管理水準ということになりますと、当然ながらかなりハード面の整備等に投資も必要になってくる。

そういった面での行政としてのフォロー、それから今水産商工課長のほうから言われた当事者とのいろんな話合いで、この我がまちの全体的な浮揚をどうやっていくかっていう話し合いちゅ

うのは、私は非常に重要になっていくんじゃないかと思うんですけども、その2点についてですね、今後の部分の取組、どういうことを考えているのかお答えいただきたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 感染防止の対策ということでございますが、まず1点目のことについて少し状況、今後の対応等を含めてお話をしたいと思います。

本市の観光施設の拠点でありますお魚センターでは、県外の観光客の利用も多いことから、これまでも従業員のマスク着用、お客様に対して消毒用のアルコールを設置するなど感染防止対策を講じておりましたが、緊急事態宣言解除後の6月1日からのレストラン営業再開に当たりましては、従業員とお客様の安心安全がより保たれた環境で御利用いただけるよう、これまでの取組に加えまして、座席数を150席から50席へ減らして3密回避、ソーシャルディスタンスを確保して、港側を向いて横並びに食事していただくスタイルへ店内レイアウトを変更し、当面は営業していくと伺っております。

さらに、個々の飲食店におかれましても、出入口への消毒液の設置や座席の間引き、また換気の徹底や離席後の消毒などを行い、コロナ後の新たな生活様式に取り組んでおられる事業者もいらっしゃいます。

今後の対応ですが、アクリル板の設置でありましたり、空調また換気の機械整備ですね、そういったもの、あといろいろな感染防止対策について飲食店等ですね、そういった需要が出てきたり、またお客様、消費者のそういったニーズが増してくると思いますので、そういったことへの支援、そういったものも今現在、料飲業の方ともお話をしながらですね、そういったものがないのか、感染防止の細菌除去する空気清浄機、そういったものの整備についても必要があれば進めたいという飲食店もございましたので、それらについて行政として市内全域へのそういった取組が必要かどうかも見極めまして、支援の仕組みも検討を始めているところです。

また、団体との協議につきましては、これまでも3月に商工会議所、金融機関、行政、市長を含めてコロナ関係の対応をまず1回目として協議をしまして、その後金融機関、そして私どものほうとしましては、先ほど申し上げました料飲業の方々、飲食店、それと商工会議所の若い方とも協力してですね、飲食店、宿泊にかかわらず、皆さんが我が事と考えまして支援をしていこうという動きが醸成されたところです。

今後も引き続きですね、今議会にお願いしてありますクーポン券ですとか商品券、そういったものの発行事業につきましては、商工会議所の関係者の皆さん、そして飲食店の皆さんと協力しながら、よりよい効果的な市内経済の回復策を検討してまいりたいと考えているところです。

○9番石幸徳議員 一言でなかなかこうする、ああするということで解決策が全て出てくるというものでないんでしょうけれども、私はやっぱりそれなりの努力をするという覚悟であっても、既に大手の外食チェーン店、本市にもある外食のレストラン大量の閉店、あと手の打ちようがないということなんだろうと思います。

観光業においても専門家の話を聞けば、よくて元どおりになるのは2年かかるだろうという状況の中ですね、観光についても、まずは近場の人たちに来ていただくような取組が大事ではないのかと、そういう中で私考えるにはですね、やっぱり枕崎市の全体的な外食にしても、観光のおもてなしにしても、その枕崎全体のグレードアップといいましょうか、こういうものがいろんなところにやっぱり伝わっていくということが、まずは大事じゃないのかなと。言葉としては非常に簡単なことかもしれませんが、やはりそういう面で、地道な努力を行政、業界一体となって取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業の関係でですね、市長もこのUターン者に対する農業面でのいろんな取組も説明をいただきました。農業っていう分野もかなり広いんですけども、本市の耕種部門の中で、花、花卉ですね、それから唐芋、お茶というこの3つの大きな地域農業の実態を踏まえ、今度のコロナを乗り越えて今後どうするかっていうことですね、しばらく時間をかけて教えていただきたい

いと思うんです。

また、本市のこの地域農業の実態ということで、私それぞれ過去3か年のですね、状況を自分なりに資料でまとめました。

また、花卉の関係ではですね、統計として出てるのは平成28年度から、生産額が平成28年18億5,000万がですね、30年度、もう31年度も過ぎてはいますが、30年度の統計で16億にやはり生産額が落ちてるんですね。生産量はまたもう一応時間の関係で置きます。

それから、カンショですね、これも平成28年度で9億4,000万円の生産高です。これは30年度は8億7,000万、これも7,000万ぐらい落ちているんですね。

そして、お茶、お茶はちょっと上げ下げあったんですが、平成28年20億円が30年度は19億円。生産量のほうは伸びているみたいですが、生産額としてはそういった実態。

そこで、まず花のほうからいろいろお尋ねをしますが、本市には大塚の花弁団地があって、ここで花卉農家23戸、品目が輪ギク、スプレーギク、こういったものを中心に行っていますが、今度のコロナの影響で県のほうでどういう影響を受けたのかということでアンケート調査を実施しております。そこで3月の時点でですね、対前年比89%、これは対前年の3月との比較ですね。4月になって50%、半分に落ちていますね。

まず、花の関係で、これも簡単にコロナ不況を踏まえて現状をどう確認しているのか。花の部門の今後の課題、取組、この点について簡潔にお答えいただければ、あとの品目もごさいますのでよろしくお願ひします。

○原田博明農政課長 ただいま花卉部門についての御質問がありました。本市の花弁生産の概要につきまして説明をさせていただきます。

本市の花弁生産は、大塚地区を中心に生産されております。令和元年度の実績によりますと、花弁生産者は市内全体で28戸います。先ほど大塚地区23戸というふうに県のほうが説明されたということですが、農政課のほうでは24戸というふうに把握しているところでございます。

面積につきましては75.5ヘクタール、品目につきましては先ほど議員が申しましたが、輪ギク、スプレーギク、テッポウユリになっております。

生産額につきましては、令和元年度実績においては14億7,000万円となっております。これは耕種部門の約35%を占めているところでございます。

今年に入ってからの上げにつきましては、先ほど議員の説明でありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、イベントの中止や自粛、冠婚葬祭の取りやめ、縮小などから大幅に落ち込んでいます。3月の売上げが対前年比約2割減、4月で対前年比約5割減というような形で、非常に厳しい状況となっております。これは取引が停滞して在庫がなかなかはけない状況が続いているということで伺っております。

大塚地区の輪ギクの出荷時期につきましては、主に年に4回、春秋のお彼岸、盆、正月となっております。3月の出荷分が大きく影響を受けているということになっております。

花弁生産者への今後の支援といたしましては、国の令和2年度補正予算で示されました高収益作物次期作支援交付金に取り組むことを検討しているところでございます。

この交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少により、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜、花卉、果樹、茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するもので、コロナウイルス収束後に向けた生産体制の強化を図ることを目的としております。

取組内容につきましては、生産性または品質向上に要する資材の導入に資する取組、肥料・農薬等の導入、土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組、堆肥や石灰による土壌改良や排水対策の実施、また作業環境の改善に資する取組で労働安全確認事項の実施を行うことなどとなっております。

おります。この取組を同じ圃場で2つ以上行うことが条件となっております。これらに取り組むことで、国から支援交付金を受けることができます。

対象となる作物や要件等については、実施要綱や要領等で示されていますが、先ほど説明いたしました取組を行うことによって、本市の果樹、お茶、特定野菜についても該当すると考えておりますので、内容をよく精査し、農家の方々に周知していく考えです。

○9番立石幸徳議員 最後に、農政課長のほうから言われた今度の国の補正予算に関係する高収益作物次期作支援交付金、この説明も既に県のほうから現地大塚地区への説明会もなされたみたいなんです。

農政課長からあったように、特にこの花卉については他の品目と違って、非常に交付単価が高いということで有利になっているみたいですね、やはりこういう有利な交付金をどんどん活用して、今後、今度の6月補正予算、枕崎市ですね、出てるその公共施設への花いっぱい運動とか、あるいは全国のこの花卉の協議会もですね、その5月が母の日を中心にしたカーネーションだったけれども、一日に限らず5月を母の月と、そして6月は父の日があるわけですけども、これはまた今後新たにヒマワリを品目として売り出そうと。

やはり、花の持つ力というのは私すばらしいものがあると思いますので、そういった本市の補正予算を活用しながら、今後、枕崎市の花弁農家を支援していただきたいと思います。

次に、カンショの関係ですね、これも県のほうで統計を頂いているんですけども、カンショについては昔から枕崎市では災害に強い作物ということで、私は非常にいい作物だったと思って、ある意味でゆっくりした気持ちでいたんですが、今非常に大変な危機になっているんじゃないかといろいろ調べるに従って考えるようになりました。

まず、このカンショが一番需要がある焼酎用ですね、この需要量を県のほうで酒造メーカーに問い合わせ調べているんですが、なんと直近のっていいましょか、本年5月時点で県が酒造メーカーに調査した需要量、これが一番新しいので4万0,800トンというふうになっております。この4万0,800トンは、実は去年の需要量が5万0,800トンでしたからね、1万トン減ってるわけですね。それだけ焼酎メーカーは原料が要らないという状況が出ております。

これ、指宿・川辺地区の全体的な需要量ですね。こういった現状を本市としてはどう考えてるのか。当然、焼酎用が出ないということになれば、でん粉のほうに回さざるを得ない。このでん粉いろんな申込みの手続きも県のほうから紹介されていると思うんですけども、私はまずお尋ねしたいのは、青果用、唐芋を食品として、例えば焼き芋とかそういうものに使うということにどういう取組をしているのか。

それから国がですね、本年3月末に新しくまとめられた国の「食料・農業・農村基本計画」、これは令和12年度、ちょうど10年後を見通して各品目の生産努力目標をつくっているんですが、カンショは平成30年度が80万トンだったんですが、令和12年度には86万トンに増加すると国全体では増加の目標を立ててるんですね。

カンショの克服すべき課題としてはですよ、国のほうで明確に書いております。1番目から4番目まで。時間の関係で2番と3番は割愛しますが、1番目にですね、需要が増加傾向にある焼き芋用及び輸出用に対応した品種の普及やカンショの長期保存のための処理機能を備えた集出荷貯蔵体制の整備、冷凍設備になると思うんです。

そして4番目にですね、これ3月末の国の計画ですので、既にサツマイモ基腐病対策の実施と、この4点を国の基本計画には定めているんです。

では、基腐病については、去る6月8日に県の病害虫防除所が注意報を出しておられますね。この注意報については、本市はどのように対応されているのかですね、取りあえずカンショの面については、以上、大きな部分としてお尋ねをさせていただきます。

○原田博明農政課長 まず、青果用カンショの取組についてどのような取組をしているかという

ところでございますが、やはり今質問がありましたとおり、本市のカンショの割合というのは、焼酎原料用カンショにつきましては約7割、でん粉原料用カンショについては2割、加工用それから青果用のカンショにつきましては残り1割の割合で生産がされております。焼酎用の単価につきましては青果用並びに加工用とさほど変わりはございませんが、でん粉原料用カンショにつきましては約半分ぐらいの単価になります。

こういったところで本市並びにJAとともにですね、今後、価格が安定しているというか、割かし高い青果用並びに加工用への転換を今各部会でも説明をしているところでございます。

本市につきましては、焼酎用の原料として需要が今まであるというところですね、なかなかそういった青果用とか加工用に転換されていないというのが現状でございます。今後、情勢的には需要が減っていくだろうということもございますので、今後はそういった転換についても検討して農家の方々と話し合っていないといけないというふうに考えているところです。

先ほど基腐病のことについてお話がありました。基腐れにつきましては、6月9日の南日本新聞の記事で南薩地区、大隅地区、熊毛地区の圃場においてサツマイモ基腐病の発生が見られたと報じられました。県は6月8日付で病害虫発生予察注意報を出しております。本市の圃場においても、3圃場で確認されたと県の病害虫防除所のほうから報告があったところでございます。これを受けまして、本市農政課とJAのほうで目視による確認作業を行ったところです。

確認作業におきましては、数か所の圃場においてサツマイモ基腐病であろうという症状のある苗が確認されました。しかしながら、まだ苗が小さい、まだ繁茂してない状況でございますので、繁茂した段階で明確に症状が出てまいりますので、今後しばらくこういう状況を注視していきたいというふうに考えているところです。

酒造会社からのですね、需要調査につきましては、現在、本市の甘しょ対策協議会で甘しょ集荷・操業計画調査を実施しているところでございます。6月19日を回答期限としているためにですね、今のところ正確な数値としてはまだ把握できていないところでございます。

ただ、情報としてですね、ある酒造会社においては前年の1割集荷を控えるという報告もされております。そのほかの酒造会社では前年並みという報告もされております。まだ回答が来てませんので、正確な数値についての答弁は差し控えたいと思います。

○9番立石幸徳議員 答弁漏れの点もあるんですけども、またお尋ねをする機会があらうかと思っておりますので、この農業の面で、最後にお茶の件ですね、お茶についてもこれも業界紙の報道なんですけど、今度の新型コロナウイルスの影響でお茶の取引価格が低迷と。

5月30日でもって鹿児島県の茶市場、茶市場の1番茶の取引を切り上げておりますけれども、この1キロ平均価格がですね、本茶や番茶を含めた価格なんですけど1,346円、これ前年比で14.6%安くなってるんですね。

JA県経済連が説明しているところによると、この値段は過去10年間で最低の水準だと、こういうお茶の状況の中でですね、いろんな原因があると思うんですけども、本市農政課としてはこのことをどのように分析されているのかですね。先ほどもカンショの点で紹介したこの国の食料・農業・農村基本計画のお茶の品目についてはですね、令和12年度の食糧消費の見通し及び生産努力目標をよく注視しますと、お茶については、国内消費仕向けは平成30年8.6万トンから7.9万トンに国自体は国内消費はもう下がるというふうに見通しをしております。

ただ、生産努力目標を平成30年8.6万トンから令和12年度は9.9万トン、約10万トンですね、増やしているんですね。これはなぜ増やしているかというのと、今後のお茶の課題として、輸出の大幅な拡大に向けた生産体制の構築、そして国内外のニーズに対応し、生産流通、実需に連携した商品開発をすることによって需要を拡大すると。スマート農業による省力化、生産コストの低減、こういうのが3月末の国の食料計画で出てるんです。

本市のお茶の課題をどういうふう整理してるのか、この点もお尋ねをさせていただきます。

○原田博明農政課長 お茶につきましては、一番茶が終わりました、現在二番茶に入っているところでございます。一番茶におきましては、4月初旬の低温と強風など気象変動の影響を大きく受けて収量が増えなかったというところでございます。また、市況につきましても、当初から厳しいと予想はしていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響でなお一層、一段と厳しい状況となっているところでございます。

これは昨年、その前からですが、在庫にだぶつきが見られているというような状況で、また今年もオリンピックの延期、インバウンドの低迷、新茶時期のイベント宣伝活動の取りやめなど、様々な悪い状況が重なったものと見ていただいております。令和元年度の生産実績につきましても、過去最低の状況でございました。この最低の状況の令和元年度と比較しても、数量で91%、金額で82%となっている状況でございます。

枕崎市茶業協議会においてもですね、近年のお茶の需要減、特に急須に入れて飲むリーフ茶の減少など、茶業の低迷に対して様々な対策を講じているところでございます。

消費者のニーズの変化による品種の転換として、以前は比較的価格がよかったが、近年、価格が低迷しているゆたかみどりという品種から、価格的に安定しているさえみどりへの改植の促進、またこのさえみどりで仕上げたお茶をふるさと納税返礼品としてPRする事業にも取り組んでいます。

先ほど議員から言われました輸出茶につきましてもですね、本市も有機茶を栽培してですね、輸出茶の原料として茶市場を通じて出荷をしている、こういった取組も始めているところでございます。

○9番立石幸徳議員 残り時間が少なくなってきましたが、JRの件でございますね、最後に質問をさせていただきます。

JR九州がこれも先月5月27日ですね、在来線の線別収支の一部を初めて公表したんですね、収支を公表するのは初めてと。

本市関係の路線、指宿枕崎線のこの指宿から枕崎の区間、この2018年度分が4億0,500万円の赤字、この4億0,500万円という金額はですね、鹿児島県内のJRの関係では最大の赤字額なんですね、一番の赤字。九州地区内では5番目になっているようです。

この赤字額については、もう既に昨年発足したJR指宿枕崎線「指宿・枕崎線区」の利用促進に関する検討会、この検討会の2回目の会合で既にJRのほうは関係の方々には報告をしているということでもあります。

したがって、本市としては先月公表されましたけれども、もう2月の時点でこの赤字額は報告を受けていたと。このJRと地元との利用検討会ではですね、この赤字額に対する論議というのはどのようなものが出てきたのかですね、この点をお尋ねをいたします。

○東中川徹企画調整課長 JRの公表した数字等については、ただいま議員からありましたとおりでございます。

それを検討会の中で、その収支についてどのようなこととということではございますが、検討会の中では、その収支の状況、経費に係る部分、運行に関わる経費、これが乗務員であるとか燃料費等があるということと、車両のメンテナンスの費用、それから設備のメンテナンスの費用、その他の費用等によって、このような赤字が生じているということと説明がございました。

そういう指宿枕崎線の線区の現状というのを沿線自治体と共有する中で、今後の利用促進に少しでもつなげていこうということで、検討会で協議を進めているところでございます。

○9番立石幸徳議員 確かにですね、利用促進ということは当然のこととして取り組まなければならないと思うんですね。

ただ、これまでも事あるごとに、例えばJRが株式上場したとか、あるいは利用者が少ないところを公表したとか、いろんな機会ごとに利用促進ということは話がなされたんですけども、

J Rの社長、今度私もいろんな各紙の報道を読ませていただきましたけども、1点だけどきっとするコメントがありましてね、それはJ Rの社長が言うには、利用客が仮に倍になっても、2倍に増えてもですよ、赤字は減りませんと。

つまり、今度のいろんな検討会、それから公表を踏まえていろんなメディアあるいは専門家の学識者が何を申しているかという、この赤字公表というのは将来的に鉄道の維持は難しいと、地域へのアラート、警報なんだと。だから、鉄道よりルートを柔軟に変えられるバスあるいは自治体自体がですよ、鉄道を維持するために何らかの負担をしていかなければならないというような、私は抜本的な対策を今後出さないと、特に今2018年が4億0,500万ですけど、2019年度のJ R九州の鉄道の赤字額というのはすごいものが予想されると思いますね。このコロナで運休、運休でしたから。

そういうことを踏まえてですね、この抜本対策というのは、いつをめどにどういう形でまとめるつもりなのか、最後に聞いておきます。

○東中川徹企画調整課長 検討会については、指宿・枕崎線区の現状等をJ R九州、そして沿線自治体等が、先ほど申し上げましたように共通認識した上で、今後の安定的な運行を維持するために関係機関が一緒になって、少しでも利用促進につながる活用策を見いだしていこうということが目的でございまして、議員からあります収支の改善等のための抜本的対策というところまで策定していこうというものではございません。

検討会のスケジュール的な面について若干申し上げますと、新型コロナの関係がありましたのでなかなか開けないということがございまして、当初の予定で申し上げますと、先ほど申し上げました収支状況など現状等を把握する中で団体ごとの活用策を考案していただくと。

それで、活用策の実施に向けての選定作業、役割分担など活用策の策定をすると、それと活用策の実行、それから取組結果の検証というサイクルで本年度末までに順次作業を進めまして、その検証結果等を踏まえて、さらに次の年度につなげていこうというものでございます。

ただいま申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の影響でその検討会での協議等の進捗というのは若干遅れ気味にはなっているところでございます。

○中原重信議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 通告に従って一般質問を行いたいと思います。

第1期の本市の人口ビジョン及び地方創生総合戦略は2016年に策定され、人口ビジョンにおいては、2020年に2万1,280人、2025年に2万人という目標として掲げ、地方創生総合戦略においては、政策分野において4つの柱を設定し、具体的な政策の下に目標達成のために当局も議会も精いっぱい頑張ってきました。

しかしながら、本年度の本市の人口は2万0,280人であり、目標数より約1,000人少なくなっています。また、国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研の本年度の本市人口の予測数は2万0,473人で、社人研の予測に近いものの、それより193人速いスピードで人口が減少しています。

残念ながら、過去数年間の地方創生総合戦略における取組が、人口減少の抑制効果につながらなかったという評価になるのではないのでしょうか。PDCA体制におけるしっかりとした検証を行い、第2期の地方創生総合戦略に生かさなければならぬと考えます。

2020年3月に令和2年改訂版の人口ビジョンが示されました。第2期の人口ビジョンは、2025年は1万8,800人であり、第1期の目標より1,200人減少しました。また、社人研の予測数は1万8,480人となっております。

地方の人口増加は非常に困難であります。人口減少を遅らすことが大事ではないでしょうか。第2期の人口推計は、社人研の予測数より320人増加させる内容になっており、十分に実現可能な数字であると考えられます。

新型コロナウイルスの影響で、新しい社会の構築が叫ばれ、都会から地方への移住志向は、特に若い人の間で増加しているとの世論調査の結果も出ており、地方への追い風が吹いているのは確実であり、絶好のチャンスであるのは間違いのないことだと考えます。

今後5年間の第2期枕崎市地方創生総合戦略は、本市が持続的発展を遂げるのか、または消滅都市への道に入っていくのかを決める非常に重要な5年間になることは覚悟して臨まなければならないと考えます。

まず、第1期の結果をPDCAサイクルにおいてどのように検証し、第2期の人口推計を行ったのかをまず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 人口ビジョンについて、御質問にお答えしたいと思います。

今、ございましたように、このコロナ禍で人口の流れというのがですね、今までとは違う流れが出てくるものだというふうに考えております。

今回の人口ビジョンの改訂内容について、まず御説明したいと思います。

人口ビジョンとは、地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものですが、第1期総合戦略と同時に策定した枕崎市人口ビジョンの基データとなりました国立社会保障・人口問題研究所が、平成25年に公表したデータと新たに平成30年に公表したデータを比較すると、本市の将来推計人口は、令和2年において、平成25年公表データ2万0,473人に対し、193人減少の2万0,280人、令和7年において平成25年公表データ1万8,943人に対し、463人減少の1万8,480人とさらに厳しい予測になっておりました。

また、令和元年10月1日現在の国勢調査推計人口は2万0,447人となっており、枕崎市人口ビジョンの目標値とした2025年の2万人の維持は極めて困難な状況であることが判明したこともあり、第2期総合戦略を策定するに当たり、最新のデータを基に枕崎市人口ビジョンの改訂も行ったものになります。

改訂の内容につきましては、担当課参事から説明させます。

○堂原耕一企画調整課参事 改定後の人口ビジョンにおきまして、本市の人口の将来あるべき姿を描くに当たりまして、本市が将来にわたって持続可能で、そこに住む人たちに幸福感を持って過ごしていただくためには、地域経済を支える各産業の生産力と、そこで働く人々の住民の所得の維持・向上を図っていくことが必要であるとまず考えました。

そして、そのためには高齢者の方々、いろいろな年代の方々を含めた様々な世代への活躍支援を図りつつも、特に若い世代を中心とした年齢層の人口を一定割合で今後も維持していくことが重要なのではないかと考えたところです。

このような将来あるべき姿を描くためには、国立社会保障・人口問題研究所——社人研が平成30年に予測した本市の将来推計人口を、一定を超える、より理想的な人口の姿の提示が必要であると考えまして、長期的には若い世代の人口に占める割合を、直近の平成27年の国勢調査時点の割合を目指していくことを基本として、様々なパラメーターを用いて独自推計を行ったところでございます。

○6番城森史明議員 要は、書いてありますように、合計特殊出生率と移動率ということで、そ

の人口を推計し、やられたということで理解できますが、この移動率、第1期とはちょっと違った内容になってるんですね。移動率という表現じゃなかったですよ。社会増減を均衡させるという表現だったんですが、こういう表現に変わったわけですが、移動率の考え方は具体的にどういう考え方になってるんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいま御質問の移動率についてですが、今回、人口ビジョン改訂のため、独自推計を行うに当たりまして、国から提供された人口推計ツールのプログラムを活用いたしました。

人口ビジョンでも記載しております移動率とは、この人口推計ツールで設定するパラメーターでございまして、男女別及び5歳刻みの年齢階層別に、5年単位でどの程度の社会増減が生じるのかというのを、その割合を示す値となっております。独自推計に当たっては、全体で360個の移動率を設定しております。

今回、この独自推計として、人口における枕崎の将来あるべき姿を描くに当たりまして、この移動率につきましては、基本的に社人研が平成25年の本市の将来推計人口に用いた移動率を参考に設定いたしました。

それはなぜかと申し上げますと、これは人口ビジョンの基礎データとなっている社人研が行った将来推計人口では、平成25年の移動率に比べて平成30年の移動率は、全体的に低下しておりました。枕崎の将来あるべき人口の姿を描くために、第2期総合戦略に掲げました目標、施策などを展開することによりまして、この移動率を低下する5年前の水準まで戻すことを一旦の目標とすることを考えたため、平成25年の移動率を勘案しつつ360個のパラメーターを設定したものでございます。

○6番城森史明議員 その平成25年の移動率を維持するということですが、例えば数字的に言えば移動率が25年はどうだったのか、そしたら20年はどうなるのか、2025年はどうなるのかという、それは大ざっぱにはどうなっていくんですか、実際の移動率については。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいま申し上げたとおり、このパラメーターの数が多くて、全体を詳細に申し上げるのはなかなか難しいところがございますので、幾つかの例を用いて具体的な数字で説明をさせていただきます。

まず、そのパラメーター自身の説明になるんですけど、例えばなんですけど、令和2年の時点でゼロ歳から4歳だった男児が、5歳から9歳になるまでの移動率はマイナス0.01143という数字を設定しております。つまり、約1.1%、これは人数にして約4人減少する見込みということで、その値を設定しております。

同様に、25歳から29歳だった男性が、30歳から34歳になるまでの移動率は0.02873、これはつまり約2.9%、人数にして約9人増加する見込みという値を用いています。

このような移動率をそれぞれ360個設定しているんですが、もう少し分かりやすく申し上げますか、具体的な数字で申し上げますと、平成30年の社人研の推計では、令和2年から令和17年の15年間の間に転出超過で約1,100人の人口減少がされるものと見込んでいるところがございます。

これに対し、本市の独自推計では、この減少数を約700人程度に抑えるというような形の推計になっているところであります。

○6番城森史明議員 移動率ちゅうのは、社会増減の移動率じゃなくて人口の移動率なんですか。社会増減は移動しますよね、その社会増減による移動率じゃなくて、人口が変化っていう意味での移動率ってことなんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 移動率のパラメーターで設定されますのは、あくまでも転入転出に伴う社会増減に対する移動率でございます。その他、出生率でありますとか、あとは亡くなる方の割合とか、そういったものもまた別パラメーターで推計されているところであります。

○6番城森史明議員 合計特殊出生率というのが一つの要素になっているんですが、過去どのよ

うに本市の合計特殊出生率ですね、この前もちょっと全国の出生率のニュースがありまして、鹿児島県は1.56ぐらい、全国は1.3ぐらいということだったんですが、この辺はどういうふうに本市は経過しているんでしょうかね。

○堂原耕一企画調整課参事 合計特殊出生率につきましては、今議員からもありましたとおり、全国と県別の値と申しますのは、国の人口動態統計で毎年公表されます。一方、市町村別の値につきましては、人口動態保健所・市区町村別統計で示されまして、これは国勢調査人口などを基にして5年置きに公表されるものでございます。

その推移につきましては、平成12年の国勢調査人口を基にした値は1.67となっております。また、平成17年の国勢調査人口を基にした値は1.49となっております。

最新の値は、平成26年に公表された平成22年の国勢調査人口を基にした値となります。これによりますと、本市の合計特殊出生率は1.59となっております。

今回、独自推計の合計特殊出生率の設定に当たりましては、本市の人口が、何度も申しますが、将来あるべき姿となるための値といたしまして、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、国の人口ビジョンですね、こちらで示されております若い世代の結婚・出産・子育ての希望が全て実現すると仮定した場合に到達すると見込まれる水準である1.8を用いました。

また、さらにその先にある将来的な値といたしましては、国全体で人口の増減が均衡する人口置換水準とされる2.07を目標として設定したところです。

国の長期ビジョンで、合計特殊出生率が上昇した場合とされる推計では、令和17年に1.8、令和27年に2.07に到達するものとされております。それを参考に本市の独自推計におきましては、令和17年に1.75、令和22年に1.82、令和27年に2.04、令和32年に2.05、令和37年に2.07という合計特殊出生率を設定したところでございます。

○6番城森史明議員 この合計特殊出生率は、最終的に2.07っていうのを目標にしているということですが、実際、今1.56ぐらいですから、ただこれが本当に実現可能なのかっていうこと、実際はそうなるわけですよ。

要は、皆さんがこの希望出生率で、それをかなえるっていうことで上げてるっていうことですが、実際はもう違ってくると思うんですよ。

例えば、これに対する一番重要な要素である未婚率っていうデータがあって、例えば女性の35歳から44歳までの未婚率を調べると、平成12年が11%なんです。平成27年は22%、倍増してるわけですよ、5人に1人は未婚者になっているということなんで、そうすれば、例えば未婚率をゼロとすると、家庭の平均の子供数、これが特殊出生率になるんですが、未婚率が22%分だとすると、この分をほかの家庭を持ってる人たちでカバーする必要がある。ということは、極端な試算によると80%の人が3人の子供を持って、あとの人が22%未婚ですから、そうすると出生率は2.4、それと平均が2人だとすると1.6になるんですね。

ですから、現実的にこの子供を3人以上持つちゅうことは、非常に現実的に平均としてですね、難しいんじゃないかと思うんですが、その辺の未婚率に対する取組が非常に大事かと思うんですよ。これは後に総合戦略に書いてあると思いますが、この辺のところをどういうふうに考えてるのか、質問いたします。

○堂原耕一企画調整課参事 先ほども御説明申し上げましたその若者の希望が全部かなった場合の出生率が1.8まで上昇するという国の考え方なんです、こちらのほうは国が若い世代を中心にアンケートを取って、結婚したい意思ですとか、あとは子供が何人欲しいとか、実際これから子供をどれくらい産むつもりかというような、そういう若者の希望に関するアンケートを取って、その希望が結婚自体も含めて、結婚したい人が結婚をして欲しいだけの子供を産んだとしたら、それだけの合計特殊出生率が達成されるものとして見込んだ数字であります。

ですので、まずは本市においても、いろんなアンケートでも出ております実際に子供が欲しい

数でありますとか、子育てに対してこういったような取組が必要ではないかというような御意見とか、そういったところを第2期総合戦略において施策を展開していきながら、そういった方々の希望をかなえながら、まずはその1.8というところを目指していかなければならないものだと考えているところであります。

○6番城森史明議員 その趣旨は分かるんですよ。分かるんですが、あくまでもこういうのは確かにパラメーターも決まってるんでしょうけど、それをやはり本市の状況にある程度なぞらえてっていうんですかね、そういう話をしないと、なかなか私どももこれを持って市民に説明するときですね、これはもうパラメーターで決まってるんだよち言ってもなかなか市民は分からない。

ですから、その辺の具体的に例えばその説明をする必要があったときに、ざっくばらんにしたときに、今、最終目標の2.1っていう出生率はどういうことなのかっていうのをちょっと聞きたいわけですよ。

○堂原耕一企画調整課参事 合計特殊出生率を今回、先ほど御説明申し上げました考えに沿いまして1.8、そしてさらに理想的な値として2.07というところを設定したところですが、まず具体的に申し上げますと、独自推計で合計特殊出生率が約1.8になる令和17年の独自推計での出生見込数は5年間の推計なので、単純に単年の値というのはなかなか出すのは難しいんですけど、一番単純な考え方でいいますと、約120人の出生数ということになっております、令和17年の独自推計の見込みが。さらに、約2.07となる令和37年の出生見込み数は、約110人となっております。

先ほど議員もおっしゃられましたとおり、その未婚率、結婚した世帯が必ずしも子供をもうけられるわけではないですが、それでもやはりそういう世帯が子供をもうけられるというのは多いと思われまますので、まずその晩婚ではなくできるだけその若い年代に結婚をされたい方が結婚できるような環境を整えなければならないということで、本市においては、第2期総合戦略におきましては新たな取組といたしまして、結婚生活を応援する支援金の事業なども始めているところでございます。

確かに、その2.07というところはかなり理想的な、かなり高い目標ではあるかと思うのですが、まずこの人口ビジョン自体を、考え方といたしまして本市の将来理想的にはどういう形であるべきなのかというところを、まずは提示させていただく必要があるのではないかという考えのもとに、これらの独自推計をさせていただきました。

一方、その社人研が推計した平成30年の最新の推計というのが、このままいけば現実的にはこうなるというような推計でございますので、そこを言えば、最低限の目標としつつ、さらに上を目指して第2期の総合戦略に取り組んでいきたいというところが私どもの考えでございます。

○6番城森史明議員 自然減はですね、毎年どんどんマイナスに広がっていく現状があるんですが、出生数が平成10年は200人、平成30年が140人、どんどん減少していく状況がある。死亡数が310人から380人、約200人の自然減となってるわけですよ。この辺は今後どういうふうになっていくんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 自然減につきましては、その一番大きな要因と申しますのは亡くなる方の数であるかと思えます。

そちらについては、今回推計に用いましたツールにおきましては、その生残率というパラメーターでそれぞれの年代の方、これも360個のパラメーターがあるんですけど、それぞれの年齢の方がどれだけお亡くなりになる割合があるかという予測、これは社人研の推計を、そこについては大きな違いはないかと思えますので、社人研が全国の平均ですとか、これまでの本市の生残率を参考にして社人研のほうを設定したその生残率を用いて設定しているところでございますので、議員もただいまおっしゃられましたように、お亡くなりになる方の数っていうのは大体三百数十人で今推移しているかと思うのですが、そちらの数が今後も推移していくのかなと考えているところでございます。

ただ、高齢化は、令和2年が今のところ推計ではピークとなっておりますので、やはり年齢が高くなればそれだけ亡くなる方の数も増えますので、今後はその数自体は少しずつ減っていく形になるのかなと予測しているところであります。

○6番城森史明議員 死亡数ということに関してはそうなるのかなと思いますが、今度は出生数ですよね、これをなるべく高めに維持していく、これが非常に大事なことじゃないかということで、そういう意味では出生数というのはどういう予測を立ててるんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 出生数につきましては、先ほど合計特殊出生率のお尋ねで申し上げましたとおり、社人研の推計、社人研がこれまでの本市の動きでありますとか、全国的な動きを参考に推計いたしました社人研の平成30年度の推計では、約1.5で合計特殊出生率は推移していくというような予測になっております。

これに対しまして、先ほども御説明申し上げましたとおり、国がそのアンケートを取った、若者が希望する、例えば欲しい子供の数でありますとか、本市で取ったアンケートで今後産みたい子供の数でありますとか、大体2人から3人というところで、それなりに近い数字になっているところであります。

そういったところも考えまして、国において設定しております若者の希望が全部かなえられたときの1.8という合計特殊出生率を、まずは目指して取り組んでいきたいと思っております。

その出生率の動きにつきましても、まずは手始めに結婚に対する支援を始めましたが、それ以外の様々な各子育てのステージに合わせた取組、もう既に取り組んでる事業も多々ございますが、そういった取組を取り組んでさらにそれを市民の皆様に広く周知を図っていきながら、子育てのしやすいまちというのをさらに取り組んでいきまして、その1.8というところをまずは目指していきたいと思っております。

○6番城森史明議員 私は、本市の現状の話をしたいんですが、国のパラメーターとかその辺が出てですね、要は出生数が平成10年は200人あって、平成30年は140人ということで減ってるんですが、この140人が今後どうなるのか、実際具体的なあれでね、そこを聞きたいわけですよ。どういう予測を立てているのかっていうのをですね。

○堂原耕一企画調整課参事 今、お尋ねの御質問の件につきましては、先ほどもお答えしたところなんですけど、ちょっと説明が分かりにくかったかもしれませんので、もう一度申し上げさせていただきますが、具体例で申し上げますと、独自推計で見込んでいる出生数っていうのは、令和17年時点で約120人、年間120人となると見込みを立てております。さらに、令和37年につきましては、約110人という見込みで立てているところでございます。

○6番城森史明議員 次にですね、本市の社会増減の過去の推移はどうなっているのか。今後の推移をどのように検証し、目標値を設定したのかということで質問します。

○堂原耕一企画調整課参事 国の統計データでございます住民基本台帳人口活動報告、これは各年1月1日から12月31日までの移動数ですが、これによりますと、本市の社会増減の推移は、平成25年が72人の減、26年が126人の減、27年が144人の減、28年が165人の減、29年が187人の減、30年が191人の減と年々増加しているところでございます。

改訂版の人口ビジョンの独自推計につきましては、先ほどの答弁でも御説明いたしましたとおり、地域経済を支える各産業の生産力とそこで働く住民の所得の維持・向上を図っていくため、若い世代を中心とした年齢層の人口を一定割合で維持していくことが重要であると考え、社会増減につきましては、社人研の平成25年の推計から平成30年推計の間に低下した移動率を、その総合戦略の取組などにより5年前の水準までに戻すことを目標として、社人研の25年推計の移動率を参考とし、その推移を推計しました。この移動率の設定によって、社会増減の動きというところを推計したところでございます。

○6番城森史明議員 この人口ビジョンの11ページですか、どこに本市の人たちが移動してる

かっていうデータがあるんですが、一番多いのがやっぱり鹿児島市なんですよ、鹿児島市が一番。ほとんどの非常に多くの人たちが鹿児島市に移り住んでいる現状があるわけで、県外に関しては福岡県が一番多い。

そういう意味でですね、やはりそういうところを絞った、後で言う移住支援策ですが、この辺もやはりこういう状況は何でこういうのがあるのか、これを参考にして考えるべきだと思うんですが、この鹿児島市に移住が多いっていうのは、どういう原因としてそれを考えてるんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 鹿児島市への転出超過が多い理由は、様々な理由があるかとは考えられますが、その中で多い理由として考えられるのは、やはり若い世代が就職とか進学で鹿児島市に転出するケース、そして仕事の場合そのまま鹿児島市で、ずっと就職してそのまま働き続けたりとかというようなケースが多く見られるからなのではないかと考えます。

福岡県も同様に、九州の中で最大の都市でございますので、その働く場というところ、あと様々な学校、大学とかもございまして、そういった進学先、就職先というところで、こういう転出超過というところにつながっているのではないかと推測されるところであります。

○6番城森史明議員 次のですね、移住者を増やしていく中に、政策分野2の中にですね、「移住・定住希望者に対するサポートの充実を図ります」というのがありますが、これは具体的にどうということなんですか。

○東中川徹企画調整課長 第2期総合戦略の政策分野の2、「市外のひと・まちをつなぐ」と、いわゆる「豊かな地域資源を使って、地域外とのつながりと、新しい人の流れをつくる」と、ここにおいて、ただいま議員からありました移住・定住希望者に対するサポートの充実を図りますとしまして、「住みたくなるまち・帰って来たくなるまち枕崎」の構築と魅力発信に取り組むとともに、移住・定住を希望するU・I・Jターン者に対する住居や就業などに関するサポートを充実させることを掲げております。

この項目におきます具体的な取組としましては、移住希望者へ向けた移住体験ツアー等を実施します移住・交流推進支援事業、定住対策における住宅確保の一環としての空き家バンク利用促進事業、それから市外から定住の意思を持って本市に移住する方の住宅の確保に支援を行う移住者住宅確保支援事業、これを継続して取り組みますほか、東京圏から本市に移住しまして就業・起業等を行う方に対し、移住支援金の交付による支援というものも、本年度から新たに実施することといたしました。

ここをちょっと紹介させていただきますが、この移住支援金の交付につきましては、東京23区から本市へ移住し、鹿児島県が運営しますマッチングサイトに掲載された対象求人、これに応募して就職した方に対して、2人以上の世帯の場合100万円、単身世帯の場合60万円を交付するもので、就職以外で起業をする場合で、県のほうから200万円を上限とした起業支援金の交付を受けた方についても、併せて市の移住支援金の交付対象とするものであります。

この第2期総合戦略に掲げましたこれらの事業につきましては、市や移住・交流推進機構（Join）ですが、Joinのホームページでの紹介のほか、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催等が難しい状況となっておりますが、移住・交流フェア、それからふるさと枕崎会等、直接、大都市圏でのPRも行っていくなど、これらの事業の利用によりまして移住の増が図られるよう、これまで以上に周知等に力を入れていかなければならないというふうに考えております。

また、さきの質問者に市長からお答えしましたように、本定例会提出の補正予算でお願いしております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業におきましても、Uターン者等の新規就農者応援事業による支援策についても新たに打ち出しております。

そして、感染症との新たな共存のステージに入っている現在、新型コロナウイルス感染症対応に係る国の2次補正等も近いうちにその詳細が示されてまいります。今後、新型コロナウイルス

感染症の影響に端を発した新しい生活様式、それから新しい働き方などに対応するアフターコロナ対策としての視点からも、大都市圏等からのUターン等に対する支援策の拡大、それから現在その活用が普及しつつありますテレワーク、リモートワーク等に対応するための環境整備を含めまして、本市の今後の活性化にどうつなげていくのか。先ほど市長からありましたように、全職員でこれまで以上に想像力を働かせ、知恵を絞りながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○6番城森史明議員 その移住者に関しては、一番大事なことはやはりその移住先で、要は所得が、ある一定以上は上げられて生活が安定してるかっていうことが一番問題だと思うんで、そういったときに、本市で言えば農業、水産業、ほかにもありますが、特に農業について言えば、やはりいきなり都会から来て農業はできないわけですよ。

ですから、やはり志布志市とかやってるように、農業公社をつくって段階的に農業を教えていって、ある程度所得の安定した作物を3年後ぐらいに作ってもらえるっていうそういう環境づくりが非常に大事だと思うんですよ。水産業にしても一緒だと思います。

それともう一つは、立石議員の一般質問の中でも出ましたが、やはり全国から移住するところはいっぱいあるわけですね。やはり枕崎と縁がある人しか来ないと思うし、そしてやはり受ける側の徹底した熱意を持ったケアっていうんですかね、例えば島根県の邑南町は移住の先進地ですよ。あそこはもう徹底した、移住者を受け入れてケアをして面倒を見て、ある程度独り立ちちゅうか、生計を立てていけるような形でそこまでケアするわけですよ。

その環境整備も大事ですが、そこが非常に大事だと思うんですが、それについてはどう考えておられますか。

○東中川徹企画調整課長 先ほどの質問者でも市長のほうから申し上げましたが、今新型コロナウイルスの影響等もありまして、生活様式も新たな生活様式になったと、それから働き方についても変わっていくということ踏まえまして、ただいま議員からありましたように、これからの事業施策の立案というか、そういうのに当たりましては、これまで以上に想像力を働かせなければならぬというのは、もう常々市長から言われております。

そして、全職員で知恵を絞って考えていかなければならないということで、市長からも指示がございますので、今後そういったことを含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番城森史明議員 先ほどのデータからも鹿児島市に対する移住、転出が多いということなんで、さっき市長も言われましたが、そのリモートでやる仕事ができるようになっていくわけですから、やはりそういうことを考えながらですね、そうすれば枕崎から鹿児島まで通勤は十分可能なわけですよ。ですから、そういうことも考えてよろしくお願いをしたいと思います。

次に移りますが、新型コロナ対策についてであります。災害時における避難の在り方及び避難所における運営マニュアルはどのようになっているのか、質問いたします。

○山口英雄福祉課長 避難所のマニュアルの関係でまず申し上げますが、本市におきましては、平成21年6月に避難所管理運営マニュアルというのを策定し、運用してきたところでございますが、鹿児島県では内閣府が示しました避難所運営ガイドラインや福祉避難所の確保・運営ガイドライン等を基に、平成29年度に避難所管理運営マニュアルモデルの全面的な見直しを実施しております。

こういったことを勘案しまして、本市におきましてもそれらを参考に、避難所管理運営マニュアルの見直し作業をこれまで実施してきたところでございます。

ところで、今質問者がおっしゃいましたとおり、新型コロナウイルス感染症がいまだ収束を見ないと。こういった状況の中でありまして、今後の避難所の管理運営につきましては、避難所内における人と人の距離をどのように確保するか、あるいは適切な換気をどのように実施するか

などといった、避難所内においていかに感染症を防止するかという視点・取組が不可欠というふうに考えております。

県が、先月実施しました避難所運営等に関するオンライン説明会の中でも、県は市町村に対しまして感染症対策の強化・確立の必要性を強く訴えておりました。また、県は今月に入りまして、避難所管理運営マニュアルモデルの新型コロナウイルス感染症対策指針というものも策定しております。

避難所における感染症対策に関しましては、本市におきましても今年の4月22日に避難所運営における感染症対策の基本的な考え方を定めました避難所運営における新型インフルエンザ等の感染症への対応に関する運用指針というものを暫定的ではありますが策定しております。

ただ、今般、県が示しました指針も参考にしながら、感染症対策の観点も含めた総合的な避難所管理運営マニュアルの策定に向けて、さらに作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番城森史明議員 本格的な夏を迎えて、災害はもう当然想定されますので、非常に喫緊の課題だと思うんですが、まず今、第一避難所、第二避難所が18か所あるわけですが、ソーシャルディスタンスと考えれば、もっと増やさなきゃいけない必要性が出ると思うんですが、これについては増やす方向で考えているのか、それともいろんな、この前もテレビでやってましたが、身内のところに避難させる、してもら、それによって分散化を図るという考え方もあると思いますが、その辺の避難所に対する方向性はどうなってるんですか。

○田中幸喜総務課参事 まず、今回、コロナによりまして避難所の増設ということが問題視されているところでございます。これらにつきましては、国の指針でありますと、公共施設の有効活用、それからホテル、旅館の活用、それと今おっしゃいました親戚や友人宅への避難である分散避難型、それと自宅での安全が確保できる場合の在宅型避難など、住民等への事前周知をしなさいよということで国から通知が来ているところでございます。

これらにつきましては、ホームページ、それからチラシ等を配布して住民の方へは周知をしたところでございます。あと、お尋ねの避難所増設の件ですが、ただいま公立の施設ともう契約協定書を締結する準備を整えているところでございます。

あと、もう1か所も今現在準備中ということで、それらについても現在対応中であります。

○6番城森史明議員 なかなかホテルとか言ってもですね、なかなか風評被害とか考えれば難しいという感じが言われているんですが、言うならば公共施設の学校でいえば空き教室とかあるわけですから、その辺の活用が必要なのかなと思います。

それと福祉避難所に関して、その川辺地区の老人福祉と協定を、17施設と協定を結んでるということですが、この辺の受入れ見込みっていうのは、その辺は今後もさらに進める必要が、再協定っていうか、さらにそれを吟味する必要があるんじゃないですか。

○山口英雄福祉課長 福祉避難所につきましては、今質問者がおっしゃいましたように川辺地区老施協と協定を結んでいるところでございます。

ただ、実際に福祉避難所を開設するとなると、そこに元々入っている人たちもいらっしやいます。そういった方のほかに、また福祉避難所で避難をする必要がある方を収容しないといけないということになりますので、職員の配置とかですね、そこら辺もまた問題になってまいります。

そこら辺のところはですね、先ほどもちょっと避難所運営のマニュアルを見直すというふうに今申しておりますけれども、その中でですね、福祉避難所の在り方についても職員の配置も派遣の問題も含めて見直しを実施したいというふうに考えております。

○6番城森史明議員 それと避難所を開設するについては、マスクとか消毒剤とか、アルコールとか、その辺が必要になると思うんですが、この辺の量的には調達ができていんでしょうか。

○田中幸喜総務課参事 避難所運営での感染予防対策として基本であります咳エチケット、手指

消毒等手洗いの徹底のための物品といたしまして、感染予防に関する物品を災害備蓄費と今回補正で要望しているところでございますが、現在ありますのが、備蓄物資としてですが、マスクが2,000枚、それと薬用ハンドソープが40本、一応これだけは確保してありますが、現在品薄のために入手に時間を要しているところでございます。

一応、今後の整備といたしましては、重複いたしますが消耗品がマスク、手指アルコール消毒剤、それと薬用ハンドソープ、備品等につきましては、非接触型体温計、避難所の間仕切り、それと床マットですね、あとクイックパーティション、個室、テントみたいなものでございます。それらの整備をお願いするものでございます。

○6番城森史明議員 2,000枚だと到底足りないと思うんで、避難も短期間で済めばいいでしょうけど、長期にわたる可能性もあるので、この辺は十分に準備をお願いしたいと思います。

それと、この前、議会議員の研修がありました1月にですね、鹿児島で。そのときに国崎先生という人がそういう避難の災害対策っていうことで講演されましたが、やはりこれからは、もう一般避難所は要らないと、福祉避難所が今からは必要なんだっていうことでおっしゃられてましてね、私もなるほどねと思ったんですが、どうも福祉避難所は二次的な感じで考えておられるんで、やはり今後はもう高齢者も多いですし、やはり福祉避難所を充実して、ちょっとその老人介護施設等は非常にあいまいですよ、向こうが受け入れるのか受け入れないのか。そういう状態が発生すると思うんで、ある程度その辺のところもやっぱり福祉避難所は充実させていくべきだと思うんですが、その辺はどう考えられますか。

○山口英雄福祉課長 高齢化が進みます中、今後はですね、今おっしゃられるように福祉避難所はますます重要になると思います。

そういった意味からも、福祉避難所をどのように確保していくかということについて関係団体等とも協議しながら、福祉避難所の充実に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○6番城森史明議員 次にですね、本市の独自の第1弾の支援額というのが、県内のほかの自治体と比べると少ないんじゃないかという市民の声があります。

ふるさと応援基金を活用し、コロナ危機に直面する市民のために、ほかの自治体に比べ遜色のない財政出動はすべきでないのかということですが、そのふるさと応援基金の活用についてはどのように考えておられるんですかね、コロナ支援対策として、ふるさと応援基金を活用していく、ちょっと私も予算書を見たんですが、ちょっとその言葉があったかなっていうのが確認できなかったんですが。

○佐藤祐司財政課長 通常、台風災害等に見舞われたときには、必要な災害復旧費等に対しまして、国庫補助金や地方債等の特定財源を充てるほかに、一般財源として必要な額が多額になれば財政調整基金の取崩しなどで対応することになります。

そもそも財政調整基金の目的が、条例にあるように、災害復旧など財源の不足を生じたときの財源を積み立てるために設置されるものであるからでございます、今回もそのように財政調整基金の取崩しで対応をいたしているところです。それにつきましては、5月臨時会の際に3,000万円の財政調整基金を取り崩しております。

お尋ねのふるさと応援基金の活用につきましては、5月臨時会の際にも申し上げましたが、ふるさと応援寄附条例にその用途が記載されておまして、災害復旧費や給付金のような目的には使いにくいところがございます。

しかしながら、条例の事業区分に合致する地域活性化策、地域振興策のような事業が、今後国の2次補正に対応した臨時交付金事業で計画されれば活用も可能と考えますので、追加事業の内容によって今後活用を検討してまいりたいというふうに考えます。

○6番城森史明議員 類似都市の阿久根市、垂水市がありますが、阿久根市では本当、最初に全

市民に1万円の商品券を配るってということで、非常にスピーディーな対応をし、それだけで2億1,000万ぐらいかかるわけですよ。

そして垂水市は、今庁舎建設の問題があるにもかかわらず、結構、給食費3か月免除、児童手当に1万円上乘せ、個人業者に5万円配るっていろいろな対応をしてるわけなんで、そして志布志市は4億4,000万の中ですね、コロナ対策費用4億2,000万をふるさと納税基金で活用してるんですよ。

ですから、この辺も参考にしながら、今後、次は第3段階になるんですかね、その辺を要望して質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、城森史明の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時9分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○14番豊留榮子議員 初めに、新型コロナウイルスの感染でお亡くなりになられた方への哀悼と、御家族へのお悔やみ、そして闘病中の方々に心よりお見舞い申し上げます。

今、世界中が新型コロナウイルスの感染拡大により、人間の命を脅かし、地域経済も破壊され、大きな打撃を受けているところです。今でも毎年のようにインフルエンザは季節的に流行を繰り返しています。そして、1981年から発生したエイズウイルスに至っては、3,000万人以上の犠牲を生みました。

しかし、今回のこの新型コロナウイルスのように世界的に感染が大流行して、発生してからこれほどのスピードで全世界に拡散することを誰が想像できたでしょうか。新聞報道によりますと、6月13日現在で世界全体の感染者は765万1,175人、死者が42万5,869人、国内においては感染者は1万7,403人、死者931人と、本当に数か月の出来事です。

このように、世界中を恐怖にさらしている新型コロナウイルスの感染症対策についてお聞きしてまいります。

まず、本市における新型コロナウイルスが及ぼした中小零細企業への影響と現在の状況についてお聞かせください。今後、経営を立て直し、雇用を守っていくための本市独自の支援策をお示しください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新型コロナウイルス感染症による本市の企業、事業者への影響につきましては、これまで聞き取りなどを行っておりますが、全国で感染拡大が始まった2月以降にその影響が現れ始め、3月の本県での感染者確認や4月から5月にかけての全国的な緊急事態宣言の発令に伴う不要不急の外出自粛や県をまたぐ移動の自粛要請などで、宿泊業をはじめとする観光関連の業種や飲食業において、特に影響が大きく厳しい経営状況を強いられていると承知しています。

その中でも宿泊業においては、国内観光客やビジネスマンのキャンセルの影響で大幅な減収となり、事業所によっては、春の宴会、歓送迎会シーズンのキャンセルの影響も大きかったと聞き受けております。

飲食店においては、特に4月中旬から5月初旬において外出自粛の傾向が強まったことにより、お話を伺えた全ての店舗で来店者が大幅に減少、新たにテイクアウトやデリバリーの取組を始めた店舗もあるものの、売上げが大幅に落ち込み、県の休業協力要請などもあり、休業、定休日を増やしたり、営業時間を短縮したりするなど、事業活動の縮小を余儀なくされた店舗が多数発生しています。

また、理美容業などの生活関連サービス業や娯楽業、スポーツジム、カラオケ、卸売業、小売業においても、外出自粛による人、物の流れが鈍くなり、来店者の減少や受注の減少により売上げが減少するなど幅広い業種に影響が及んでいます。

さらに、本市基幹産業の一つであるかつおぶし製造業においては、外食産業の落ち込みに起因し、業務用商材の取引が大幅に減少しており、取引先の状況によっては大量の在庫を抱える事業者もあるなど影響が大きくなりつつあります。漁業、農業においても浜値や市場単価が下落し、収益が悪化しております。

このように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市においても幅広い業種の事業者において事業活動の休止や縮小を余儀なくされ、経営悪化の状況が続いており、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっています。

このようなことから、市民の日常生活を守る、事業活動を支えて地域経済を守ることを第一に考え、雇用の維持と事業の継続を最優先課題として捉え、雇用調整助成金申請費支援事業及び雇用維持等支援事業、中小企業等事業継続支援事業（家賃等補助）についてさきの議会で提案し、現在事業実施に至り、多くの事業者が同事業の活用をし、また検討を始めているところでございます。

この市独自の支援策の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○鮫島寿文水産商工課長 雇用調整助成金申請費支援事業につきましては、休業を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた体制を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そしてコロナ感染症流行収束後、早期に地域の経済回復を図っていくためには国の雇用調整助成金が確実にかつ迅速に利用されることが極めて重要であると考えて、同助成金の申請を促す目的で、社会保険労務士に依頼する費用について10万円を上限に補助するものです。

また、雇用維持等支援事業については、雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者に対し、国が事業者負担分を最大40万円まで支援する助成金に市独自で上乗せして補助するものです。雇用調整助成金関係では、合計で最大50万円の市の独自支援となります。

中小企業等事業継続支援事業については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年2月から9月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月の売上高より20%以上減少した事業者を対象に、店舗、事務所や駐車場などの賃借料3か月分に相当する額を補助するもので、補助の上限は15万円となっております。

新型コロナウイルス感染症の流行の第2波も予想されており、経営の悪化につきましては、業種や規模を問わず広がりを見せ、今後より一層、雇用継続が難しくなる事業所や休業を強いる事業所が出てくることも予想されますので、関係機関、団体と連携しながら情報収集に努め、経済動向を注視し、国や県、市の支援策を紹介するなどして支えていくとともに、市独自のさらなる支援策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

○14番豊留榮子議員 実に申し訳ないんですけども、なるだけダブらないようにこのコロナに関して、私今回1点に絞って質問していこうと思ひまして、しかし残念ながらほとんどがダブってるんじゃないかと思うんですけど、これを取り上げてしまうと私の質問事項はなくなってしまうので、当局の皆さんには申し訳ないんですが、お答えをお願いしたいと思います。

この対策は、ここにも新型コロナの地方創生の臨時交付金をこれに充ててもいいということでできているんですけども、この周知がどのようにされているのか、この影響を受けられたこの企業の件数ですね。すると、そのうち申請をされた企業の件数のうち、認められた件数はどのくらいあるのかをお示してください。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、雇用調整助成金の申請ですが、30件ほど相談を受けまして、このうち12件ほど申請書をハローワークまたは労働局のほうに提出されている状況であります。これを申しあげましたのが5月末の数字でしたので、6月以降はまた少し増えていると考えてる

ところでは。

あと、もう一つの雇用調整助成金関係の上乗せ補助につきましては、まだ申請書を提出してですね、例を申し上げますと、5月の休業手当に対する支給というのが6月に入ってからと考えられているんですが、そのような具体的な支給決定ということではまだ情報が入っていないところでは。

それと家賃補助の関係ですが、これにつきましても5月末で40件ほどの問合せがありまして、6月に入りましてからも幾らかありますので、50件近くは相談なり、また申請なりがされているところでは。

これにつきましても、順次、迅速な事務手続を行いまして、支給が数件、家賃補助についてはされているところがございます。

○14番豊留榮子議員 まだまだ申請も少ないですし、これはまだ市民の方に周知できてないんだと思うんですね。

これをどのように市民に知らせていくのか、その周知方法は何か考えてらっしゃいますか。

○鮫島寿文水産商工課長 周知方法につきましては、まずは国の制度が始まりまして、そして5月15日にさきの臨時会で関連の予算を可決いただきましたので、その日のうちにホームページのほうではアップしたところでは。今月の広報まくらざき6月号は、6月5日に発行されたところでは。その中で記事としてですね、国の支援と市の独自の支援、私が申しあげました3つの事業についても記事としてカラーで紹介したところでは。

また、3月下旬からですね、地元の事業者の皆さんが経営にお困りで融資相談、資金繰りの相談にいられましたときにもですね、この雇用調整助成金、国の制度があるということはお伝えしたり、また持続化給付金の200万、100万円の支援があるということなどもお伝えして、また正確に国のほうがそういった支給が決定したりとか、また本市の5月15日以降の議会の議決を経た市独自の支援がありましてからも、市のほうに資金繰り相談や融資相談の話がありましたときにはアナウンスをしておりますし、また市内金融機関におかれましては、銀行等に直接資金の融資の御相談に行かれたときにはですね、金融機関のほうから市の雇用調整助成金の申請費の補助であったり、家賃の補助があるよということはお伝えしていただいております。

また、商工会議所、あと私どもの水産商工関係の加工組合の皆さんにはですね、そういったお話を私のほうで出向いてですね、会議所の職員とお話をさせていただいているところでは。

また、なかなか周知が届かない、この情報が入っていないという方もお聞きしますので、今後引き続き効果的な周知方法を考えて、機会あるごとに紹介をしてまいりたいと考えております。

○14番豊留榮子議員 ぜひ困っている方々に1日でも早くこういう支援の対応があるんだよということをお示ししていただきたいと思うところでは。

次に、小中学校の児童生徒ですね、そして教職員への影響と現在の状況についてお聞かせください。

○満枝賢治学校教育課長 現時点で、新型コロナウイルス感染症に対する感染や臨時休校による学習の遅れ、家庭状況の変化に起因する不安やストレスを抱えるなどで学校を休む児童生徒、教職員の報告はありません。

児童生徒については、養護教諭を中心にいつでも心身の健康について相談できるような体制を取っています。加えて本市の予算で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、必要に応じた相談体制を整えています。

教育委員会としましては、新型コロナウイルス感染症を起因とする児童生徒の不安やストレスに、さらに手厚く対応できるようスクールカウンセラーの派遣回数を増やしたり、スクールソーシャルワーカーの派遣時間を延長するための予算をお願いしているところでは。

教職員の日常における心の状態の把握については学校管理職が行っており、個々の心の状態の

把握を行ったり、相談に応じたりするなど適切に対応しています。また、毎年8月下旬には、教職員の心理的負担の程度を把握するための検査としてストレスチェックを実施し、高ストレスの早期発見、早期対応に役立てております。

○14番豊留榮子議員 まだ具体的な報告はないということなんですけれども、はたから見ると、教職員の方々にしても過重負担はいっぱいかかっていると思うんですね、子供たちの健康管理、子供たちの状態をしっかり見なければいけない、今までとどう違うんだらうとか、そういうことも勉強を教える前にまずそのことが頭にあるかと思うんですけれども、そういう不安やストレスを和らげるためのその取組なんですけれども、今言われましたスクールカウンセラーですか、その方たちを活用して把握していきたいということなんですけれども、先生方からの何か御相談とか、依頼とか不安とか、そういうことが寄せられることはないのでしょうか。

○満枝賢治学校教育課長 各学校に問い合わせましたところ、そのような報告はいただいているところではありません。

○丸山屋敏教育長 新型コロナウイルス感染症で学校が休業日になった日数ですね、枕崎市は3月、4月含めて20日間なんです。

都会ですね、例えば鹿児島県で言えば楠隼中学校、県立の、肝属にごぞいます。そこは新学期が6月1日から始まったんです。

そうするとですね、そういう期間、長い間学校を休んだり、先生方も子供たちのケアに当たったりすると少々疲れが出てくるんだと思います。

枕崎の場合は20日間ですね、その上に私どもとも校長はその間しばしば校長会を開いてやっておりますので、今課長が申し上げましたとおり、学校からストレスがあつて云々ということは聞いておりません。だから、私たちはそれはないものというふうに判断しております。

○14番豊留榮子議員 そこで収まっている分にはいいですよ。鹿児島市内、都会の場合、枕崎は本当に小さくまとまったところでやっている地域ですから、それほどの刺激といいますか、コロナに脅かされているという実態はないというふうに学校関係では捉えているのでしょうか。

○丸山屋敏教育長 感染症については終わった終息ではなくて、一旦収まりつつある収束ですので、いつ何が起こるか分かりませんので、そこは危機感を持って学校でも対応しておりますし、私たちもまた学校長を通してですね、児童生徒の教育についてはそういったことも3密に気をつけながらやってくださいということをして今しているところです。

○14番豊留榮子議員 別府小中学校を見ても、3密をしようと思ったら、こういうふうに一席置きにしても十分賄えるクラスというわけですけど、枕崎小学校とか大きな学校になると、やっぱり1クラスでは収まらないというふうになるかもしれないですよ。そういうときの対策はどうされるんですか。

○丸山屋敏教育長 どうしてもですね、枕崎中学校、枕崎小学校、1クラスの人数が多いところ、これを2つの教室に分けるといことはなかなかできません。

そこですね、先生方は気をつけているところはですね、1つは、学習で今、主体的、対話的で深い学びといって、アクティブ・ラーニングといって、お互いに話し合いをして解決していきましょうというのが文科省の方策なんです、学習の方策なんです。

しかし、今はそれも話し合いでやるとなると、やっぱり3密の中の一つに当たりますので、ここは極力控えてですね、そしてノートにまとめたりとかという取組をしております。だから、そういうことで、そのような取組を通してできるだけ3密を避けるという学習体制を取っております。

○14番豊留榮子議員 そういう取組もあるんですね。また、この児童や生徒が抱える不安の解消に真摯に、本当に真剣に向き合おうということになりますと、その学力向上のためにも教職員を増やすことが必要ではないかと思うんです。本市が増員する考えはどうでしょうか。

○満枝賢治学校教育課長 県費負担教職員については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職

員定数の標準に関する法律にのっとり鹿児島県教育委員会が配置しております。このようなことから、単独で教職員を雇用し配置することは考えておりません。

教職員の定数に加えて、指導方法改善加配教員や児童生徒支援加配が配置されている学校もあります。

今後は、臨時休校による学習の遅れや学力の向上へ対応するため、放課後等に児童生徒への補充学習の支援が行えるよう体制づくりに伴う予算についてお願いしているところです。

○14番豊留榮子議員 今後にかかっているかと思うんですけども、今の時点で子供の学力の低下とかそういうことは見えないところですか。

○満枝賢治学校教育課長 各学校におきましては、現在、NRTという調査を行ったりして学力の状況を今把握している状況であります。今後、その結果に基づいてどのようにすれば学力向上が図れるかという方策をですね、全職員で対応していくということになっております。

○14番豊留榮子議員 まだ、状況としては、本市に関しては教職員が不足しているとか、今すぐ必要だという状況ではないということを確認していいのでしょうか。

○丸山屋敏教育長 先ほど学校教育課長からありましたけれども、学校の教職員はですね、県費負担教職員という名前で配置されているんです。これは学校の先生方の給料は、県から3分の2、国から3分の1もらってるわけです。そこでですね、今枕崎市で独自に教職員を雇うということはですね、これは県に申請をしないといけないということなんですね。だから、こちらが思っても、それは県が駄目ですよと言ったらもう駄目になるわけです。

だから、県費負担教職員と今小中学校に配置されている人たちはそういう給料体制になっておりまして、もっと言いますと、その人たちは県が任命権者で私が服務監督権者なんです。

つまり、問題が起こったときは私がする。しかし、人数を配置するのは県がするというふうな制度上分かれておりまして、今議員が言われましたように、枕崎で独自に教職員を雇うということは、もう制度上できない状況です。

それともう一つです。今ですね、学力のことで課長が申しあげましたけども、全国学力テストは今年はありませんでしたので比較はできません。ただ、NRTっていうのがありまして、今その調査をしておりまして、これについて上がってるか下がってるかっていうのは、今のところまだこちらのほうには報告がございません。

あわせてですね、5月の新聞で出ましたけれども、5月15日現在で出ました県内の授業の遅れ、これが県内の平均は小学校は17時間、中学校は20時間と出ましたけれども、枕崎は小学校6時間、中学校15時間ということで、遅れた時数も県に比べると平均すると遅れていないという結果が出ております。

○14番豊留榮子議員 今、遅れのあれを示されたんですけども、この遅れている時間というのはどのくらいで取り返すことができるんですか、今の教員のあれで。

○丸山屋敏教育長 5月15日現在で、今のところはもう遅れておりません。

それはなぜかと申し上げますと、修学旅行が2学期になったりですね、それから宿泊学習が中止になったりして、その分を授業に振り替えたということで、授業時数は今もう取り返してといいますか、戻っているんですね。

ただ、これからどうなるかということとは分かりませんので、枕崎は7月31日まで1学期にします。8月1日から長期休業に入ります。

それで、給食も提供して、そして第2波が来るかもしれないと。それにも心配しながら、授業時数を確保するという取組を今計画しております。

○14番豊留榮子議員 では、その何ていいますか、先生方の悩み事であるとか、本当はこう思ってるんだということを教育長はどのようにして聞き出そうと思われませんか。絶対そういうのあると思うんですよね。どの職業にしてもあることだと思うんですけども、みんなこれは言っ

やいけないかなと思っけていても、これはちょっとなと思っける方、先生方たちもいらっしやるんじゃないかと思っけるんですけれども、それを引き出してもっと改善していこうと思っけるのならば、どのような方法で。

○丸山屋敏教育長 それは児童生徒でしょうか、教職員ですか。（「教職員」と言う者あり）

教職員はですね、私どもはいつも校長会をやっておりますので、学校の職員が40名も50名もいるところはですね、なかなか一人一人が把握するのは一々厳しいんですね。

枕崎の学校では三十数名です。私も鹿児島市の大きな学校の校長をしましたがけれども、教職員は歩き方とか物の言い方とか元気のなさ、それである程度この職員は悩んでるんじゃないかというのが分かります。

それは直接分からなくても、学年部というのがありまして、それぞれ学年1年、2年、3年、私は中学校でしたけども、そこの主任がこういうことでちょっと悩んでるよという話をしますので、それによって主任とか、あるいは教頭とかもちろん私とかいうふうにして悩みを聞いていきます。

そしてですね、校長たちにも話をするんですが、昼食時間は校長室にいないで、校長になったらですね、職員を呼んでコーヒーでも飲みながらどうだねと、悩みはないかと、そういう時間も必要ですよ。

それから校長は早く帰りますので、いつまでも残っていると職員は帰れませんので、校長は早く帰りますから、一旦帰ってもいいですよ、その代わり、もう一回学校に来て、誰が残っているのか、誰がどんな仕事をしているのかと、そういうつぶさな観察をしながらケアをしなさいねということは校長にも話しているところです。

私もそういうことをやってきましたので、日常のつぶさな観察、これを欠かさずにやること、そういうことだと私は思っています。

○14番豊留榮子議員 ぜひ職員の方、先生方にそういう目を向けて、ぜひ見守っていただきたいと思うところです。

次に、市内の病院、そして福祉施設等への影響と現在の状況についてお聞かせください。

○田中義文健康課長 まず、私のほうから新型コロナウイルス感染拡大に伴う市内医療機関の経営に与える影響につきまして答弁いたします。

本市といたしましては、5月8日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策会議や定例理事会に出席しておりますが、その場で議題には上がってないところでもあります。しかしながら、医師会の役員からは、市内の医療機関において新型コロナウイルスの感染を恐れて、患者が医療機関の受診を控える状況が見られ、経営が悪化しているところもあるというふうに伺っております。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策として、各医療機関でマスク、消毒液、防護具などの購入に要する経費が増加していることも伺っております。

さらには、仮に市内の医療機関で感染が発生した場合には、その医療機関は休業を余儀なくされることや、最悪の場合、風評被害で廃院に追い込まれるのではないかとというような心配をされておられると伺っております。

そのようなことから、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市内医療機関の経営に与える影響は出ているものと考えられます。そのことにより、医療従事者の雇用に与える影響や市内全体の医療提供体制への影響が懸念されます。

次の流行を見据えて、今後とも医療機関の状況について注視していく必要があると考えております。それは歯科医療機関や薬局も同様であると考えているところです。

○山口英雄福祉課長 私のほうからは、福祉施設関係について答弁をさしあげます。

老人福祉施設や介護保険施設、障害者福祉施設、児童福祉施設などの市内の各種福祉施設につ

きましては、我が国におきまして新型コロナウイルス感染症の流行が取り沙汰されて以降、国等が示します新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を誠実かつ確実に実行してまいりました。

例を取って申しますと、特別養護老人ホームなどの入所系の施設では、家族等との面会を原則禁止するなど外部との接触機会を可能な限り減らすこと、それからデイサービスなどの通所系の施設では、施設利用に際しまして体温の測定や手指等の消毒、そして体調不良の場合の施設の利用禁止などの対応を徹底したことによりまして、これまで感染が疑われるといったようなケースも発生しておりません。

このように、本市におきましては、他の地域で見られるような高齢者施設などでのクラスターの発生とか、そういったものもありませんで、施設の閉鎖とか営業停止や利用制限の実施といった事態も生じておりませんので、新型コロナの前後におきまして利用状況には大きな変動は見られないところでございます。

○14番豊留榮子議員 具体的にはあれなんですけれども、市内の病院においては、経営自体が少し下がってきているというふうな感じに受け取っているんですけれども、また例えばそういう経営が低くなったところでありますとか、そしてまた雇用ですね、雇用を守るための本市の支援策といたしますか、それがあつたらお示してください。

○田中義文健康課長 ただいま質問にありました新型コロナウイルスの感染拡大により、経営が悪化した医療機関に対する経営と雇用を守るための本市独自の支援策につきましては、現時点では検討しておりませんが、今議会には感染防止対策として医療機関等に配布するマスク、消毒液などの物品購入に係る補正予算を提案しております。それにより、医療機関等の感染防止対策に係る経費の軽減にもつながるものと考えております。

なお、市内の医療機関によっては経営が悪化しているということも伺っていることから、医療機関や医療従事者の雇用を守り、市内の医療提供体制を堅持するため、本市医師会と連携を緊密に図りながら、必要な支援策について検討を行っていきたいと考えております。

○山口英雄福祉課長 福祉施設の関係につきましては、先ほど申しましたとおり、利用状況には大きな影響がありませんので、そういった面で福祉施設の経営面に大きな影響が出ているとか、それから雇用面で大きな問題が生じているといった事例はこちらのほうには報告は入っておりません。

そういったことで、経営的な支援ということではなくて、福祉施設に対する感染予防の支援策といたしまして、今議会に提案しております令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1次配分を活用いたしまして、感染防止のための備品等支援事業経費を盛り込んでいるところでございます。

○14番豊留榮子議員 例えば、福祉施設のことなんですけれども、そのデイサービスに通っていらっしゃる方々は、今までどおりデイサービスを利用されているんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 個々の利用者ごとに細かく把握しているわけではございませんけれども、これまでのですね、そのデイサービスなどの利用状況、給付費を見ると、ほとんど新型コロナウイルスが発生する前と発生後と全然変わっておりませんので、そういったことから、施設の利用は新型コロナの前後でほとんど変わってないと、こういったことで解釈しております。

○14番豊留榮子議員 ほかから聞きますと、デイサービスを利用される方々が大変少なくなっていて、その施設が大変困ってるんだというふうなことをお聞きしたもんですから。

本市は、今までと変わりなく利用されているということよろしいでしょうか。

○山口英雄福祉課長 この介護保険の給付費で見ますと、先ほど答弁いたしましたとおり、給付額延べ利用日数につきましても、ほとんどの施設で新型コロナの前と後で大きな変動はございませんので、個々の利用者では控えていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、全体的には、施設の利用状況としてはさほど変わってないというふうに思っております。

○14番豊留榮子議員 本市は、幸いにして現在のところ感染者が出ておりませんし、いないところなんですけれども、まちの声を聞きますと、通院されている人もコロナが怖いので少々のことでは病院へ行くのを控えているという声を聞きます。これは病院の経営にも支障を来していることと思われまます。

このことは、コロナ患者受入れの病院に限らず、全ての医療機関に支援をすべきと国に働きかけるべきではないかと思うんですが、このことについていかがでしょうか。

○前田祝成市長 国への働きかけということでございました。

国の今の状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる医療機関、そして医療従事者に対して、診療報酬の増額など手厚い支援策を実施しているというふうに認識をしております。

ただ、一方で、患者の受入れの有無にかかわらず、今ございましたように医療機関全体を対象とした支援策、この辺りについて医療用のマスク、防護具の確保と配布を行ったほか、経営が厳しくなっている医療機関に対しては持続化給付金の対象となるほか融資制度や資金繰り対策なども講じられているというふうに承知しております。

医療提供体制の堅持は、市民が健康な暮らしや活動を行う上で必須の基盤であると考えております。新型コロナウイルス感染症の患者受入れの有無にかかわらず、市民の感染防止対策や医療提供体制の堅持の観点から、市としても今後とも必要な支援策を検討してまいります。あわせて、国に対してもさらなる支援策について要望していくことを検討したいというふうに考えております。

いずれにしましても、健康課長のほうからもありましたけれども、やはりちょっと診察を控えているとかですね、やっぱり具体的に行動が出てきますし、もし第2波、第3波の中でですね、患者が発生とかっていうことになると、さらに厳しい状況も予想されますので、その辺りについては本市としても、そして国に対してもですね、しっかりと要望は伝えていきたいというふうに思います。

○14番豊留榮子議員 本当にコロナウイルスは目に見えないんですけれども、市民がどんなふうに思ってるかということも本当に分かりにくい、つかみにくいところがあるかと思うんですね。

先日、私友人からメールが届きましてね、このメールが、バイトの募集もなくどんどん貧乏になっていく。日本の政府は腐っているし、私の脳みそも腐りそうと悲鳴を上げていました。

この悲鳴に似た思いを抱いている人は、少なからずこの枕崎にもいるはずですよ。どうか本市の住民がコロナウイルスに負けずに頑張っていけるような支援策を期待しておりますので、よろしく願いいたします。あと、詳しいことは予算特別委員会の中でまた質問していきたいと思います。

これで質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時1分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○11番永野慶一郎議員 本日4人目の質問者でございます。しばらくの間お付き合いいただきまますようお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、鹿児島県においても4月16日に緊急事態宣言が出され先月解除はされたものの、いまだ終息の見通しは立たない状況にございます。本

市でも多くの事業所が多大な損害を被り、枕崎市の経済にも大きな影響を及ぼしております。

国県、そして本市独自の助成金など支援策も打ち出されてはおりますが、本市経済が以前の姿を取り戻すには、まだまだ時間がかかると思います。

一日も早い枕崎の経済回復につながるよう、今後もより一層充実した支援策を打ち出していただけよう、それから不測の事態が起きたときに職員の皆様が安心して働けるよう、そして市民サービスが止まったり、そしてサービスが低下したりすることのないよう対策をしっかりと練っていただきますように、そういったものも盛り込ませていただきまして、本日の一般質問に臨ませていただきたいと思います。

さて、今回の新型コロナウイルスの事態を受け、一般企業等ではテレワークや時差出勤等、勤務形態を変えるなどして事業を継続してきましたが、本市ではそのような勤務形態を検討及び実施はされたのかどうか、まずはお示してください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言等を受け、テレワークなどの働き方によって出勤する人数を減らし、職場や通勤時の密集を避ける動きが感染の拡大した地域の大手民間企業等を中心に広がっております。

本市におきましても、職員の柔軟な勤務体制によって感染防止を図る検討を行いました。我々基礎自治体は個人情報を取り扱って業務を行う部分が多いことなどから、テレワーク等の導入には現在まで至っておりません。

しかしながら、こうしたテレワーク等の導入や活用については、自治体にとりましても現下の新型コロナウイルス感染症対策はもとより、自然災害等をはじめとする様々なリスクにも耐えられる業務の継続性確保の観点からも重要な取組であると考えております。

また、今後の人口減少や少子高齢化の進行等によって、労働力の供給制約が見込まれる状況も踏まえ、テレワークなどの働き方改革を進めると同時に、市民の利便性の向上や行政のスマート化及び高度化、効率化を図るため、オンライン申請やRPA等の導入などについても研究を進めなければならない課題だと思っております。

なお、庁内におけますテレワークや時差出勤などの具体的な検討や取組状況等については、担当課長が答弁いたします。

○本田親行総務課長 新型コロナウイルス感染症の流行の早期終息に向けては、症状の軽い者による感染拡大を防ぐこと、またクラスターが次のクラスターを生み出すことを防ぐことが、極めて重要であるとの専門家会議の見解等を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、民間企業、中央官庁、地方公共団体の全体でテレワークを強力に推進することといたしました。

国からは、地方公共団体に対しましても地域の実情に応じ、可能な範囲でテレワークや時差出勤など職員の柔軟な勤務体制を確保するとともに、職員の年次有給休暇等の取得につきましても格段の配慮を行うよう要請があったところであります。

本市におきましても、国からの要請等を踏まえ、職場での密集・密接を回避するため、職員の勤務体制について全庁的に検討を行いましたけれども、テレワークについては、市役所の業務自体が窓口業務など直接市民の皆さんと接して業務を行う部分が多いことに加え、データの持ち出しによる個人情報の管理の問題や職員個々のインターネット環境などの課題等もあり、現段階において即時にテレワークを導入することは難しいと判断いたしました。

年次有給休暇等の取得については、4月20日から5月いっぱい期間、会計年度任用職員を含む全職員が1日以上年次有給休暇の取得促進を行うこととし、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、時差出勤などによる職員の勤務時間の分散や夏季休暇取得期間を早めるなどの措置も検討することとしたところであります。

テレワークや時差出勤等の取組とは若干異なる部分もございますけれども、市民生活課においては、マイナンバーカードの普及促進の取組として、マイナンバーカードの申請や交付に関わる窓口開放を第2日曜日の月1回行っていますが、今後、当分の間、第4日曜日も加えた月2回とし、これにより市民の皆さんが分散して来庁すること、また職員の代休取得の機会が増えることで、市役所窓口での密を低減させる効果も期待されるところであります。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては長期的な対応が必要となっていきますが、厚生労働省が示した新しい生活様式の実践例の中にあるテレワークや時差出勤などの働き方の新しいスタイルが、今後、本市におきましても取り入れられるよう環境整備などについて、継続して検討していく必要があると考えているところであります。

○11番永野慶一郎議員 今、市長の御答弁の中にもございましたようにですね、全国的にそういった市役所とかですね、そういったところでのテレワークの導入は個人情報の管理等そういった問題があって、なかなか進んでいないというような結果も出ておりました。

出てたんですけども、例えばですね、交代勤務とかですね、同じ人が同じ部署でかぶらないような、そういった勤務体制とかやれることはあったんじゃないかなとは思ってますよね。どうなんですかね、全員やっぱりそろってないと業務として成り立たないのか。交替で出勤してですね、全員一緒に感染するそういったリスクを減らす努力もできたんじゃないかなと思うんですが、そういった点ではどうなんですか。

また、部署によってはテレワークの可能などところもあったのではないかと思います。全部の課が個人情報を扱って無理だっていうわけではないと思うんですけども、そういったところでの検討をなされなかったのか、お聞かせください。

○本田親行総務課長 議員のほうからもありましたけれども、感染拡大が進んだ大都市等におきましては、テレワーク等も地方公務員においても実施されたといったような報道がございます。

しかしながら、在宅によって法令の研究であるとか、今後のスケジュールの立て方であるとか、本来の民間企業でいうテレワークとはちょっと異なった部分があるんじゃないかというような報道もあったところです。

先ほども庁内の検討で申しましたけれども、なかなか個人情報の管理の問題がございます。大都市等においてもそういう課題があって、先ほど申しましたような対応になったということでございますが、市長のほうからも、そういったような対応が難しくても、廊下等で直接すれ違うとき話をするのではなくて、職場内でもいろんな対応ができるんじゃないかと、そのような対応を工夫して対応すべきであるということがありましたので、それぞれ職場で工夫を凝らしながら時差出勤等はできませんでしたが、対応を図っているところでございます。

○11番永野慶一郎議員 なかなか難しいのかもしれませんが、薩摩川内市を例に取ったら、たしか薩摩川内市は水道課がですね、やっぱり水っていうのはライフラインだっていうことで、もしそういったときに職員が出てこれなくなったら、もう水道が何かあったときに大変だということですね、東郷の支所に移ったりとか、分散をして事業をしたっていうのも聞いております。

本市においては、そういう支所もないので分散というのは難しいかもしれませんが、同じ鹿児島県のそういったまちによってはですね、いろんなそういった工夫もされているところもあるっていうのは私ニュースで見えます。これで、決して今回のこのコロナのですね、感染症、終わりではないと思います。

言われているように、第2波が来るんじゃないかというような予想もされておりますが、それまでにですね、まだ時間があるのかどうか分かりませんが、そういったところも早急に対策をしないといけないのではないかと思います。そこも含めてですね、第2波に備えてどのような備えを今から考えていくのかちゅうのも、テレワークとかそういった時差出勤ですね、難しいかもしれませんが、枕崎市でできることを考えていただきたいと思うんですが、具体的に何

か今そういった計画等はございますか。

○**本田親行総務課長** 先ほどの答弁でも申しましたけれども、今後の発生状況等に応じては、時差出勤であるとか、そういった取組も検討すると答弁いたしたところでございますけれども、県内でもまた11例目の発症がございましたので、今後の推移を見極めながら、どのような対応を取っていくべきかということをもた部内でも検討してまいりたいと思っております。

○**11番永野慶一郎議員** 民間の企業みたいにですね、なかなか思うように、そういったところ、進まないところもあるかもしれませんが、行政では難しいという一言で済ませるのはもうそれだけだと思うんですよ。何かやれることがあるんじゃないかなと思います。ぜひ知恵を絞ってですね、今後の対策をしっかりと練っていただきたいと思います。

続きまして、今度はですね、(2)番の市役所内で感染者が出た場合の対策はどのように考えているのかということの質問なんですけども、まず1つ目に、来庁者が感染をいたしました、これが後から判明した場合、例えばその業務に関わった方で近くに座っていらっしゃった方とか、そういった濃厚接触者をどのように特定をして、どのように対応をするのか、お聞かせください。

○**本田親行総務課長** まず、市役所庁舎における新型コロナウイルス感染症の予防対策について申しますと、各課は定期的に来庁者用のカウンターや椅子のアルコール消毒を行うなど、窓口等を清潔に保っておりますが、庁舎出入口等にはアルコール消毒液を設置して、来庁者に手指の消毒をお願いするとともに、マスクの着用や咳エチケットなどの御協力をいただいております。

また、来庁者の多い部署では、窓口カウンターに透明ビニールシートを設置し、職員もマスク着用で対応しているところです。

なお、ホームページ等においては、発熱などの症状が見られるときは、来庁を見合わせていただくなどのお願いも市民の皆さんにはいたしているところであります。

これから夏場を迎えまして、冷房使用時の換気対策も課題となってまいりますが、今議会の補正予算には、市民ホールなど換気扇を設置する予算についてもお願いしているところでございます。

お尋ねの来庁者が新型コロナウイルスに感染していたことが、後から判明した場合の対応についてでございますが、まず市内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、県の担当課から本市に感染者の性別や年齢等の第一報が入ることになっております。

そうしますと、市は速やかにその情報を基に外部への発表を行って、市民の皆さんに対し必要な情報提供を行うこととなります。

なお、保健所などの公的機関がPCR検査の実施と同時に開始する疫学調査により、感染者が市役所を訪れたことが判明した場合には、感染者が訪れた日や時間帯、部署等を市民の皆さんにお知らせして注意喚起を促し、今後の感染拡大を防止することとなります。

また、感染者が訪れた部署等については、窓口対応などの業務を休止するなどし、保健所の指導に基づき速やかに必要な範囲の消毒を行うこととなります。

感染者の対応に当たりました職員が濃厚接触者として保健所から特定された場合には、当該職員を2週間程度の出勤停止とするとともに、保健所においてPCR検査等が行われるものと思っております。

○**11番永野慶一郎議員** その感染者の特定というところですね、一般の企業のところ、早いところは3月末ぐらいからですね、来られた方に名簿を一応名前と、もし感染者が出た場合に特定できるためというような一言文言が書いてありまして、名簿をつけてもらうような企業も3月末ぐらいからですね、私何軒か見かけまして、それが市役所の窓口業務でそういったことができるのかどうかというのも分からないんですけども、そういった対応等は何か考えられたんですかね。

○**本田親行総務課長** 市内で感染者が発生するとか、また今後、県内でも感染が拡大した場合に

は、市役所においても保健所等の関係機関の指導を仰ぎながら庁舎出入口の制限とか、来庁者の立入禁止区域の設定、それから動線の区分などによって来庁者同士の接触を制限するとともに、来庁者全員の検温や感染ルートを的確に把握するため、ただいま議員のほうからありました受付名簿への記入などもお願いすることも考えられますので、今後の状況等を見極めながら検討していくということにしております。

○11番永野慶一郎議員 そういった名簿等、県内の自治体でどこか実施、記入をお願いしてあるところってございましたか。その感染者が出る出ない、それ以前にですね、関係なくそういった記入をしてもらっている自治体ってお聞きになってますか。

○本田親行総務課長 現在のところ、私どもは把握してないところであります。

○11番永野慶一郎議員 今後、もしそのような事態が起こり得ることがあれば、そういったのも実施していくということでもよろしいでしょうかね。

○本田親行総務課長 先ほど申しましたけれども、市内での発生、感染拡大があった場合は、そういうことも考えられるとして整理しておりますので、そういう対応を検討していくことになると思います。

○11番永野慶一郎議員 次はですね、例えば来庁者が感染した場合ということだったんですけど、今度、働いている職員の皆さんが感染をしておったという場合の対応策はどのようにしているのか、お聞かせください。

○本田親行総務課長 議員のほうからもありましたように、新型コロナウイルスの感染者が市内で発生するなど、職員にも多くの出勤困難者が出た場合には、業務の機能停止や機能低下を招き、市民生活に大きな影響を及ぼすことになります。

このことから、職員一人一人が感染症に対する正しい理解に努め、日頃から感染予防等を徹底する必要があるところです。

このことから、職員に対しましては、小まめな手洗いや咳エチケット、出勤前の健康チェックなどの基本的な感染予防対策のほか、勤務時間外においても不要不急の外出を控え、集団感染を招きやすい密閉・密集・密接が重なる場を徹底して避けるとともに、県外などへの不要不急の旅行等も絶対行わないように通知してまいりました。

また、本年度の新規採用職員に対しましても、所属課の課長等が入庁までの行動履歴の確認でありますとか、健康観察も行いまして、その状況を記録に残したところです。

なお、これらの感染予防等に対する通知の内容については、新型コロナウイルス感染症対策における職員の行動指針として整理してまとめまして、その取組の徹底を図っております。

お尋ねの職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応についてですけれども、発熱や咳、くしゃみ等の風邪症状があり、出勤前の検温で37.5度以上の発熱がある職員は、出勤せずに自宅で療養することとしております。

また、自宅療養中に厚生労働省が示した新型コロナウイルス感染症についての相談、受診の目安に当てはまる症状があった場合は、帰国者・接触者相談センターに電話で問合せを行って、その指示に従うこととしております。

また、PCR検査等で職員が新型コロナウイルスに感染していることが明らかになった場合には、庁内において情報共有を図り、速やかに外部へ発表を行うとともに、保健所の指導に基づき庁舎を閉鎖するなどして必要な範囲の消毒を行うこととしております。

新型コロナウイルス感染症により、職員に多くの出勤困難者が出た場合には、冒頭申しましたように、市民生活に大きな影響を及ぼしますので、今後ともしっかりと感染予防対策に努めてまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 今、課長のほうからも答弁がございました、まずは職員の方が罹患しないと、かからないということがまず大事だと。そのような行動を、指針をつくってですね、伝

えていると、徹底しているということであるのかなということですが、どれだけ予防をしてもですね、どこでうつされているのか分からないと、場所が特定されないということもあるかと思えます。

そういったときに、もし仮に職員の方が感染をしたと、先ほど課長のほうから対応した職員、来庁者から出た場合で、さきに答弁があったんですけど、担当者職員は保健所の指示に従って何日間か休むのかとか、そういった指示に従いますということだったんですけども、結局ですね、私ちょっと今答弁を聞いてて、大事なことが課長のほうからちょっと答弁が、私が聞きたい言葉がなかったなと思ってですね。

何かといいますと、もし職員から感染者が出ましたとなったときに、その課自体どうするのか、閉めるのか、そのかかった方1人だけ休んで静養に努めてくださいっていうのか、そこら辺のただいま答弁がなかったものですから、そういったときの対応策というのは、庁内ではどのような話になってるのか、お聞かせください。

○本田親行総務課長 感染した職員が勤務している部署については、保健所等の指示を仰ぎながら閉鎖、新聞報道等で実際発生した市の状況等も見ておりますけども、1日程度閉鎖して消毒を行っております。

課全体になるのか、また必要な消毒の範囲については保健所の指示に従いたいと思います。

また、濃厚接触者と保健所のほうから特定された職員に対しての対応につきましては、先ほど申しました来庁者との接触により濃厚接触者とされた場合の対応と同じ対応になると考えております。

○11番永野慶一郎議員 課を閉鎖すると、その感染者が出た方の所属している課を閉鎖して、1日閉鎖して消毒をして翌日からは普通に通常の業務が行われるっていうことでいいんですか。

○本田親行総務課長 答弁いたしましたとおりに、感染者が実際発生したところの情報等を見ても、一部の課を閉鎖して継続したというような情報も報道されておりますので、いずれにしても、消毒の必要な範囲、閉鎖しなければならない範囲等につきましては、保健所の指示に従いながら実施してまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 その課だけじゃなくてですね、ほかの課にも及んでる可能性っていうのもございますよね。

逆に、その感染者が出た課だけ閉鎖して消毒すればいいのかなって、ただそういうふうにお考えになってるのかなって、今の答弁ではですね、私思うんですが。もうこの庁舎全部ですか、全部閉めて、全部の課を閉めて庁舎全体を消毒するっていうことですかね。

○本田親行総務課長 可能な限り市民生活に必要な業務は継続していきたいと考えておりますので、しかしながら、感染した職員の接触状況、行動状況によっては、全面的に閉鎖して消毒等を実施しなければならない場合も考えられますので、繰り返しになりますけども、保健所等の指導を仰ぎながら、消毒については実施していくことになると考えております。

○11番永野慶一郎議員 保健所の指示を仰いでってというのは分かるんですけども、すみません、総務課長、本市独自の何かそういったときにですね、明確にどうするっていう、例えば課ごと何日か休むとか、消毒をっていうのだけじゃなくて、いろんなことが想定されると思うんですよね。

1日休んで消毒すればそれでいいのかどうかも分からない、あくまでも保健所の指示なんですけども、何かその保健所の指示の前に本市としてこう明確な何ですかね、対応策っていうのはもう全く何もないんですか。とにかく保健所の指示を仰ぐしかないってのが現状なんですかね。

○本田親行総務課長 消毒の必要な範囲というのは、やっぱり保健所の指導を仰ぎながら我々ここまで大丈夫というところがあっても、やはり広範囲の消毒、全庁的な消毒が必要と専門的な観点からの指導を仰ぎながら、消毒等については実施していくことになると考えております。

○11番永野慶一郎議員 何ていえばいいんですかね、何が完璧かっていうのはないんですけども、例えばですよ、本当に最悪のことを考えて、周りにいたその課の人が濃厚接触者で、それで陽性反応が出ましたと、20人なら20人。そういったときって課全体が止まるわけですよ、人員も足りなくなりますよね。そういったことって全く想定されてないんですか。

感染者は、その課において1人しか出ないような感じでの想定しかされてないのかなと、私の聞き方もちょっと質問の仕方も悪いのかなと思うんですけども。

もしこのクラスターが発生しましたっていったときに、課自体が今度は機能しなくなる可能性ってありますよね。そういったときの対応はどうされるんですか。

○本田親行総務課長 濃厚接触者の特定というのも保健所からなされると思っております。

冒頭申しましたように、議員が御指摘のとおり、多数のクラスター等が発生した場合には、市役所の機能の停止とか、低下が十分予想されますので、できるだけかからないための感染防止に現段階では努めていると。当然、クラスター等が発生した場合には、市役所も全面的に閉鎖しなくてはならない状況が考えられます。

議員からもありましたように、本市は支所等もございませんので、そういう事態に陥らないように十分全員が心がけていく必要があると考えております。

○11番永野慶一郎議員 本当に今枕崎では感染者が出ていないということなんですけども、これ本当に幸いなことなんですけども、絶対に出ないっていう確証はないですよ。

もし出たらどうするんだと、感染者がいたらどうしようかというのを常に想定して動かないといけないんじゃないかなって思うんです。

私なんか民間企業でいいますと、全員感染症にかかってお店閉めますよっていったら、死活問題ですよ。収入がないんですよ。会社って本当に大変だって聞きますよ。何かもうちょっとですね、どうやってそういったときに対応するのかっていうのをもうちょっとしっかりと作り上げたほうがいいんじゃないかなって話を聞いて思ったんですね。

あと、そういった課全体が休むことになったら、結局ですね、先ほど言いましたように、冒頭で、市民サービスが低下したりとか、本当に急ぎでですね、いろんな書類を出していただきたいというときなんかですね、今コロナに感染してる人がいて閉めてますって、本当にそれで市民にそういうふうにお伝えできるのかなって今思うんですけれども、そこら辺も含めて、もうちょっとしっかりしたものを、今いい機会だと思うんで構築すべきじゃないかなと思うんです。

次の質問につながるんですけども、本市においてもですね、BCP、業務継続計画というのが昨年策定されて私どもにも配られておりますけども、中を見ても今回のようなこのウイルスについての対策をどうするかっていうのもまだ作成されてないのかなと思うんですけど、そういったのも急いでつくる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、今後、そういったマニュアル作成、こういったウイルス性によるものとかのですね、そういったものをどうやってつくっていくのか、どのようなものを盛り込んでいくのか、お聞かせください。

○本田親行総務課長 本市におきましては、自らも被災し、人、物、情報等といった利用できる資源に制約がある状況下におきましても、業務の執行体制や手順等をあらかじめ定めるなど、一定の業務を的確に行えるよう平成31年3月に業務継続計画を策定いたしました。その際、各課は優先的に継続すべき通常業務、いわゆる非常時優先業務を係ごとに特定した上で、その優先順位を定めております。

新型コロナウイルスの感染症により、職員に多くの出勤困難者が出た場合においても、限られた人員で市民生活に必要な行政機能を継続しなければならないことは、大規模災害が発生したときと同様であることから、新型コロナウイルス感染症に対しましても、基本的にただいま申し上げた業務継続計画を準用して対応していくこととし、新型コロナウイルス感染症に特化した業務継続計画については、情報等も日々変わってきておりますので策定していないところでご

ございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の防止対策等を進めていく中で、自然災害への対応とは異なる部分も多くあることを感じておりますので、職員が感染し、多くの出勤困難者が出た場合においては、迅速・適切な対応によって市民生活に及ぼす影響を最低限にとどめることができるよう、今後、業務の継続性を確保するための基本的な計画やマニュアルといったことの作成に取り組んでまいりたいと思います。

県内、全国の自治体についても、マニュアル等を作成しているところがございますけれども、中身につきましては、ただいま職員の感染防止等について申しましたけれども、そういったことを中心に書かれているようでございます。

答弁でも申しましたように、非常時優先業務を特定していくことが非常に重要だと思っておりますので、また災害時においても申しましたけれども、特定優先業務については特定してその優先順位を定めておりますので、もう一回各課においてはその辺を見直すなど、そういった内容を盛り込んで作成していきたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 私、3月の予算委員会のときにですね、もう今がいいチャンスだと捉えて想定でき得るありとあらゆることにですね、対応できるようなマニュアルを早急につくるべきだというようなお願いをしております。

いろんな経済支援とかですね、いろんな業務が多忙な中で大変だと思っておりますけれども、そういったマニュアルを早急にまたつくっていただいて、今後に備えていただきたいと、これも要望をしておきます。

続きまして、2番の、先ほど避難所の質問なんですけれども、先ほどの城森議員の質問でもですね、避難所の件がありまして、大体、私がお聞きしたいことというのも答弁をいただいておりますが、一つだけ、私ちょっと本市ではこれどうなのかなってというのがございまして、質問させていただきます。

東日本大震災とかですね、熊本地震の後に車中泊、避難をしてエコノミー症候群ということでお亡くなりになられたりする方が多くて、車中泊は大変危険なものだというような認識でおったんですけれども、今回の新型コロナウイルスの件に関しましては、逆に先ほどもありましたように、避難所で密になるとか、本当に換気の問題とかですね、これから夏を迎えますけど、そういったのが十分できるのかどうかという問題もございまして、テレビとかですね、インターネットでも見かけたんですけど、車中泊を推奨しているようなこともございました。

高齢者の方等はやっぱりリスクが高いので、高齢者の方たちはちょっとお控えくださいというようなコメンテーターが話をしておりましたけれども、本市ではこの車中泊、これをまず推奨する予定があるのかどうかお聞かせください。

○田中幸喜総務課参事 車中泊につきましてのお尋ねに対してお答えさせていただきます。

車中泊につきましては、福岡県が5月に作成された福岡県のマニュアルにも明記されております。それと、6月に鹿児島県のマニュアルについても策定されております。また、熊本県においてそういった熊本地震のときの反省点といたしまして、熊本地震では幼児、ペットがいる家庭の車中泊が多かったと。

これにつきましては、当時、指定所、避難所以外に避難する人を行政が想定しなかったということや、職員の人手不足により実態を把握できていなかったという現状であったということでした。

そこで、今回、熊本県においても効率的に車中泊を確認して、効率的な物資供給などの支援につなげることや、それから各関係団体とも協力して、一定のスペースがある公共施設や大型商業施設等の駐車場を事前に集約場所として準備するなど、いろんな対応策が出ているところでございます。

東京のほうのNPO法人環境防災総合政策研究機構というものがございまして、4月に避難経験がある2,000人以上を対象に実施したアンケート結果速報値なんですけど、約75%が新型コロナウイルスの感染拡大が避難行動に影響を与えると回答し、そのうち避難所に行くが様子を見て避難先を変えるが40.7%で最も多く、次いでマイカーなどを使って車中泊避難が38%ということで、こういった現状から見ますと、東京でこういった数値であるということと考えますと、地域、田舎というところについてはもっと数字的には増えるのかなということで、一応そういったものをいろんなマニュアル等を参考にいたしまして、午前中、福祉課長のほうから答弁がありましたように、現在見直し作業中でありまして避難所管理運営マニュアル、本市のマニュアルを検討し改定していきたいと考えているところでございます。

○11番永野慶一郎議員 車中泊も一概に悪いとは言えない時代になってきていると。決まったところ、避難する場所を、車中泊をここでしてくださいというような行政のほうで把握できるような場所をちゃんと指定していただいてっていうのであればですね、救援物資も届いたりだとか、様子も見に行けるというようなことなんですかね。

ぜひそういった場所とかもですね、早く決めていただいて、市民の方にお示しできるように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、コロナに関する支援制度の申請についてということの質問に移らせていただきます。

助成金等の申請に当たってですね、先ほどもいろいろ質問の中にありましたけども、相談窓口が開設されておりますけども、申請はスムーズに進んでいるのか、また問題点等はないのかということでお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの国の持続化給付金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対しまして、事業継続を下支えし再起の糧とさせていただくための事業全般に使える給付金です。

この国の給付金につきましては、5月1日からウェブ上での申請受付が始まり、その当日や翌日には申請をし、5月中旬には給付金の支給、振込があった事業者もいらっしゃると思います。

お尋ねにありましたとおり、中にはインターネットを利用して給付金の申請をしたものの、提出書類の不備をメールで指摘されまして、修正申請された方もいらっしゃることは把握しております。

このような不備メールのやり取りなどで苦勞された事業者もあったようですが、ウェブ上で事業主自ら申請した場合の不備メールの相談につきましては枕崎商工会議所の職員が対応し、プリントアウトされました不備メールの内容を確認しながら、適切なアドバイスをしていただいております。

持続化給付金は、ウェブ上での申請を基本としておりますが、電子申請を行うことが困難な方のために、鹿児島県内におきましても申請サポート会場が順次開設され、枕崎市の会場も5月24日から開設され、電話での事前予約、完全予約制での受付をされているところです。

国から委託を受けた持続化給付金の申請サポート会場では、先ほど申しあげましたウェブ上での自ら申請を行った場合の不備メールへの対応相談は受け付けておりませんので、若干利用者からの不満の声があることは承知しておりますが、これらの申請サポート会場に対応できない部分や事前の書類準備のアドバイスなどについて、先ほど申しあげました商工会議所の職員が丁寧にフォロー・サポートされており、申請における特段大きな問題は起きてないとサポート会場の担当の方、また会議所の職員の方から伺っているところです。

議員がおっしゃいますとおり、若干私も聞きましたのは、青色確定申告書の税務署の受付印がないとか、控えがなかったとかですね、あとウェブ上で申請した方で、写真とかPDF化された書類が不鮮明で読み取れないといったような不備のメールがサポートセンターのほうから届いた

と。その対応にやはり困ってる方が多くございまして、そういった対応もですね、本市の水産商工課のほうにも問合せがございましたので、会議所のほうにもつないで丁寧なサポートをいただいているところです。

中にはですね、このメールのやりとり期間が2週間以上かかったという方もお伺いしているところですが、その後、スムーズにいったということで聞いているところです。

○11番永野慶一郎議員 持続化給付金ですね、私にも相談があったエラーの件、大体課長が把握されているようなところがもう本当にメインでございました。また引き続きですね、商工会議所等とタイアップしながら、スムーズな受付とか申請に向けて取り組んでいただきたいと思います。

持続化給付金の申請に当たってですね、ちょっと相談を受けて、青色申告ですか、個人事業主の方だったんですけど、白色申告なんですけどとお聞きして、何かお支払いができるのかなと思ったんですけど、何か農業の方だったんですけど、これって該当するのかな、しないのかなっていうことで、ちょっと疑問に思うことがあったので一応農政課長のほうにも確認をしました。

要はですね、年間通して売上げがある事業ではなくて、同じ農業でも月当たりの収入の変動が大きい事業者っていう方もいらっしゃると思うんですけども、そういった方たちへのですね、その季節性収入特例っていうのがあるそうなんですけど、そういった方、それに該当される方は持続化給付金の申請ができますよということをお聞きをいたしました。

農水省の出してるパンフレットを私ちょっと持ってですね、この間からずっと読んでるんですけども、何点かちょっと分からないところがあって課長にお聞きしたのは、この季節性収入特例っていうのは、青色申告の方は該当するけども白色申告の方はこちらにも該当しないということだったんですけど、その後も間違いはないんですよね、そうなんですよ。

○原田博明農政課長 農家の方々、農業者が該当する持続化給付金につきましては、今議員のほうからありました個人農業者で白色申告者、青色申告者ともに申請できる通常の持続化給付金がございます。

また、農業につきましては、ある一定の月に収入が集中する月当たりの収入変動の大きい事業者が申請できる季節性収入特例の持続化給付金がございます。この季節性収入特例につきまして、青色申告者でなければならないという要件があるところがございます。

こういったことですね、一部の農家から相談を受けているところです。基本的にはですね、白色でも青色でも申請できる一般の持続化給付金で、月で大きく収入が減ったというような実例があれば、そちらのほうで申請されたらどうかというようなことも、一応説明はしているところがございます。

○11番永野慶一郎議員 私が相談を受けた方は、もう本当にその時期だけなんですよ。もう本当に、1か月、2か月もう毎年この時期しか売上げが入ってきませんということなので、その方も間違いなく季節性収入特例ってこれに該当すると思うんですけども、いかんせん白色申告だということで、これは該当しないということですよ。

お聞きした中で、あとこの季節性収入特例って青色申告であっても農業者は該当しないような話も聞いたんですけど、それではないですか。青色申告であれば該当するということですか。

○原田博明農政課長 この季節性収入特例につきましては、特に農業者が中心になって申請できる制度でございます。だから、今言われるように農業者が該当しないということはございません。

一応、農家の方々からもですね、いろいろと相談を受けているところです。この一般の持続化給付金、一般的には白色でも青色でも申請できる持続化給付金のほうを進めているところがございます。該当する業種といたしましてですね、今我々のほうで把握できているものが、花卉農家につきましては、対象となる要件に該当する一月の売上げが対前年比50%以上減少している。これに該当するという方がいらっしゃいますので、花卉農家の方々はこの持続化給付金で申請さ

れている方もいらっしゃるというふうに承知しているところでございます。

今、議員がおっしゃられるお茶農家、多分お茶農家のことだと思いますが、お茶農家につきましてはですね、我々が把握している中では要件に該当するのがちょっと難しいのではないかと。特に、一番茶、二番茶について50%以上の減収になるというところがですね、今のところ該当しない農家の方々がほとんどでございます。

そういったところでですね、三番茶の取扱いに関して、今後、状況の様子を見ながらですね、三番茶を取る、取らないというようなところで該当するのかもしれないのかというところを、それぞれの農家の方々が経営状況を見ながら申請していただくとということになってまいります。

お茶農家のほとんどが該当するとかそういうことではなくて、やはりそれぞれの経営状況を見てということになると考えております。

ただ、皆さんには持続化給付金に該当する可能性もあるので、それらを含めて申請できるようであれば申請するようというところで指導しているところでございます。

○11番永野慶一郎議員 三番茶の状況を見てからのような答弁でございますけども、もう白色申告の方ってまず該当しないほうが強いのかなというのがありますよね、季節性なので——ですよね。

○鮫島寿文水産商工課長 季節性収入特例につきまして、私のほうで商工会議所と、また先ほど申し上げました申請サポート会場の担当の方ともお話をしたところ、結論から言いますと、青色申告、白色申告両方とも該当します。

その該当しないという例がですね、農政課長から答弁がありましたとおり、その収入の捉え方が、要件が50%以上の減少になるかという計算式がですね、そうならないのではないかということだと思います。

単純にこの月に50になったとしても、白色の場合には通常は収入の割る12だと思うんですが、その部分を季節性収入特例の場合には計算式が若干違うのかなと、そういったことで要件が当てはまらないということだと思います。

農政課長が三番茶のことを申し上げましたが、その状況によってやはり収入の状況が、減少幅が50いくのかなということでの対象にならないということではないのかなと。

基本的には青色申告、白色申告、農業者、漁業者も対象になるということ考えているところですが、農業、業種にかかわらずですね。その収入の減り方をどう捉えるかということで、その50%以上という部分がかかるかどうかということであるかと認識しております。

○11番永野慶一郎議員 季節性収入特例も青色、白色関係なく該当するのであれば、対象になるということですかね、ちゅうことですかね。

それであれば、そのように農家にもお伝えして相談に行ってみたらどうですかという言い方ができるんですけども、もうもらえないんじゃないかなという結構諦めの声も大きいんですが、どうなんですかね。

○原田博明農政課長 農政課のほうで国から示されている説明資料を確認してみますと、季節性収入特例につきましては青色申告者ということになっていきますので、ちょっとすみません、そこを再度水産商工課のほうと確認して、また御報告させていただければと思っております。

○11番永野慶一郎議員 午前中の立石議員の質問でもございましたように、いろんな農業関係者ですね、枕崎の農業、本当に今回のこの件でかなり落ち込んでいるし、そういう事業をされている方も本当にどうしようかと、今回私にもこういった何か助成金、本当に対象になるのかならないのか、助けてくれるというようなことですね、今日ちゃんと訴えてくれと私今日託されて、今日こうやってこの場に立たせていただいております。

農業をしている方は、本当に今日の結果をすごく注目してると思うんですよ。結果をゆっかせっくれねというようなことで言われております。

眞茅議員もですね、同じような相談を受けてまして、私と2人でいろいろ見ながらどうなのかって言いながらですね、今、進めていっているところでございます。またはっきり分かり次第お伝えしていただければありがたいと思います。

最後の質問なんですけども、先ほど豊留議員の一般質問でもありまして、ちょっと助成金に対する周知が足りないのかなと私も思っておりまして、持続化給付金のほうはですね、いろいろテレビとか新聞等で、法人ですと200万、個人事業主ですと100万円といった給付金が出ますよということで、大々的に報道されているので知らない方はあまりいらっしやらないのかなと。

今、あちこち事業主とか回らせてもらって、持続化給付金の話とか家賃補助の話をするんですけど、大体、大概の方は持続化給付費のことは御存じです。家賃補助、半分ぐらいの方かなって感じなんです。そんなのがあるんですかって感じなんですよね。

先ほど水産商工課長からもそういった御提案とかも今銀行とか、融資を受ける際とか、商工会議所と連携して、そういったのも周知をしていくということでしたので、引き続きですね、また私どももお伝えしないといけないところもあるのかなと思っております。引き続きそういった周知を、知らない人が金曜日の市長の行政報告で申請件数が40件ほどということだったんですけど、40件で本当に済むのかなと。まだ対象者はいっぱいいるんじゃないかなと思っている中で、その数字の報告を聞いておりました。周知のほうをですね、またしっかりとお願いをしておきます。

それから最後にですね、またこれも市民の事業を営んでいる方からの声は今結構上がっておりまして、この中小企業等事業継続支援事業、いわば家賃補助等の関連なんですけども、自分の持ち家で商売している方、自分の所有の建物で商売をされてる方からの声が上がっておりまして、これ何かといいますと、建物を借りて商売してるところは20パー売上げが減少したら家賃の補助があると。私たちも同じような事業をしてるんだけど、何で売上げが同じように下がっているのにそういった手だてがないのかと。固定資産税も払ってるんだよというような声が大きいです。

今日、この場に税務課長も出席しておりませんが、これ決定権者は市長でございますので、そういった声がありますということで、どういう施策があるか分かりませんが、仮にですよ、固定資産税を減免するとか、同額程度でですね、そういった対策をしないと何でっていう不満の声も結構来てるんです。

市長、そういった対応策をぜひですね、ちょっと考えていただきたいんですけども、最後に市長のお考えをお聞かせください。

○前田祝成市長 この今回のコロナウイルスに関する市の支援策といういろいろ考えさせていただいて、今回も34の事業を提案させていただいているところです。非常に重たい課題だというふうに私も認識しております。

まず、先ほどの持続化給付金の件に関しましては、またこちらのほうからしっかりと説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

固定資産税の件がありましたけれども、固定資産税に関しては税金ということもありますので固定資産税の減免というのはですね、私のほうでその市でということは今のところは考えておりません。

来年度に関してはですね、国のほうが固定資産税減免のほうを考えているということですので、この辺りは国のほうに従うべきかなというふうに思っております。

そして、まず今回のこのコロナについての考え方は、支援策について。これはですね、当然農業者の皆様からも、先ほど議員のほうからありました支援策の要望については、かなり私もお伺いしておりますし、当然担当者からも報告を受けているところです。

対応などの現状についてですね、こちらのほうで今私の考えをちょっとお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

というのが、本市の経済支援策の全体的な考え方、方針といった答弁になるかもしれませんがけれども、実は議員からの通告を拝見しましてですね、これを今後の感染症との共存、あるいは地域経済活動の回復というテーマにおいて非常に重要な質問であるというふうに感じております。私の考えを現状、答弁したいと思います。

まず、前提としまして、この新型コロナの影響、これは長期に及ぶであろうというふうに考えてます。今回の感染症拡大による経済的な影響、これは流れとしてはローカル、こういう地域社会に発生した、そしてそれがどンドンどンドンやっぴり外に広がっていくんだらうということでグローバルに拡大して、その対応のやり方によってはですね、もう金融のところまで影響が及んでくるんじゃないかなというふうに思ってます。フィナンシャルのところまで影響が広がってくるというふうに考えてます。ローカル経済のところでも、またこういう地域経済のところからさらに国内とかですね、そういうところに段階がやっぴりあるんだらうなというふうに考えてます。

そして、それがまたグローバルに広がっていく段階でもインバウンドがあり、アウトバウンドがありということで、非常に影響は読みにくいっていうのを認識してます。

リーマンショックのときはですね、フィナンシャル、金融のほうから影響が出てきて、それが時間をかけてローカルに届いてきたと思うんですね。今回はもういきなり、先ほどから議員もおっしゃってます地域にかなり大きな影響が出てきたと。そうしたときに、そこに対しての緊急策というのは当然必要になってきます。

これはですね、1回またグローバルに広がってですね、そのグローバルからまたリーマンのときみたいにまたもう一回戻ってくるんじゃないか、折り返してくるんじゃないかなぐらいの長期スパンの、今回は非常に危機だというふうに認識してます。その辺りもしっかり考えながら長期にわたって影響が出てくるということを考えて支援策をとっていかないといけない。

本市の独自の支援策の考え方なんですけれども、そのような影響が長期に及ぶであろうということを入りながら、それぞれの事態や状況をきめ細かくヒアリングをしたりですね、皆様からの御意見をいただきながら対応を図るべきだというふうにまず考えてます。

ここから私の考えの中心なんですけれども、先ほど午前中の御質問にもありました他の一部の自治体で、例えばコロナ禍が発生の早いタイミングで市民に定額の商品券が配られたり、あるいは一定の売上減があった事業者に対して支援金が、例えば持続化給付金の対象にならない50%以下の20%から50%の間のところ、例えば一律10万円とかっていう施策がなされています。

そういうスピーディーな施策が非常に評価されているということも承知してます。

ただ、一方、本市の場合は何度も申し上げてますけど、雇用の維持と事業の継続、これを最優先に課題として考えておまして、国の雇用調整助成金、これの活用をまずやりましょうと。とにかくやりましょうということで支援策を考えてますし、飲食業とかサービス業などの小規模な事業者に対する、先ほど議員からもありました賃料補助ですね、家賃補助。これらの固定費をしっかりと支援していこうと。固定費の事業支援をしていこうと。それをするによって、雇用調整基金の活用で雇用の維持、そして固定費を負担することによって事業の継続というところを基本に考えていこうという考え方です。

先ほどからもいろいろ出てきます国や県からも様々な支援策が出てきております。その支援策も活用しながらやっていくということを我々はやっていかないといけない。そういうことですね、雇用維持、そして事業の継続というふうにやっていかないといけないと思います。

そして、国の支援策でいいますと、一番メインというか目立っているのが一律10万円の特別定額給付金だと思うんですけども、事業者向けには雇用調整助成金、先ほどから話題に出てます持続化給付金、そしてこれから2次補正の中では家賃補助も出てきます。雇用調整助成金の上限額も上がります。

そういった形でですね、国県から次々に助成が出てくるわけですね。その辺をしっかりと読み込

んでいくことも必要だろうなというふうに考えてます。

ですから、枕崎における、あるいは鹿児島県における感染症による影響をしっかりと見ながらですね、いろんな県と国の政策追加も見ながら我々として一番ベストな選択をすべきだなというふうに思ってます。

特に、県におきましては休業協力金であるとか、飲食店のデリバリーへの取組への奨励金などもあります。そういうところに市としても上乗せで出せないだろうかとかですね、そういう部分をやることによってですね、持ち家で営業されてる方に対してもある程度固定費の負担の応援もできてくるのかなというふうに考えています。

その辺りをしっかりとやっていく、そしてもう一つはですね、本県におきましては来月県知事選挙を控えています。候補者の公約の中にも、既に国からの交付金だけじゃなくて財政調整基金の投入を検討するとかっていう公約を出されている候補者もいたりですね、これからまたですね、その中で具体的な知事選挙に立候補されてる候補者の方々が公約をどんどんどんどん出されてくるんだろうなと。その辺りの政治日程も考慮に入れる必要があるというふうに考えてます。

先ほど各自治体の施策について申し上げましたけれども、それぞれの施策については相当な経費がかかっている。午前中の御質問でありました商品券1万円を2万人に配ると一遍に2億円かかってくると。そういうところがあると。一つ一つの施策が非常に一律に配ることによってですね、経費がかかってくるということもあります。

減収事業者向けの支援金に対してもやっぱり相当額が必要になってくるだろうなと、一律に配るとするとですね。その辺も考えなければいけない。その一律の給付金というのとか、あるいは商品券の配布とかっていうのはですね、スピーディーな反応で非常に評価されてる部分はあるんですけども、それを上乗せする形で、例えば国から10万円の給付金が来たりとかですね、あるいは今回の高収益作物に対しての非常に手厚い支援が来たりとかするとですね、先にやってる施策の何というんですかね、その辺りの予算が生きたお金としてこう認識されづらくなるんじゃないかなというふうにも思ってます。

ですから、その辺りをしっかりと見ていくということが非常に大事であろうというふうに思ってます。

大変長くなって申し訳ないんですけども、冒頭申し上げましたけれども、この新型コロナは長期戦だと。そして、第2波、第3波にも備える必要がありますし、国も2次補正の中で10兆円に及ぶ予備費を計上していると。今後、国や県の支援策をある意味市としてはですね、したたかに活用しながらですね、それでも届かないところには、あるいは必要などころにはもちろん本市独自の支援策を追加していくというような形ですね、しっかりと経済支援策をやっていきたいなというふうに考えてます。

本当に厳しい状況であるっていうことは認識しております。午前中の質問でもありましたけれども、一方では東京一極集中が是正されるんじゃないかとかっていうことですね、今後我々がまたそっちの積極的な施策というのもしやっていかないとはいけませんし、その辺りをしっかりと交付金等を活用しながらやっていきたいというふうに考えてます。

先ほどの質問の趣旨でございました家賃で経営しているのではなくて、御自分の資産で経営されている事業者の皆様がいらっしゃると思いますので、そこについてもですね、やはりきめ細かくヒアリングをさせていただいたりとか、支援をさせていただいてですね、まさに誰一人取り残さないというかですね、そのような形での支援策というのは考えていきたいと思います。

もう何度も繰り返しになりますが、長期戦ですので今回の皆様方の一般質問もそうですし、また9月、12月にかけてもまだまだ第2波、第3波も出てくると思います。可能性があると思います。

だから、その辺はしっかりと皆様方とも議論をしながらですね、そして市民の皆様方からも本

当にいろいろ生の声を聞きながらですね、我々しっかり対応していければというふうに思います。

これは本当に大変な危機だというふうに思ってますし、市を挙げてしっかりと取り組んでいかないといけないと思いますので、国の動き、県の動きを見ながら、そして市として限られた財源の中で、何が一番ベストなのかっていうことを考えながらやっていきたいと思いますので、ぜひ皆様方の御協力、御理解もいただければなというふうに思います。

本当に、ありがとうございます。質問の内容が非常に大事なものだと思いますので、ちょっと長くなってしまいましたけれども答弁させていただきました。よろしくお願ひします。

○中原重信議長 以上で、永野慶一郎議員の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

誰も置き去りにしない社会、SDGs、持続可能な開発目標、達成まで残り時間わずか10年と迫っています。誰も置き去りにしない社会とは一人一人平等ということです。

枕崎市政は市民から見てどう映っているのでしょうか。一部の人間だけが、一部の地域だけが市民の血税を自由に操り、やりたい放題なのではないのか。今回、目に見える形で市民の方々から市政の在り方に対して不満の声が上がってきています。

長い間、同じ椅子に座り続け、コツをつかみ、要領を覚え、もはや誰のための財源なのか。今、それらを許すリーダーの資質が問われているんです。

子供でさえ欲しいものがあるときは、お年玉のため、アルバイトをし、自分の力で何とかしようと夢をかなえようとしています。どうか、やりたいことのある関係者は、まず自分のお金を使ってください。枕崎市の税金は、枕崎市に住む市民全員の財産です。

誰も置き去りにしない枕崎を急ピッチで進めるため、SDGs 17番目、目標達成の視点から質問をいたします。

SDGs ポスターを貼って、市民一緒に、市全体でSDGsに取り組んでいってはどうでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 SDGs は、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指し、経済、社会、環境という3つの側面のバランスを取るため、これらをめぐる広範な課題に統合的に取り組む国際目標ですが、地方公共団体が持続可能なまちづくりや地域活性化に関する取組を推進するに当たっても、SDGs の理念に従って進めることで、政策全体の最適化と地域課題解決の加速化という相乗効果により、取組の一層の充実、深化につなげることができるものであり、本市においても持続可能で自立したまちを目指すためのツールとして今後も活用していきたいと考えております。

SDGs の誰一人取り残さないは、誰一人関係ない人はいないということでもあり、このため市職員をはじめ市民の皆様の中に広くその理念を浸透させることが重要であると言えます。

ポスターの掲示をという御提案ですが、そういった取組を含め、今後市民の皆様と協働しながら、SDGs を本市の施策の一層の推進に活用していくには、どのような方策があるのか、様々な観点から検討していきたいと思ひます。

SDGs に対する本市の具体的な取組について、担当課参事に説明をさせます。

○堂原耕一企画調整課参事 本市が具体的に取り組んでいるSDGs に対する取組といたしまし

ては、昨年度の取組になります。2030SDGsワークショップと銘打ちまして係長級の職員を対象にカードゲーム型研修会を開催いたしました。

また、枕崎高校と枕崎青年会議所が共催したSDGsファンクションや枕崎青年会議所が開催したSDGsに関する講演会、これらにも職員が参加するなどSDGsに関する知識を職員は深めているところでございます。

また、昨年度策定いたしました第2期枕崎市地方創生総合戦略におきましては、本市の地方創生の一層の推進のためにSDGsを有用なツールとして活用するため、全ての施策につきましてSDGsのアイコンにひもづけて整理し、現在、その視点を取り入れながら各施策の展開を図っているところでございます。

○12番東君子議員 市民に分かりやすく伝えることが一番大切だと思います。また、コロナの影響で人を集めての講演などなかなかできないような状況です。

広報まくらぎなどを使ってふだんの生活の中に溶け込んでいくような、工夫のある発信をお願いいたします。

それでは、次に入らせていただきます。定額給付金10万円について、SDGs5番目、ジェンダー平等の視点からの質問です。

配偶者からの暴力、DVを理由に避難している方への対応、これはDVを受けている方、避難している方、この10万円は自分の口座に振り込んでいただけますか。

○山口英雄福祉課長 特別定額給付金につきましては、令和2年4月27日が基準日でありまして、原則としまして基準日現在で住民基本台帳に記録されている方を給付対象者とし、その方の属する世帯主に対して1人につき10万円を交付するという制度でございます。

ただし、DVを理由に避難している方及びその避難者と一緒に避難されている同伴者につきましては、基準日において住民基本台帳上は配偶者と同一世帯であったとしても、医療保険上、配偶者と別世帯であるか、または配偶者の被扶養者でないこと、かつ配偶者に対し、裁判所から配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されているなど一定の要件を満たす場合において、避難先自治体、実際の居住している自治体に申出を行ったときには、住民票所在市町村ではなくて、避難先の自治体から当該申出をした方に特別定額給付金が給付されるというふうになっております。

○12番東君子議員 今、お話を伺ってですね、誰一人も取り残さない社会、そしてこの当たり前の権利というのが、なかなか一人一人受け取るっていうのが今とても難しいんだっていうふうに思いました。

それで、私のところにも幾つか御相談をお電話でいただいたのですが、例えば避難はしていませんが、配偶者、世帯主と一緒に住んでいますが、暴力を受けている人が窓口に行くと、すみません、こういう事情です、10万円は自分の口座に振り込んでいただけませんか、っていうふうに相談に来た場合というのは、10万円は相談者に振り込んでいただけますか。

○山口英雄福祉課長 先ほど説明をいたしましたとおり、特別定額給付金は原則としてその世帯主に対して支給するというところでございますけれども、例外として、DVで避難されてる方で一定の条件を満たす場合には、その申出をされた場合にその方に支給するというところでございます。

DV被害による世帯主以外のその本人が受給するためには、大前提として避難していることというのがございますので、今、質問者が言われた避難はしてない方、DVを受けているけど避難していない方というのは、残念ながらその方本人に支給するということはなかなか難しいというふうになります。

○12番東君子議員 配偶者からの暴力の相談に来た方が、確実に今後第2、第3、やっぱり10万円が頂けるっていうことになった場合に、またもらえないような確率っていうかそれは高いような気がするんですね。それで、今後やっぱり確実に受け取れるように、国からは下りてきますが、枕崎市としてそういう相談があった場合にですね、何かできる対策っていうのはあります

か。

○山口英雄福祉課長 特別定額給付金につきましては、国が国民1人につき10万円を給付すると国が制度設計したものでございますので、今質問者が言われるように枕崎独自で、例えば配慮をしてその避難してないDVを受けている方に直接お支払いするとか、そういったことはなかなかできません。

今、答弁いたしましたとおり、国の制度設計でそういうふうに避難していることが大前提というふうになってますので、そういったことになるかと思えます。

ただですね、高市早苗総務大臣が、今月の9日に記者発表というかですね、談話を発表したんですけれども、1人につき1つの預貯金口座とマイナンバーのひもづけの義務化を検討するという方針を発表いたしました。

これは、新型コロナウイルス感染症に関する各種給付金事務におきまして、振込口座情報の申告、それからその申告された口座情報の確認という事務がですね、申請者の方、それから行政側の大きな負担となって、結果としてなかなか迅速かつ確実な給付を妨げるというような要因になったということを踏まえまして、今後の公的な現金給付を迅速に行うため、また世帯単位ではなく個人単位でも景気対策や福祉など多様な給付を行うことができるようにするためのものとされております。

国といたしましては、来年の通常国会に法案を提出すべく検討を進めるというふうにしておりますので、この国の検討が進めば、今質問者が言われた、それぞれの個人に給付するという制度もできるかと思えます。そういったことで、市としましても今後の国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

○12番東君子議員 今、少しほっとはしたんですが、何人かでちょっとこれどうにかならないのかねって言うてお話をしたときにですね、例えば封の中を開けて申請書、注意書きがありますよね、あの中に。世帯主に振り込まれますが、あくまでも個人の10万円ですとか、何か一言書いてあるとですね、例えば夫婦喧嘩とかになったときでも、お父さんここを見て、ここに書いてあるでしょうか、本当にここまで考えて自分の当たり前の権利をゲットするっていうのがこんなに難しい制度。また、これからですね、外国だったらこういうふうに一人一人10万円を振り込むのに一体どういうふうになってるのかとかですね、いろんないいアイデアを出して、ぜひ国のほうにですね、上げていっていただきたいなと思えます。

触れるつもりはなかったんですけれども、実はですね、ちょっと学生っていうか、そういう子なんかからもちょっとお話を伺ってます。将来のために使いたいんだと、そしてお父さんに言ったところ、子供にはということだったみたいです。

だけど、子供っていても18歳、あともうちょっとで成人になりますよね。そしたら、そういうしっかりした子供の給付金10万円の使い方まで、お前は子供だからあげられないとかですね、ちょっとそういう実態があるようですので、いろんな問題点を出し合ってますね、ぜひ国のほうに一人一人がちゃんと受け取れるように努力をしていっていただきたいなと思えます。

次に入らせていただきます。男女共同参画についてです。

SDGs 5番目、ジェンダー平等の視点から質問をいたします。

日本は、特にジェンダー平等の遅れを国連から指摘されております。本市の女性管理職の割合、これは現在どうなっていますか。

○本田親行総務課長 本市におきましては、職員を雇用する事業主としての立場から、女性活躍推進法に基づき平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間を計画期間といたします特定事業主行動計画を策定し、組織全体で女性職員の活躍の推進に取り組んでいるところでございます。

この計画におきまして、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合については、令和2年

度までに10%にすることを目標としております。

行動計画期間における本市の女性管理職の在職状況について申しますと、行動計画期間の前年度であります平成27年度は31人の管理職の全員が男性職員でございましたが、平成28年度から平成30年度までの3年間は2人の女性の管理職が、また令和元年度は3人の女性の管理職が在職し、管理職全体に占める割合につきましても8.8%となりました。

しかしながら、令和元年度末に2人の女性の管理職が退職となったことで、本年4月1日現在の女性の管理職は1人となっております。そしてまた、管理職全体に占める割合も2.9%となっております。計画の目標達成には至ってないところでございます。

○12番東君子議員 まだまだ進んでないってということでしょうか。

そうしたらですね、なぜこういうふうに進まないのか、考えたことはございますか。一言よろしいですか、企画調整課。

○堂原耕一企画調整課参事 お尋ねは、市役所において管理職の女性の数が増えない要因についてどのようなことを考えるかということでしょうか。——要因についてはいろいろ考えられるかとは思いますが、1つ考えられることといたしましては、法の下、制度の下においては、様々な制度ができて男女間の社会的な政策や方針決定過程への参画など、そういったところについては対等でなければならないというような、そういう体制づくりというのは進んできておりますが、やはりそこにあります現実的には社会通念や習慣、そしてまた男性側の考え、女性側の考えなどといったいろいろな要素が絡み合い現在の状況になっているところではないかと思えます。

これらを解消と申しますか、改善していくためには男女共同参画、真の男女共同参画の社会というところを市役所の職員もですし、市民の皆様に対してもその理念というところを浸透をさせていかなければならないのではないかと考えるところであります。

○12番東君子議員 まだまだ管理職が少ないってことですが、女性が輝いて働ける職場づくりを目指すために現在取り組んでいらっしゃることで、何か成果を上げたとか、ちょっと前向きな話をお伺いしたいんですが、今後検討しますをなしにお答えください。

○本田親行総務課長 管理職への登用など女性の活躍を推進するための取組は、職員の採用から配置、育成、昇任にわたる長いプロセスにおける取組が求められるところでございます。

そのため、多様な業務への配置や研修などを通じた人材育成を図りつつ、管理職の1段階前である主幹とか係長の職に占める女性職員の割合を引き上げ、今後とも男女の区分なく意欲と能力のある職員を管理職に登用していく必要があるところです。

また、同時に組織内の男女の役割分担の硬直性をなくすとともに、職業生活と出産、育児、介護などの家庭生活との両立がよりしやすくなるような環境の整備や働き方の見直しを進めていくことも不可欠になると考えております。

本市におきます女性職員の活躍について一例申しますと、これまで男性職員のみでありました土木技師について平成29年4月1日に女性職員を1名採用しておりまして、また本年4月1日には女性の消防士も1名採用しているところでございます。

女性としての視点や能力を生かしながら、あらゆる場面において、今後とも市民サービスの向上に努めていただけるものと考えているところでございます。

○12番東君子議員 少しはほっとしました。この動きを止めることなくですね、女性が働きやすい職場づくりに取り組んでいただきたいと思います。そして、せっかくですね、女性が一步踏み出すチャンスが訪れても、さっきお話がございましたが、やはり家の中での家事、育児、家庭のことがまだまだ女性の仕事のように思われています。男性の意識改革、これが大事じゃないかなと思います。

急ぎ推し進めることが先ほどの話でも出ましたが、子供の出生率、少子高齢化のスピードを遅らせることにもつながるのではないのでしょうか。

そして、国連からですね、日本は大変ジェンダー平等の遅れを指摘されています。もう一度ですね、率直に日本が国連からこういうふうに指摘を受けている、今後ですね、どういうふうに男女共同参画を前向きに進めていっていただけますか。

○堂原耕一企画調整課参事 先ほど答弁させていただいた内容と重複する部分もございますが、先ほども申し上げましたとおり、男女共同参画社会基本法におきましては、男女共同参画社会の形成は男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行わなければならないなどの理念が掲げられ、また女性活躍推進法も施行されるなど、男女共同参画社会の実現のための法や制度の整備は、ある程度一定は進展しているものと考えます。

しかし、現実の社会におきましては、女性の政策や方針決定過程への参画など、男女が社会の対等な構成員として自らの意思で社会活動に参画する機会の格差は十分に改善されておりません。

女性の社会進出は、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けた男性像、女性像というものにまだまだ縛られているのではないかと考えます。家庭における家事、育児、介護などの負担が大きいのしかかるなど、男女の不平等感が少なからず残っているのが現状であるのではないかと考えます。

このような状況を変化させるためには、性別による固定的観念を解消し、男女問わず個性を発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会を形づくっていかねばならないと思います。

そのため、本市では、現在、第2次枕崎市男女共同参画プランに基づく取組を着実に進め、まず市が行うあらゆる施策におきまして、男女共同参画の視点を持ち、それに対して配慮することに努めているほか、市民の皆様に対して講演会などを通じて啓発を行っております。

さらに、男女共同参画社会の実現を目指すための基本的な理念を明確にし、市や市民や企業といったそれぞれの立場での責務や役割を示すために、男女共同参画推進条例を目標としては今年度中に制定をいたしまして、男女共同参画社会の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 やはり1番はですね、男性の意識改革、やっぱりここが1番じゃないかなと思います。若い女性たちとですね、話をしたときも、結婚して何かいいことがあるのっていうふうに聞かれたりします。大変いいものですと答えられるようにですね、本当に男性の意識改革、よろしく願いいたします。

それでは、給食費の無償化についてお伺いをしていきます。SDGs 1番目、貧困、2番目、飢餓の視点からの質問です。

今回、コロナの影響で、給食のありがたさを身にしみて実感したという声を数多く耳にしました。収入が不安定となる中、給食費無償化の実現、これはできないのでしょうか。

○豊留信一給食センター所長 SDGs 1番の貧困をなくそうは、あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ、それから2番目の飢餓をゼロには、飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進すると定義されております。

学校給食は、市内の全ての小中学校に在籍する児童生徒に給食を提供しております。学校給食に係る経費につきましてはこれまでも答弁しておりますが、学校給食法第11条の経費の負担の規定では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者の負担とし、経費以外の学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。

運営に要する経費としまして、人件費、燃料費、光熱水費、施設管理費などは市のほうが負担をいたします。給食食材に係る経費を児童生徒の保護者に給食費として負担していただいております。保護者の中には、いろいろな事情によりまして生活に困窮している世帯もあります。そう

いった児童生徒のいる世帯で、経済的な理由により生活が困窮している生活保護世帯、あるいは生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮している世帯に対し、学用品費や通学用品費、修学旅行費、学校給食費などを支援するため枕崎市就学援助事業があります。学校給食費もその事業によって対象となる保護者には本市は全額を助成しております。

また、新型コロナウイルス感染症経済対策の一環として学校給食費保護者負担分に助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、学校給食費助成事業補助金を感染症対策地方創生臨時交付金を活用した事業として、今議会の補正予算をお願いをしているところでございます。

○12番東君子議員 難しいということですね。皆さんに、子供たちみんなに家の収入とかそういうのは関係なく、今お話し感じでは、ちょっと難しいということだと思います。

今ちょっと思ったんですけども、給食は小学生、中学生ですね。それで、保育所のお昼ってというのは、これはどうなってますか。

○山口英雄福祉課長 保育所等におけます給食の関係でお尋ねですけども、保育所、認定こども園における給食を無償化できないのかっていうお尋ねってことでよろしいですか。（「いや、お昼がどうなってるのかなと思って」と言う者あり）保育所とか認定こども園では、基本的に自園で給食を出すというふうになっております。

○12番東君子議員 いきなり質問して申し訳なかったです。

誰もが知ってる子ども食堂ありますね。これモデルになった女性の方のインタビューをテレビで拝見したことがあります。初めは、非行に走る子供たちの相談に乗っていたんですが、なぜシンナーを吸うのか、よく顔を見ると青白く、そして彼は空腹を満たすためにシンナーを吸う。少年の話聞いて、まずは子供たちに御飯を食べさせてあげたい。その思いが共感を呼んで、現在の子ども食堂へと広がっていきました。

今回ですね、コロナで学校が休校になって、給食がなく大変困っている家庭が多かったのではないのでしょうか。そして、近隣の子ども食堂ではですね、休校の間子供たちにお弁当を届けたり、そのついでに見守りもされている。そういうすばらしい取組などをされているところもあるそうです。そして、子ども食堂に関してはたくさん御意見も頂いております。公民館などを上手に活用して、お金をかけずに頑張っている子ども食堂、本来の姿ではないのでしょうか。

どんな時代が来ても、子供たちの1食、給食は保障しますという思いが少子高齢化に歯止めをかける一つの方法だと思います。給食費の無償化、これからも訴えてまいります。

子供の見守りに入らせていただきます。

家で過ごす子供たちの生活状況について、SDGs 4番目、子供の教育の視点から質問いたします。

コロナ問題で、家で過ごすことが多くなった子供たち、家庭内での学習の取組状況、虐待を受けている子供はいないか。子供たちの様々な様子を学校側はどうやって把握をされますか。

○満枝賢治学校教育課長 臨時休校時における子供たちの家庭学習につきましては、本市の全ての小中学校で、子供たちの実態に合わせた学習課題帳を作成して配付し、取り組ませたところです。例えば、枕崎小学校では、学習課題帳のほかに保護者負担で購入した問題集を課題として取り組ませました。また、桜山中学校では、学習課題帳のほかに作文の課題や英語検定の過去問の課題に取り組ませました。これらの課題については、学校再開時に回収し、子供たちの取組状況を把握しております。

臨時休校中における子供たちの見守りについては、各学校において担任を中心に電話連絡や家庭訪問をしたり、安心メール等を使って学校の連絡事項を情報発信したり、校区内や市内を巡回したりして生活状況の確認をしました。例えば、立神小学校では2時間置きに校区内を巡回しており、また、枕崎中学校では複数体制のチームをつくり、午前と午後に巡回しました。

このように、児童生徒が家庭で安心して過ごせるような手だてを保護者と連携しながら取り組んできたところです。

○12番東君子議員 何か変わった様子はないか、日頃、信頼関係を子供と結ばれている先生が一番小さな変化を感じ取ることができると思います。しかし、コロナによって、さらに先生方の仕事量が大変増えているのではないかなと思います。どうか万全の体制で、子供たちの見守りをよろしくお願いいたします。

次、サツマイモ病害対策について進んでいきます。

SDGs 9番目、産業視点からの質問です。基腐病、本市の被害状況は現在どうなっていますか。

○原田博明農政課長 本年産のカンショにつきましても、昨年産と同様に苗床などにおいて、サツマイモ基腐病の発症が見られており、大きな被害が予想されております。

現在、カンショの植付けにつきましては、ほとんどの圃場で終わっている状況でございます。

市やJAで生育状況の調査を定期的に行っている中では、数か所の苗床で種芋の腐敗及び苗の生育遅れが見受けられておまして、また4月の強風、寒暖の差、降雨不足により、苗が活着せずに枯れるなど植え直しを行った圃場も見受けられました。

苗床での種芋の腐敗や苗の枯死については、サツマイモ基腐病が原因と見られるものもあり、その都度発病株を抜き取り処分するなど対策を取ったところでございます。

○12番東君子議員 今回、芋畑を農家の方々と一緒に見て回ったときにですね、5月の初めだったんですが、若葉が硬く萎縮した感じを受けました。あまり農業をやったことのない者が見ても、あれ、何か違うなっていうのは一目で分かりました。

広大な土地にですね、一本一本植え付けていく作業を考えたときに、本当に天気左右されて、病気と闘って、毎日が予断を許さない状況であると知って、改めて農家の方々に対して感謝の気持ちでいっぱいになりました。

市全体を最近見て回ったんですが、苗が生き生きして見える地区もありましたが、実際には秋ぐらいまでなってみないと分からないということでした。もう本当に大変なお仕事だなと思います。

今後、高齢者の農家の方々に寄り添った分かりやすい対策、支援方法をお聞かせください。

○原田博明農政課長 この基腐病につきましては、県、市、JAの協力をもってですね、いろいろと対策を取っているところでございます。パンフレットの作成やチラシを作成し、市のお知らせ版やJAの機関誌に掲載するなど農家の方々に対して周知活動を行っております。

また、最近では圃場のほうにですね、説明書きがスマホ等をかざせば出てくるQRコードがついてあるお知らせ杭ですね、こういったお知らせ杭を数十か所に配置するなど様々な周知活動を行っているところでございます。

農家の方々から要請がございましたら、県、市、JAの職員が出向いて座談会等を行って対策等の説明も行っているところでございます。

県の経済連におきましては、育苗センターにおいてバイオ苗からウイルスフリー苗の培養を増やすなど様々な対策も取っているところでございます。

サツマイモ基腐病の対策といたしましては、栽培基本技術の徹底に努めるということが大事でございます。

圃場の消毒とかですね、苗の消毒、苗を植えてからの圃場の排水対策、様々な対策を取っていただいて、この基腐病が発生しない対策を取っていただかないといけない。これらは農家の方々に徹底して行っていただかないといけない作業になります。

こういった作業が、経費的にも労力的にも大変な作業になってまいりますので、昨年、農水省から出ました補助事業等もございました。

また、本年にこういった事業があれば、農家の方々に案内を申し上げて、その手続についても支援をしていきたいというふうに考えています。

今後もカンショの病害虫に関する国の支援事業につきましても、農家の皆さんに周知しながらですね、行政のほうも支えていきたいというふうに考えております。

○12番東君子議員 前回の一般質問でも出たんですが、やっぱり手続とか読んだり書いたりするのがですね、もう本当に高齢になってくるほど大変なことではないと思います。

例えば、これどうやって書くのかなと思って市に電話をしたら、すぐ農政課のほうに電話をつないでいただいたりですね、そして高齢者でなくても市民の方が農政課に行ってこれが分からないって言ったときはですね、本当に一人一人、手取り足取り寄り添ってですね、一緒に書類などありましたら仕上げていっていただきたいなと思います。

基腐病、これは枕崎だけの問題ではありませんね、積極的に国に対してもぜひですね、こうなんだ、ああなんだって声を上げていっていただきたいと思います。そして、安心安全な身近な食べ物、地産地消の観点からもとても大事な問題ですので、よろしく願いいたします。

そして、最後になりますが、枕崎が発展する一番の近道、それは女性を大切にすることだと思います。女性の声を聞くことです。子供たちはお母さんの笑顔が大好きです。持続可能な枕崎を未来ある子供たちに残してあげるため、共に力を合わせ前に進んでいきたいと思っております。

市長の思いをお聞かせください。

○前田祝成市長 先ほどからSDGsにひもづけした御質問だったと思うんですが、女性の活躍ということだと思いますと、先ほど企画調整課参事からも答弁もありましたSDGs5のジェンダー平等というところだというふうに思います。

本市としてもですね、今年度は条例を制定する計画をしております。男女共同参画推進条例、やはりそういうことを実際に形にしていくことによってですね、やはり市民の意識というのも変わってくるであろうというふうに考えてます。

ジェンダー平等に関して申し上げますと、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数という日本は先ほどもありましたけど、121位というところで先進国では最下位です。

何が課題なのかっていうのをですね、私も先日あるフェミニストの方がラジオ番組に出てて話を聞いたらなかなか前に進まないんだと、夫婦別姓であったりとかですね、もしかしたらもう簡単にできることもなかなか先に進まないんだっていうことを嘆いてらっしゃいました。確かにそうだなと思ってます。

私自身も今、いろんな書物を読みながらですね、そのジェンダー平等についていろいろ勉強しているところです。

おっしゃられるように、ここ枕崎からそのようなムーブメントが起こるとしたら、非常にすばらしいことじゃないかなというふうに思ってます。そのためには、地域の中でジェンダー平等についての理解が深まるということが前提でありますので、そのような状況をしっかりとつくっていければなというふうに考えます。

そのためにも、SDGsっていうテーマで今回御質問ございましたが、そのSDGsを定着させるということも大事だと思いますし、その中のSDGsゴールの5、ジェンダー平等というところを市民が理解していただくことが大事だと思います。

私もしっかり意識を持ってジェンダー平等についてはですね、さらに理解を深めていきたいと思えます。

○12番東君子議員 若い夫婦の方が食事が終わって、そしてお父さんのほうがお茶わんを洗ってくれたと。そして、その後ですね、ありがとうとかですね、そういうのを期待するわけですね。しかし、女性側お母さんから見たら、自分が食べたものを自分で洗うのって当たり前なんですよね。それがやっぱりそこら辺のずれが、女性の仕事っていうことになって、それも女性の仕

事、育児も家事も何もかにもってなったらですね、本当にせっかくいいチャンス、話が来ても、それに思い切ってチャレンジがなかなか女性にはできないわけですね。

ですから、やはり先ほどから言ってますが、男性の意識改革、そして自分のことは自分でやって当たり前、これをぜひ枕崎の市役所の入り口でも掲げて進めていていただきたいなと思います。

ただ、市長の話聞いて、大分前向きにいろんな本も読まれて考えてくださってるんだなって、多分10年と言わず、あと5年ぐらいでこれは目標達成できるんじゃないかなって今実感しました。今後、新しい枕崎の夜明けを期待しております。

私の一般質問を終わらせていただきます。

○中原重信議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時9分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和2年6月16日)

令和2年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第3号）

令和2年6月16日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 清水和弘 議員（67ページ～78ページ） 禰占通男 議員（78ページ～89ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員

10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

8 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
原 田 博 明 農政課長	田 中 義 文 健康課長
高 山 京 彦 市立病院事務長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
小 湊 哲 郎 農政課参事兼耕地林務係長	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	宮 原 司 教委総務課長
満 枝 賢 治 学校教育課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 まず初めに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、現在治療中の方々に対しお見舞いを申し上げます。

通告した次第に基づき質問してまいります。

2019年8月16日、新薩南病院の移転先は南さつま市加世田村原に決定いたしました。県が管轄し、南さつま市、南九州市、枕崎市の3市が関わる病院は、地域にとって極めて重要な施設であり、多くの市民が利用する拠点になると考えます。病院の目的、役割、機能、体制、運営などについて、多くの市民の方々に理解してもらえることは最重要であると考えております。

施設側は、市民に対してその説明を細かく丁寧にすべきと考えて質問してまいります。

まず、新薩南病院の基本的機能について、薩南病院の診療科は11科で、病床数は160床となっておりますが、それらの機能について、また構成市において高齢化率はそれぞれ40%弱とします。眼科や歯科など高齢化対策を重視する必要があると考えます。今後は、ますます高齢化は進むと考えるが、眼科や歯科などの設置はどのように考えているのか、お伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 薩南病院については、老朽化し手狭になっていたことから、平成26年10月に設置された県立薩南病院のあり方検討委員会において、今後の病院機能や建物整備等の在り方を検討することとされてきました。

平成28年3月には、あり方検討委員会としての提言が取りまとめられました。提言を踏まえ、新薩南病院基本構想策定委員会で協議を経て、昨年10月に基本構想、本年1月に基本計画がそれぞれ策定されたところでございます。

基本計画において、目指すべき病院像の中には、御質問にございました眼科あるいは歯科などの増設について、特に掲げられてはおりません。診療圏域においては、その他に優先すべき課題があったものと我々認識しております。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○田中義文健康課長 新薩南病院基本計画の基になりましたあり方検討委員会の提言の中で、病院機能等の在り方について、地域の医療ニーズに応え、不足する医療を提供するという役割を果たすために、次の5つの病院機能の整備を目指して着手可能なことから取り組むこととされております。

1つ目は、入院に対応する小児科の再開。2つ目は、近い将来閉院の懸念がある産科に対応するための産婦人科新設と併せて、新生児に対応するための麻酔科医の配置。3つ目は、合併症患者に対応できる整形外科の再開。4つ目は、地域包括ケア病床の導入。5つ目は、がん診療連携拠点病院としての緩和ケア病棟の開設となっております。

あり方検討委員会の提言作成に当たっては、診療圏域内の人口構造や人口動態を踏まえて、人口減少や高齢化率の上昇の影響を十分に考慮し、検討がなされたものと考えており、この提言の中では、眼科と歯科につきましては、不足が見込まれる診療科として位置づけられていないということでございます。

○13番清水和弘議員 今、課長からも言われましたけど、この産婦人科、小児科、麻酔科及び整形外科等を新たに設置しているんですけどね。これはこの周辺地域医療機関にどのような影響を与えるのか。その辺の合意形成はできているのか、お伺いいたします。

○田中義文健康課長 新薩南病院に産婦人科等を新設することによる影響につきましては、県立薩南病院あり方検討委員会の提言の中で、目指す病院機能等の方向性について、南薩保健医療圏における中核的医療機関として民間医療機関との適切な役割分担と連携を図りながら、高度・専門医療の提供や救急医療、災害医療、僻地医療等のいわゆる不採算部門の充実・強化と、小児科や周産期医療等、地域に不足する医療への対応も県立薩南病院の担うべき役割とされております。そのようなことから、周辺医療機関への影響については問題ないものと考えております。

合意形成に当たりましては、このようなあり方検討委員会の提言を基に、基本構想策定委員会で協議がなされておりますが、その都度、私のほうから本市医師会に御報告をして御意見を伺ってまいりました。

基本構想が策定された後に、昨年11月6日には新薩南病院建設に関する住民説明会が開催されましたが、医療機能について質問はありませんでした。

今年3月5日には、南薩医療圏地域医療構想調整会議が開催され、薩南病院院長から新薩南病院に係る病床数の考え方について説明があり、診療圏域内の各医師会長を含む医療施設や介護事業所の代表者などの了承を得ております。

このように、診療圏域内の医師会をはじめとする関係団体、住民の合意形成は図られているものと考えております。

○13番清水和弘議員 次にですね、2番目ですけど、新薩南病院整備の基本的なコンセプトはどのようなことか、また地域に開かれた患者への優しさや医療スタッフの働きやすさを掲げておりますけど、具体的にどういうことなのか。

それとですね、施設及び医療体制の整備については関係機関と協議するとあります。

この点についても、どのような協議がなされたのか。そして、現場や患者の意見など聞いたと言われますけど、具体的にどのような協議になっているのかですね、その辺をもう少し詳しくお願いします。

○田中義文健康課長 新薩南病院の基本計画の中で、新薩南病院の目指す病院像、コンセプトに当たるとは思います。それにつきましては中核的医療機関として、これまで果たしてきた機能をベースにして、地域に不足する医療や高度・専門医療等を提供するという県立薩南病院の役割をさらに充実・強化する観点から、周産期医療体制の整備、救急医療や災害医療体制の充実、高度・専門医療のセンター化、地域包括ケアシステムにおける後方支援病院としての機能の充実の4つを大きな目標として「地域医療の最後の砦として、住民に信頼され、安心して医療を受けられる病院を目指して」とされております。

基本構想策定委員会における協議内容につきましては、あり方検討委員会の提言を踏まえた薩南病院の現状分析と今後の方針等について協議がなされました。

また、新薩南病院の役割や病床数については、地域医療構想調整会議において協議がなされ合意が得られたところであります。

○13番清水和弘議員 次にですね、災害時に即応できる体制を整えるとありました。今回、このウイルス感染症などに対応するための具体的体制はどのようになっているのでしょうか。

○田中義文健康課長 薩南病院は、南薩保健医療圏唯一の災害拠点病院であり、災害発生時には圏域内外の各医療機関と連携して、災害医療の拠点としての役割を担っております。

また、診療圏唯一の第二種感染症指定医療機関としての役割も担っており、今回の新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の対応など重要な役割を果たしております。

さらに、南薩保健医療圏唯一の結核病床を有しており、結核患者がいなきには新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れることも想定されていると伺っております。

現在、感染症病床数が4床、結核病床数20床となっており、新薩南病院建設後は、感染症病床数は維持し、結核病床数は10床の減とされております。

新薩南病院建設後も診療圏域内の医療機関と連携しながら、感染症対策のとりでとしての重要な役割を担っていくものと考えております。

○13番清水和弘議員 私はですね、この新薩南病院についてですね、南薩医療圏住民の不安を払拭するためにですよ、医療圏自治体からいろいろ提案すべきと考えております。これについてですね、枕崎市長は、枕崎のトップとしてどのようなことを提案して来られたのか、お伺いいたします。

○前田祝成市長 現在、新薩南病院は基本計画に基づき建設が進められているところです。新型コロナウイルスの感染拡大により、公立・公的医療機関の役割、これが再認識されているというふうに認識しております。枕崎市立病院も含めてですね。

特に、薩南病院は第二種感染症指定医療機関に指定されており、将来的に新たな感染症対策に備える観点からも、感染症病床の増床ですね、増床をはじめとする感染症対策の拡充について、これは南薩地区総合開発期成会を通じて、県に要望を上げるということで計画しているところでございます。

今後とも新薩南病院につきましては、本市医師会、南さつま市、南九州市とも連携をしながらですね、しっかりと注視していきたいと考えております。

その辺りの役割というところについてはですね、本市としてもしっかりと見極めながら要望等をやっていききたいというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 今、市長の答弁に病床数の増床と言われましたけど、今、計画ではですよ、病床数は160床となってるんですけど、これどれぐらいの増床を述べたんでしょうか。

○前田祝成市長 今回の期成会で病床数の増床ということに関しては、全体の160床というところではなくて、感染症対策の病床をぜひ増やしてほしいということで、具体的な数字をちょっとまだ出してはいないんですけども、今4床ですから、これでは到底地域の中でほかの医療機関等とのバランスもありますけど、足りないだろうということですね、増やしてほしいということをおの今のところ上げさせていただいております。

○13番清水和弘議員 この新型コロナウイルスについてはですよ、まだこれからもう第2波、第3波、3波になればあと2年、3年後になると思うんですよ。

やっぱりこういうことを考えたらですね、今現在、病床数の増加を4床と言われましたけど、もっともっと充実して住民が困らないようなですね、安心できるようなその医療機関としていただくよう要望しておきます。

次にですね、枕崎市地方創生総合戦略について質問してまいります。

政策分野で人口減少が進行し、生産年齢人口の減少、消費市場の縮小などから、産業をつなぐ基幹産業の持続可能な経営基盤の確立により安定した雇用を創出し、担い手不足に悩む水産業、農業、水産加工業など、本市基幹産業に対する政策を述べております。

第1期地方創生総合戦略で実施した対応で、市民に自分たちがやったことはこういうことがあるんだと自慢できるもの、そしてまた反省があるとすればどのようなことかをお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 第1期の枕崎市地方創生総合戦略において実施した事業といたしましては、まず地域地場産業の発展を目指すということで、広域連携による海外への観光・物流促進事業の実施、また企業と若者をつなぐ合同企業説明会を開催するなど、産業を支える人材確保に向けた取組、また新たなチャレンジを支援するための商店街新規出店助成など様々な施策に取り組んでまいりました。

そして、それぞれの分野で一定の成果は上がっているものと考えております。

ただ、その一方で、国立社会保障・人口問題研究所——社人研の平成25年に推計した令和2年の本市の人口は2万0,473人でしたが、その後の本市の人口推移を受け、平成30年に新たに行われた推計では2万0,280人と193人下回る予測になっております。

さらに、本市の国勢調査推計人口は、令和2年5月1日現在で2万0,124人となっております。既にこの平成30年の最新の社人研の推計を若干ながらも下回っている状況です。

このように、人口減少の流れが想定以上に進んでいるというところから、第1期総合戦略で取り組んだ施策が、その点では十分な効果に結びついていない点が反省点だと考えているところでございます。

○13番清水和弘議員 今、社人研のほうでも180人程度を下回っているとされましたけどね、これは外国人就労者の方を入れた数字ですよ。どうなんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 そのとおりでございます。

○13番清水和弘議員 これ、後からまた質問してまいりますけどね。これ結局、枕崎市で生まれ育った人たちですね、生活環境とかいろいろ考えていく対策を打つべきなんですよ。そうでないならば、外国人をここに定住市民としてカウントするんであればですよ、その人たちの定住権、そこにも私は突っ込んでいかんないかんと思うんですよ。

次に質問してまいりますよ。

それからですね、私はこういう結果を聞いて、私も市職員といろいろ話をするんですけど、この入所1年から3年ぐらいまでの若い人たち、こういう人たちがこの枕崎市役所を見てどのように感じているのか、その辺を聞いたことがありますか。

○前田祝成市長 今、職員の入所1年目から3年目の人たちがどのように感じているかという部分ですけれども、今回の地方創生総合戦略もそうなんですけれども、このコロナに対して非常にいろんな職員の、若い人も含めた知恵を総動員するということについては非常に意識しております。毎週やります課長会も含めてですね、課長のほうからその辺りをぜひ上げてくれという話はしています。

それと、私就任して3年目になりますけれども、1年目、2年目は当然若手職員との語る会というのを開催しましたし、実際、日常の仕事の中でもですね、若い職員、入所1年目あるいは2年目職員からどんどん——どんどんというところまでいきませんが、いろんな意見が出てきております。いろんなアイデアが出てきております。

直接、私のほうに届いたりとかしてますし、その辺りはですね、意識してしっかりやるということではですね、努力しているつもりです。ただ、それを実際政策の中に反映するっていうところまでまだいってないのかなっていう反省がございますので、その辺りはですね、これからどんどん取り組んでいければというふうに思います。

○13番清水和弘議員 私はですね、今市民生活課のほうにですよ、住民からの意見書ですか、意見箱ですか、ああいうのも公民館のほうにも設置されてますよね。これを確認したことはありますか、私はないと見てますけど。あるならですよ、どのような意見があったのか、いろんな質問があると思うんですけどね。

そしてですね、私が一番この枕崎の行政で本当悲しいのは、若く初めてこの枕崎市の行政として入ってきた人ですね、初めて見るこの枕崎、自分が学んできた社会、これとの比較はこの入社3年から4年ぐらいまでだったら比較はできるんですよ。それ以上になったら染まってしまう。枕崎しか見えなくなるんですよ。

だから、私はなぜここ3年ぐらいまでの職員の提案がどのようなことだったのかと、市長は具体的には申されませんでした。私が言いたいのは、具体的にどういうものがあったのかを聞いておるんです。

○前田祝成市長 職員からまずあった直近の意見で言いますと、火之神キャンプ場の活用について提案をいただきました。

今ですね、世の中でというか、キャンプがブームっていうところもあるんですけど、ソロキャンパーっていう方がいらっしゃるということを知りました。

要するに、1人で来てキャンプをして帰られる方が非常に増えてきたということですね、その人たちに対して火之神公園のその整備をもっと積極的に進めたらどうかということですね、かなり具体的なアイデアをいただいたことがありました。それは入所、今年2年目で彼が1年目のときに直接レポートを私のほうに届けました。

それ以外でもですね、今回のコロナウイルス対策についても入所2年目のやはり若い職員が提案をしてくれました。

そういうことですね、少しずつそういう声も上がってきているのかなというふうには認識しています。

○13番清水和弘議員 次の質問に移ります。

この政策分野3では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとあります。

本市出生数は減少傾向にあり、その要因として若い世代の結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立の困難が、その一つにあると私は考えておるところです。この部分は、どの自治体も本当に同じように掲げております。

そこでですね、私は枕崎市独自の若者が住みにくい原因をどのように判断し、対応しようとしているのかをお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 若者が住みにくい原因について、枕崎市独自の原因をとということですが、御質問にもありますこの若い世代の結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立の困難さ、こちらのほうにつきましては、本市においても若者の生活の暮らしやすい環境を整備するための重要な課題であると。まずは、これは重要な課題であると考えております。

その根拠と申しますのが、第2期総合戦略を策定するに当たりまして、20代から40未満までの男女に対しまして、結婚・出産・子育てに関するアンケートを実施いたしました。

その中で、あなたが出産・子育てに対しての不安なことは何ですかという質問に対して、やはり一番多かったのが、子育てにお金がかかるというのが一番回答が多かったところがございます。そして、その次に多かったのが、仕事と子育ての両立が難しいというお答えでございました。

ですので、議員もおっしゃるとおり、ほかの市町村でも同じようなことがということはあるのかと思うんですが、本市においてもやはりこの2つの項目というのは、若い世代の方々の不安感といえますか、不満感といえますか、そういうのにつながっているのではと考えているところがあります。

また、そのアンケートでは、そのほか医療体制に対する不安でありますとか、あとは子供の遊び場の不足などに対する不満など、そのような意見が上げられておりました。

これらの御意見に対しましては、現在、市が取り組んでいる施策のさらなる充実を図るとともに、市民の皆様に向けた十分な情報発信に取り組んでいかなければならないと考えているところがあります。

○13番清水和弘議員 そのようなことに対応するためにですよ、この第2期地方創生総合戦略においてはですよ、KPI、SDGsを取り入れ、具体的に改善しようとしてるんですけど、この具体的にどのような改善を掲げておるんですか。実のある答弁をお願いします。

○堂原耕一企画調整課参事 第2期地方創生総合戦略について、具体的に御説明させていただきます。

第2期では、政策分野の3として若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという目標を掲げまして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられない経済的負担感や子育てと仕事の両立の困難さという課題の解決に向け、妊娠・出産・子育て支援への切れ目ない支援を行う、そして質の高い優れた教育機会を提供するという2つの大きな方向性を掲げまして、各施策に取り組むこととしております。

まず、その切れ目ない支援というところでございますが、これらにつきましては、妊娠前、妊娠期、乳幼児期、学童期、それぞれの各ステージにおいて、既に本市においても様々な施策を実施しております。それには、総合戦略に掲載されている事業、またされていない事業も含めて様々な事業を実施しております。

この情報発信がやはり今まで十分じゃなかったのではないかという反省点も踏まえまして、これらについて市民の皆様へ情報発信をする意味で、総合戦略にも整理して改めて掲載しているところであります。

そしてまた、具体的な施策としては、SDGsのゴール8「働きがいも経済成長も」及びゴール11「住み続けられるまちづくりを」の観点から、若い新婚世帯を支援するために新規事業として結婚新生活支援事業を開始いたしました。

また、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」及びゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の観点から、安心して子育てができる環境整備のため、病児・病後児保育事業など引き続き実施しております。

そのほか、ゴール4「質の高い教育をみんなに」という観点から、今年度から小中学校運営事業コミュニティ・スクール、そして地域学校協働活動事業を開始するなど教育の質の底上げに資する事業にも取り組み始めているところでございます。

○13番清水和弘議員 いろいろ言うのはいいんですけどね、これを発信を受け取る側、住民がですね、それを理解できているのか。理解できるまで説明したのか、その辺はどうなんですか。住民は理解していると判断してるんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 情報発信のことについてですが、もちろん今までもホームページや広報などを使いまして情報発信をしているところではございます。

ただ、今議員もおっしゃったとおり、それがこちらが考えているとおりに住民の皆様へ広く伝わっているかといえ、十分ではなかった点ももちろんあるかとは思いますが、なので、今後もさらに一層、どんな形での情報発信というのが市民の皆様へ、必要な方々に市が行っている必要な事業がどのようにすれば伝わるのかということにつきましては、検討を重ねて情報発信に努めていきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 情報発信も必要ですよ。しかし、発信してきても分からない内容であれば何にもなりませんよ、それは。まず、受け取る側が分かりやすい発信、それはお願いしておきます。

次にですね、この第1期枕崎市総合戦略はですね、PDCA、KPIに沿った総合戦略を策定したと考えております。水産業、農業、水産加工業などで個別の反省や担い手不足になった理由及び状況はいつ頃から始まったのか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの本市の水産業、水産加工業の担い手対策、後継者育成の施策としましては、本市の基幹産業の後継者育成及び確保を図り、産業の振興を促進するため、市内において漁業及び水産加工業に新たに従事する者に対しまして、産業後継者育成奨励金を支給しており、平成5年度から令和元年度までに支給対象となった方は27年間で250人です。

このような取組を実施し、担い手不足の解消に努めてきたところですが、水産加工業などにおいて外国人の技能実習生をお願いするなど、労働力の確保が万全という状況にはないところですが、漁業や水産加工業において事業後継者の育成につながり、当該事業の継承もスムーズに実施されている事業所もあり、一定の成果はあったものと把握しております。

農業を含めた基幹産業の担い手不足は、昭和の年代から慢性的に続いてきているものであります。今後も関係機関、団体や関係者との協議を進め、連携強化を図り、引き続き担い手後継者対策を推進していくとともに、就労環境の改善等の施策も推進してまいりたいと考えております。

○13番清水和弘議員 水産商工課長の答弁にですね、新たに育成奨励金250人程度に支給したと

というような答弁があったと思うんですけど、この250人は現在でも枕崎市でこの労働に従事してるんでしょうか。どうなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 1年間の就労のあった方に支給しております。今でも就労して社長になり事業継承されている方もいらっしゃいますが、中には、やはり途中でその業を終えて別な業種のほうに転職された方もいらっしゃいます。

○13番清水和弘議員 1年間の就労の方にといいましたけど、これは1年間で早く辞めた人にはどうなんですか、この奨励金は。

○鮫島寿文水産商工課長 1年未満の方には、支給はしておりません。

○13番清水和弘議員 次にですね、2年前、本市は5Sを掲げ市職員に説明したと思います。

それぞれの首長によりいろいろ考えはあると思います。ある自治体ではですよ、仕事をする上で8つの心得を掲げ、自治体経営の考え方の指針を説明され、まず1番目、市役所の都合ではなく、市民の都合で仕事に取り組むこととなっています。2番目、初心忘れるべからず。3番目、自分の仕事ではないと言う勿れ。4番目、アンテナを高くし、フットワークを軽く仕事を行うべし。5番目、市民との対話や職場内での議論を尽くした上で、仕事を前に進める。6番目、議論を尽くした上で決定し、指示命令を受けて全力で実行する。7番目、これが大事だと思うんですよ、悪い情報は早急に事実を報告せよとなっていますからね。悪い情報ですよ、幾らでもあると思います。8番目、仕事とプライベートのバランスを取って生活を送るとなっております。

本市の場合、多くの市民から言われることは、議員や市職員は自分たちの都合により仕事をしていると、私は本当に毎日と言っていいほど、この苦情が来るんですよ。もう、ほんと議員を辞めたいぐらいなんです、私はもう。

市民の多くは行政や議員に対する不満が多く、信頼性が低いことが現在の状況だと私は考えております。本市が現状を打開するためにはですね、議員や職員が自分たちの都合ではなく、市民の都合で仕事に取り組むことにより、市民から信頼される自治体になると私は考えております。

これは市長にお尋ねします。現状をどのように把握してるのか、お願いします。

○前田祝成市長 ただいま議員のほうからありました御質問ですけれども、特にお話の中でございました議論を尽くした上でっていうことに関しましては、先ほど少し説明させていただきましたが、今回の新型コロナウイルスに関しましては、とにかく全ての職員の知恵を総動員しようという話は常々言ってます、毎週言ってます。課長方はですね、それを耳にたこができるぐらい毎週聞いているというような状況です。

ですので、全ての職員が今の事態の状況を本当に見て、そして将来にわたってどういうふうになるんだろうかという想像力をしっかり働かせてですね、全ての職員の知恵を総動員しようということなんです。

ですので、その中では、やっぱり当然議論というのは発生してくるんだろうと思いますし、それを期待しているところです。そして、自分たちの都合により仕事をしているということも、今御意見でございました。そこに関しましてはですね、私も広報まくらざきのほうに、1月号だったと思います。仕事についての自分なりの考え方というのをちょっと述べさせていただきました。

私は、自分なりに仕事というものの定義を持っておりまして、その中で「趣味は自分のためにするもの、仕事は自分以外の誰かのためにするもの」ということですね、コラムにも書かせていただきました。そして、これを4月1日の年度初めの職員訓示の中でも言いました。常に職員に事あるごとにですね、市民のための仕事に取り組むことの重要性というのは伝えているつもりでございます。

ただ、それがアウトプットとしてまだ出てないということでしたらですね、それももっともっと強く伝えていきたいと思っておりますし、そういう仕事の仕方っていうのを徹底したいというふうに思っております。そこは、しっかりと意識づけさせていただきたいというふうに思っているところ

ろです。

最後、市民から信頼される自治体にというお話でしたけれども、これにつきましてはですね、何といたってもやっぱり信頼される、信頼に足り得るアウトプットをしっかりと出していくことだと思えます。結果を出していくことだと思えます。

そこについてはですね、やっぱり結果、責任だと思っておりますので、信頼されるような施策をやっていないといけない。その施策をしっかりと成功に導かないといけないというふうに思っておりますので、そこについてはですね、しっかりと私の課題として取り組んでいきたいというふうに思えます。

○13番清水和弘議員 ここを私はまだ市長に質問いっぱいあるんですけど、次に移ります。

本市の第2期地方創生総合戦略を読んでみたんですけど、具体的行動は本当に分かりにくいんですよ。私、特別に頭おかしいかもしれないけどもね。

現在、世界中やこの日本は新型コロナウイルスにより、各地域は疲弊している状況にあるんです。これが私は枕崎の地方のチャンスだと思ってるんですよ。これはどのように受け取ってますか。これも市長をお願いします。

○前田祝成市長 今の状況がチャンスだということの御質問ですね。昨日もそういうお話がありました。

今回の新型コロナウイルスで過密によるリスクというのがですね、非常にやっぱり皆さん意識されておまして、東京一極集中の弊害というのがかなり多くの日本国民が認識しているんだというふうに思えます。

そうしたときに、過疎地域といいますか、適度な——あるまちづくりのちょっと有名な方が適疎という言葉を使っていました。適度な過疎、人が密集していない地域、まさにここ枕崎もそうだというふうに思っています、そこは本当に議員おっしゃられるように、チャンスだという認識で私もおります。

○13番清水和弘議員 このコロナで一番困っとるのはですよ、田舎より都会ですよ、これ。経済面、いろんなこと、人口が多いとこほど私は影響が大きいと思ってるからですね。だからこそ、人口の少ない地方自治体、これは本当、今がチャンスなんですよ。

そこで市職員もですね、いろんな知恵を出し合ってやれば、枕崎は伸びますよ、これ。人の足を引っ張るようなことをしないでですね、みんな頑張るんですよ、これ。

次にいきます。本市の今……、これは次に飛ばします。

令和2年度地方創生予算は、政府担当府省全体で1兆4,000億円ぐらいが提出されております。

地場産業のさらなる飛躍に向けた支援を行うと掲げておりますが、地方創生推進交付金で施設整備事業に対する交付金はどのぐらいあるのか。

また、総合戦略を踏まえた個別施策として、個別施策に対する推進交付金はどのようなものがあるのか。そして、多様な人材の活躍の推進や新しい時代の流れを力にする施策に対しての交付金はどのようなものに使えるのかをお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいまの御質問に対してですが、地方が活用できる財源交付金として地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金についての主な御質問であると解釈し、これらについてはまず御説明をさせていただきます。

地方創生推進交付金は、その事業が総合戦略に位置づけられた上で、自主的、主体的な取組であり、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携など先駆的要素が含まれたものであると国の審査で認められたものに対して交付される交付金でございます。

また、地方創生拠点整備交付金につきましては、総合戦略に位置づけられた事業のうち、地方創生の推進に資する施設整備等に対する交付金でございます。令和2年度の国の当初予算におきましては、ここ例年はこの拠点整備交付金につきましては、国の当初予算には計上されておら

ず補正で対応なんです、今年度は国の当初予算にも計上されておりまして、推進交付金全体の1,000億円のうち30億円がこの拠点整備交付金に割り振られております。

そして、これまでこの施設整備も単年度の施設整備に対する交付金だったんですが、この30億については、複数年度にわたる施設整備にも活用できるものとされているところでございます。

その他、国の地方創生関連予算としては、地方創生交付金の1,000億以外にも、議員からもありましたとおり、地方への人の流れの強化など国が直接行う取組をはじめとして、いろいろな事業が掲げられているところではございます。

ただ、その中で、やはり地方創生推進交付金というのが、地方に対して一番活用の幅の広いものではあると考えます。推進交付金は、幅広い分野で地方公共団体が行う事業に対する交付金制度、そして国の第2期総合戦略から新たな目標として加わった、多様な人材の活用の推進ですとか、新しい時代の流れを力にするといったそのような事業にも活用できるものでございます。

今回、私どものほうで策定いたしました第2期総合戦略の策定に当たりまして、掲げる施策を担当課と協議していく中で、これらの交付金についても、当然、その活用を探ってきたところではございました。

ただ、冒頭述べました自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、これも複数の条件を同時に満たさないとはいけませんので、こういった条件がどうしてもクリアができずに、該当するものがなかったところではございます。

第2期総合戦略につきましては、PDCAサイクルで見直しを進めていって、施策の改善ですとか、新たな施策の追加など積極的に行いたいと思っております。ですので、その中で、この地方創生推進交付金も当然なんですけど、それ以外のより有利な条件の補助金や交付金の活用も含めて、今後は検討していきたいと考えているところです。

○13番清水和弘議員 次にですね、この地場産業のさらなる飛躍に向けた支援を行うと掲げておりますけど、現在本市のですね、地場産品による加工品の種類はどのくらいあるのか。また、このさらなる飛躍に向けた支援策とは具体的に、今参事が言いましたけど、さらなる飛躍に向けた支援策、これは具体的にどういうことなのかですね。どうなんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず1点目の商品数ですが、本市の加工品の総数は把握してないところですが、第三セクターなど観光施設で取り扱っている枕崎市の特産品、加工品数は200以上あると聞いております。

それぞれの加工業者におきまして、今後も新商品の開発はなされていくものと考えているところです。

○堂原耕一企画調整課参事 第2期総合戦略で掲げております地場産業のさらなる飛躍に向けた支援、こちらのほうの具体的な、代表的な取組についてですが、やはりその地場産業の飛躍に向けては、地場産品のブランド化というところが大事であると思っておりますので、事業といたしましては、枕崎ブランド発信事業、また国内外観光客誘客事業など、そういった地場産品を活用した、またそのブランド化に向けた取組などを進めていきたいと考えているところであります。

○13番清水和弘議員 今、参事がブランド化ということをおっしゃったけど、私この枕崎に一番その不足してるもの、これはその発信力、このPR発信力、これが一番本当に私はいいものはいっぱいあると思うんですよ。そこに、そのPRをどうしたら外部に受け入れてもらえるのか、その辺は担当課で話し合い、あるいは今私は一番いい人が来て、地域おこし協力隊ですね、あの人の意見なんかも聞いたことはあるんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 企画調整課の担当参事のほうから少し話がありました枕崎ブランド発信事業についてですが、これを第2期の地方創生総合戦略の一つとして実施をするわけでございますが、人口減少が問題となって、先ほども議員からもありましたとおり、地域内での消費が縮小する中で国内外の新しい販路開拓などを推進するために、かつおぶしや緑茶をはじめとした農

水産加工品や焼酎など、本市の誇る地場産品についてですね、枕崎ブランドとして、新しい市場、マーケットに強力に発信をしていきたいと考えております。

今まである認知度、その認知度の向上やまたイメージの向上を図り、枕崎ブランドを確立して地場産品の販売を強化していきたいと考えております。

昨年まで販路拡大事業として取り組んでいたところですが、福岡の百貨店等のアンバサダー契約等もありましたので、そういったものも含めまして、また本州での大手ディベロッパーが整備をします商業施設等にもですね、枕崎の物産を新たに販売の市場開拓ということで協議を進めるところもございます。

また、地域おこし協力隊員がインスタグラム等を使いまして、観光協会のフェイスブックでありますとか、そういったものを通じて、枕崎の地元の方ではなかなか気づかない特産品、そしてまた景色や自然、そういったものをですね、枕崎のまちとしてのブランド向上という意味で、隊員のほうで創意工夫しながらですね、情報発信していただいております。

そういった意見も踏まえながらですね、今回、文化課のほうで南溟館の事業も進められているところです。

これらの若い方の意見、そしてまた業界の持っている市場開拓のノウハウですね、非常に課題に対する洞察力もありまして、今回のコロナ禍の中で、どんな新たな産業、新しい生活様式の暮らしが始まりますが、こういった機会、チャンスがあるのかということで、今具体的に検討している事業所もございます。

そういったところとも連携を深めてですね、枕崎のブランドをより一層認知度を高めて、そして生産性を上げて、生産性を上げることによって所得向上につながりまして、地域の雇用、そういった雇用の増加にもつながっていくと考えているところです。

○13番清水和弘議員 私はですね、実は東京の新宿におる人からですね、枕崎のカツオ本枯れ節、1個5,000円だそうですよ。清水、何考えとるんかと、枕崎で幾らで売っとるんかと。びっくりしてですね。これをですよ、枕崎の会社が直接、経営者が直接販売できるようにすれば、私は本当に枕崎はまだまだ伸びる可能性は十分にあるんですよ。

ただただ私がいつも言うように、枕崎は営業力、PR不足なんです。それを水産商工課あたりがですね、企画調整課も一緒になってですよ、推進していただければ、まだまだこの南薩地区では昔みたいに南薩の雄になりますよ、これ。どうですか、市長、その辺は。

○前田祝成市長 ただいま御質問ありましたけれども、まさに枕崎には非常に素晴らしい資産、リソースがあるというふうに認識しております。

人・物・金っていうふうによく言われるんですけども、そこプラスですね、人・物・金プラスやっぱり私、ブランドだと思ってます。そのブランドをどう構築していくか、販売力っていう話もあったと思うんですけども、販売っていうのはどちらかというところと売る、セリングなんですけど、その先にマーケティングというのがあって、市場をつくるということがあろうかと思いません。

なので、我々は今までがやっぱり売ること、それについてはですね、やはり事業者の皆さんが本当に一生懸命取り組まれて、その結果がやはり枕崎かつおぶし生産量日本一というような実績だと思うんですね。

その後、これから何をしたいかといけなかってなったときにですね、その売る力はある。だけど、それをもっと広げる力、市場をつくる力というのをやっぱりつくっていかないといけないということで、マーケティングであったり、ブランディングっていうことはやっていかないといけない。そのためにやっぱり必要なのがPR力だと思います。

それについてはですね、今度の補正でもちょっとお願いしてありますが、アフターコロナ、ウィズコロナの時代にどう枕崎の価値を発信していくかっていうことについてはですね、PR事業の予

算も取らせていただいております。

今までなかなかできなかったことではあるんですけども、そこを積極的にですね、いろんな我々の知恵もそうですが、外部の力もですね、使いながらしっかりとPRをやっていくと。

先ほど、地域おこし協力隊の話も出ました。そういう意味ではですね、枕崎の中でも今いろんな情報発信が進んでいます。非常に進んでると思います。

だから、そこをですね、さらにさらに強めていくっていうことは非常に重要であろうと思えますし、私自身もしっかりと情報発信をしていってですね、職員も含めいろんな人に刺激を与えられたらなというふうに思っております。

ですので、その辺りについてはですね、本当に先ほど議員からもありましたけれども、今がチャンスだということでしっかりと取り組んでいく、そのような気持ちでおります。

○13番清水和弘議員 市長もいろいろ言いましたけど、私はこの営業力、これに尽きると思いますよ。営業力、これをみんなで知恵を出し合ってですね、やっていただきたい。

次の質問に移ります。

政策分野4なんですけど、安心な暮らしを守るとともに、時代にあった、魅力的な地域をつくる、5番目に環境に配慮されたまちを創出しますとあります。

現在、地球温暖化状況下であり、赤道直下の島々は水没するところもあるやと言われている状況です。県内の温室効果ガス削減は2013年最大で、その後低下していると考えられます。

本市の温室効果ガスの排出効果は年間どのぐらいになってるのか、またその排出削減のために市民にどのように呼びかけているのかをお伺いいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 まず、地方公共団体実行計画制度について説明をさせていただきます。

この地方公共団体実行計画制度については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地域温暖化対策の推進のために策定が求められている計画で、この制度については事務事業編と区域施策編の2つから構成されているところです。

事務事業編につきましては、法第21条第1項に基づくもので、市町村の事務及び事業に関し、全ての都道府県及び市町村に策定が義務づけられているものです。

区域施策編については、法第21条第3項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が、その区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制を行うための施策に関する事項を定める計画で、都道府県、指定都市及び中核市に策定が義務づけられているものです。

本市が定めております枕崎市等地球温暖化防止実行計画は、事務事業編に該当するもので、枕崎市等が行う事務・事業として出先機関等を含めた全ての組織、施設を対象に、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた取組を実施しているところでございます。

平成30年度の取組成果としましては、燃料使用量を約19.5%減少できたこともありまして、基準年度の平成26年度と比較して1,004トン、17.3%の温室効果ガス排出量を削減しております。

枕崎市全体の温室効果ガス排出量の現状につきましては、環境省の地方公共団体の区域全体排出量の推計値が示されておりまして、そのデータによりますと、平成28年度温室効果ガス排出量は15万8,207トンで、平成25年度のデータと比較し、4万4,705トン、22.03%の温室効果ガス排出量を削減しているところでございます。

現在、その区域施策編について、本市は策定をしていないところですが、これにつきましては県の地球温暖化対策実行計画が策定されておりますので、これに基づきまして各施策のほうを実施しているところでございます。

政策分野に掲げる目標達成のためには、おのおのの取組をさらに推進していく必要がありまして、現在、市民に対しましては、身近な実践課題であるごみの減量化、節電・節水、エコドライ

ブの実践、食品ロスの削減等の取組を積極的に推進して、焼却エネルギーや施設の電力、燃料の削減につなげ、温室効果ガス排出を抑制するための取組を進めているところでございます。

○13番清水和弘議員 もう時間がないので、はしょって質問していきます。

地球温暖化についてはですね、すごいこのことは予想されとるわけなんですね。この温室ガスの影響により、この21世紀末には海水面がですよ、32センチから59センチ上昇するという予想もあります。

それですね、こういうことを考えたとき、枕崎に対してはですよ、この岸壁、今水揚げしとる護岸のほうは現在でも大潮の満潮時には、相当水揚げ場の間ぐらいまで海水が満ちてきとるはずなんですよ。こういうところをどういうふうに考えているのかですね。

それと次にですね、この南浜館入館者数増加対策について質問します。

最近、この南浜館の入館者からですね、私本当うれしい言葉を聞いて喜んでるところです。（「議長、議事進行」と言う者あり）今質問中ですよ。

枕崎市を誇れる美術館と考えております。そのような中、南浜館の入館者数の今後の状況をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○中原重信議長 答弁できますかね。——じゃあ、答弁は簡潔に。

○日渡輝明市民生活課参事 地球温暖化問題につきましては、今御質問がありましたとおり、自然生態系や人類に様々な悪影響を及ぼすおそれがあるとされておりまして、この問題については市民事業者においても非常に関心が高くなっていると思われま。

こういった施策の取組につきましては、身近にできる実践課題として、先ほど申し上げましたとおり、ごみの減量化、節電・節水、そのような取組を呼びかけをして実践していきたいと考えております。

○中嶋章浩文化課長 初めに、大型バス利用状況について説明いたします。

大型バスでの南浜館の利用は、年間一、二台程度です。マイカーの来館がほとんどでございませ。バス事業者から事前に連絡がありますが、御質問の片平山グラウンド北側駐車場への案内は現在しておりませ。大願寺方面の幹線道路から進入する道路の幅員が狭く進入が困難であること、周辺にはUターンできるスペースがないことなどの理由で案内はしておりませ。バス事業者へはJR踏切側からの経路でお願いしております。

その際、片平山グラウンドを臨時駐車場として利用していただいております。

南浜館への大型バスの利用状況から、現在道路整備及び大型バス駐車場整備の計画はありませんが、将来的には南浜館へのアクセス向上など利便性を図るため、南浜館周辺の青写真を描く必要があるものと考えております。

まずは、芸術文化のまち枕崎を定着するために、集客できるプログラムを実施し、実績を積み重ねることなどして、南浜館の価値を上げることを重点施策として取り組んでいます。

○中原重信議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時43分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 最後の質問者となりました。よろしくお伺いいたします。

感染症で亡くなった方には哀悼を、医療関係者には感謝を申し上げます。

それでは本題に入ります。

新型コロナウイルス感染症はいつまで続くのか。県内で新たな感染者が確認されましたが、今

日の新聞でも感染経路は不明とのこと。長引くということは昨日市長もおっしゃりましたが、ワクチン使用が可能になるまでは警戒が必要だと思います。その間、巣籠もりするのか、懐かしい言葉です。経済はどうなるのか、昨日も質問でもおっしゃられた方がいましたけど、エコノミストによると、日本経済は全治2年半ということです。

つまり、消費税を上げる前の昨年7月から9月の経済状況に戻るまでの期間です。それで戻るかどうかは分かりませんが、長引くとは思っています。それで、今後の対策を少しは考えたいと思います。

質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症対策のこれまでの対応について、今回の新型感染症については、政府の対応が問題になっています。皆さんも御存じのとおりです。

本市は、どのように対応してきたのかをお伺いいたします。手短にお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市では、2月25日に本市新型インフルエンザ等行動計画に基づく、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国の対策本部の基本方針や専門家会議の見解等を踏まえて対応していくことといたしました。その後、5月28日までに合計19回の対策本部会議を開催し、市民の感染を防ぎ、市民の生命を守ることを最優先に感染予防対策に係る様々な協議を行い、その対策の推進を図ってまいりました。

感染予防対策で最も重要なことは、市民に正確な情報を発信し、感染予防対策の啓発を行うことにより、市民の感染予防の意識の向上と行動変容を促すことであると考えております。そのため、広報紙やチラシの折り込み、ホームページ、防災行政無線、防災メール、公民館長通知などを通じ、それらを活用して啓発を図ってまいりました。

また、市のイベント等の開催、本市が管理する施設等の対応につきましては、国や県の基本方針を基に適切に判断して対応してまいったところでございます。

○5番禰占通男議員 市民からの問合せもあったと思いますが、内容的にはどういうのが多かったんですかね。

○田中義文健康課長 市民から、健康課への問合せの内容につきましては、国からの給付金に関するものであったり、新型コロナウイルスの感染予防の方法、またグラウンドゴルフの件などが多くありました。中には誤った情報を確認してくるという方もおられました。

○5番禰占通男議員 この新型コロナウイルスに対しては、うちの行政も、私がインターネットでばって開いたら、ある一定期間過ぎてから健康センターが問合せ場所になっていることをインターネットで知ったんですけど、市長が申したとおり、対策本部も25日に立ち上げたということがインターネットに出ていて、早かったねと、そこまでは確認したんですよ。

それで、私が聞きたいのは、2月中、我々は3月議会もあったんですけど、3月でもちょっと報告をいただいたりしたんですけど、一番の問題は、今回のこの感染症というのは市町村がするんではなくて、県知事の裁量の負うところが多いとあって、後でも触れますけど、国との差が指摘された点もあったし、それを地方自治体が指摘したところも皆さんも御存じのとおりだと思いますので、最初その対策本部を立ち上げたそういう中で、4月に入るまでの間に県との折衝、打合せということはどういうことがなされたのかと、大きな問題でですね、それを伺いたいと思います。

○田中義文健康課長 新型コロナウイルス感染症対策に係る県との協議につきましては、健康課のほうではですね、3月5日に加世田保健所との打合せ会議を行っておりまして、加世田保健所のほうから新型コロナウイルスに関する現状であったり、加世田保健所の対応であったり、感染が発生した場合の消毒のやり方など、そういう御説明などがありました。

○5番禰占通男議員 今、課長が言われたように、3月5日の保健所との打合せ、そしてその後

に3月26日県内で初感染が確認されていますけど、その初感染が確認されたときと、最初3月5日のいろいろな打合せなりあって、感染が確認された後は何か内容は変わったんですかね、対応とか対策について。

○田中義文健康課長 内容といいますか、最初の3月5日のときには濃厚接触者の定義などですね、当初は二、三分以上接触した場合は濃厚接触者とみなしますというふうに御説明があったんですが、現在の濃厚接触者の定義につきましては、1メートルの距離で15分間接触した場合が濃厚接触者という位置づけになってますとか、そういう感染拡大に伴っていろいろ変更点が生じたこと。あと加世田保健所のほうからは、感染が疑われる方のPCR検査の実施について様々な御意見であったり、御指摘があることについての御説明などが、その感染が発生した後にありました会議の中ではあったところでございます。

○5番禰占通男議員 次の質問にまいりますけど、冒頭市長もおっしゃったように正確な情報を発信してきたということで、防災無線を使ったり、いろんなリーフレットが折り込みに入ったりしておりました。それで、市民への正確な情報の提供については十分であったのかということですけど、この感染症に対しての情報の収集ちゅうのはどのようになされてきたんですか。

○田中義文健康課長 新型コロナウイルス感染症の予防に関する情報等につきましては、先ほども言いました加世田保健所の会議が2回ほど開催されておりますが、そのほかについては、このような感染拡大のときには3密を避けるために、会議等が開催されておりませんので、そのほかにつきましては国や県からの通知であったり、インターネット等を通じた厚生労働省のホームページ等掲載されている情報等を基に、可能な限り正確な情報を市民に発信することに心がけてまいりました。

○5番禰占通男議員 市民が一番欲しかった情報というのも、2月初め頃から枕崎もマスクが売ってないと、私も2月の中旬頃聞いて、そんなことがあるだろうかと思ったらトイレットペーパー騒ぎも起きて、実際本当にマスクもなくなり、そして5月の半ば頃までは詰め替え用のスプレアのボトルもなくなって、なかなか入荷しないという状況です。

それで、一番の問題はやはりそのみんなが欲しがっているマスク、消毒液だと思うんですけど、テレビ等で消毒液については、ハイターとか、次亜塩素酸系統をキャップ1杯、500ミリリットルに足せばできますよということで、あれで大分助かった人もいることでしょうし、私も作りました。

それで、あまり使いはしなかったんですけど、それで情報ということですね、全員協議会、市の報告の中でも言いましたけど、この体温計、そしていつも言ってるけどサーモグラフィ、そういった感染防御物資の確保に対する情報も市民は欲しかったんじゃないかなと思ってるんですよね。枕崎にこんだけあって心配しないでくださいちゅうのが、私は一番の発信だと思うんですよ。

それとあと、私も医師会長にも聞いたんですけど、この人工呼吸器、人工心肺装置、これについても皆さんは枕崎の病院にあるだろうと、ECMO（エクモ）にしてもね。だけど枕崎にはない、薩南病院にもない。鹿児島に行かないとないちゅうことは、市民はほとんど知らないと思うんですよ。

だから、こういうものもないから、なるべく気をつけてくださいという、そういった問いかけも何かこう方法があると思うんですよね。

だから、一番の問題は、次の問題にもいきますけど、こういった、こういったことをしたら市民が納得するかっていうのは、私は広報する上で情報に織り込まれるべきだと思うんですけど、今後、第2波、第3波が来るかもしれませんし、そういったときに広報をどうするかちゅうことは何かこう庁内で次のステップはどうするかっていうのは何か決まってるんですかね、こういった情報に対しては。

○田中義文健康課長 ただいま議員がおっしゃられましたようにですね、市内の医療機関等におきましては、感染予防のためのマスク、防護具などが不足してるという状況は伺っております。

それらの情報につきましては、市としては、ホームページの中で厚生労働省へのリンク先等も添付をいたしまして、やはりこれはまず国としてですね、今どういう状況だということを発信しておりますから、それを御覧いただいて、あと議員がおっしゃる市内でのそういう不足の現状ということにつきましては、今後、第2波、第3波というのが予想されることから、その点については対策本部の中で十分に協議をして、情報発信について可能かどうかというところを検討させていただきたいというふうに考えているところです。

○5番禰占通男議員 次の質問にまいりますけど、この新型コロナウイルスは感染力が強いとされる。第2波、第3波に対して、市民の不安を払拭できるような対策は考えているのかということで、2波、3波、今鹿児島県で冒頭申しましたけど、感染した方がいらっしやっただけど、感染経路は分からないけど、ほとんどPCR検査の結果は陰性だったという今日の新聞にも、昨日のテレビ等でもやっていたけど、この2波、3波に対して本市が準備してるかどうか分かりませんが、それについての対応はどうなってるんですかね。

○田中義文健康課長 5月25日に全国の緊急事態宣言が解除となり、鹿児島県としても6月からは新型コロナウイルスの存在を前提にしながら、新しい生活様式の徹底を図ることで、感染予防と社会経済活動の両立を目指すこととしております。あわせて、県をまたいでの移動につきましても、段階的に慎重に再開しているというふうに伺っております。

今後は、新型コロナウイルス感染症と共存していかざるを得ないと考えておりますことから、厳格な水際対策の実施というのは難しい局面になってくることも考えられます。予想される第2波、第3波を常に警戒する必要があることから、全国や県内、南薩地区の感染状況を注視していきたいと考えております。

お尋ねの感染症の水際対策につきましては、これまで行ってきた公共施設の利用制限等が考えられますことから、そのようなことも含めて必要に応じて速やかに対策を講じることができるよう対策本部会議等で十分に準備を進めてまいりたいと考えております。

○5番禰占通男議員 後で病院関係を質問しますが、この鹿児島県で蔓延しなかったということは本当にありがたいことだったんですけど、今本市の医療体制としてですよ、いろんな感染が疑われるとか、本当に感染してしまったとか、それなりの症状の経過がありますけど、最初は軽症者は自宅で待機ということで、埼玉県ではそれで症状が悪化して亡くなられた方もおられて、それから対策が変わりましたが、こういった軽症者に対する軽症者施設の確保とか、それに見合ったものを本市はどのように考えてるのかをお伺いいたします。

○田中義文健康課長 議員がおっしゃいました感染が疑われる方がPCR検査等を実施いたしまして、陽性の診断が出たときですね、軽症者については宿泊療養施設での療養になる。現時点ではですね、医療機関が逼迫しておりませんので、医療機関のほうで治療していくことになるかと思いますが、今後逼迫していくような状況になってきましたら、宿泊療養施設の確保というのは重要な課題になってまいります。

県内ではですね、現在3か所、188室確保ができております。そして、報道等によりますと、さらに200室は準備ができていうふうに伺っておりますので、合計400室ぐらいは準備ができていうところです。

しかしながら、県のほうにお尋ねしたところ、南薩地区にはその宿泊施設は確保できていないというふうに伺っておりますので、市内、もしくは南薩におけるその宿泊施設の確保につきましても、本市としても努力していきたいというふうに考えております。

○5番禰占通男議員 今、課長も南薩にも欲しいということですけど、本当に市民としては、自分が感染の疑いが、ちょっと症状はないけどという場合ですよ、わざわざ鹿児島のそういう施設

というか、軽症者施設に行くよりは自分のまちで治療したいというのが本音だと思うんですね。

うちには課長とも打合せのときに話したんですけど、廃校である金山小学校もあります。ただし、改造が大変ですけど、今回の臨時交付金については、4月以降の施策については事業損失でない限りは全て認めますというふうになってるわけでしょう。そしたら、5床でも3床でも改造費を臨時交付金としての地方創生に盛り込んで、私はまだ今第2次補正にはまだ出してないと思いますけど、そういうのにも出してオッケーが出ればかかってもいいと思うんですね。枕崎ではなくて、この南薩の医療圏としてでもいいんじゃないですか。

そうしないと、東京のほうだったかな、軽症者施設に移りなさいと言われて、自分の住んでるところから相当離れてみたいで、その人はすぐ拒否をしたという話がありました。やはり、課長とも話したんですけど、家族がおった場合どうするのと、またそれが成人ならいいけど小さい子だったらもう顔も見ないで、下手すると亡くなるかもしれんわけでしょう。そこまで今度の感染症というのは厳しいですから、できれば利用しようと思えばできる施設ちゅうか、ものがあるわけでしょう。どうなんですかね。

○田中義文健康課長 軽症者の宿泊療養施設の確保につきましては、県の本課が担当になるものですから、そちらのほうともいろいろ打合せを行ったところです。その中身につきましては、まず県のほうから県内の宿泊施設に対応できませんかということで照会を行って、それに答えてきたその3施設等が今確保できているという状況でございます。

問題となるのはですね、施設は基本的に1部屋にトイレ、シャワー、ベッド等が確保できていること等が条件になってまいります。仮にですね、宿泊施設が確保できたとしても、その宿泊療養施設の運営を行うためには医療スタッフが必要になってまいります。

医師も看護師も常駐しないといけないということで、医師については日中だけなんですけど、看護師は24時間常駐するということが条件になってまいりますので、県の本課からは、まずはその施設の確保についても風評被害等で非常に難しい問題があると、それをクリアできたとしても、その医療スタッフの確保についてのハードルが高いということをおっしゃっております。そのようなことが確保できるかということと併せて、市内の宿泊施設等にはいろいろ交渉を続けていきたいと考えております。

御質問にありました金山小学校の改修につきましては、どのくらい経費がかかるのかということも試算できておりませんし、また先ほど言いました医療スタッフの確保ということも非常に大きな課題となってまいりますので、今後とも検討をしていきたいというふうに考えております。

○5番禰占通男議員 次の質問に移ります。

本市の医療機関において新型コロナウイルスに対する医療体制はどのような状況であったかということで、本市の医療機関と本市医師会との対応について、本市の行政としての話合いはどのようになされたのかということで、一番聞きたいのは、症状別の対応などは今さっき病院、入院とかああいうのはできないということですので、症状別でどういう対応をするようになったのかということをお話しされたんですかね。

○田中義文健康課長 まず、これまでの医師会との会合の経過ですけれども、これまで医師会の理事会には毎回出席をしておりますが、3月以降は本市の感染症対策の現状であったり、今議会に提案してあります感染防止対策に係るマスク等の提供などについて御説明をしております。理事会の中では、理事から、議員からもおっしゃられましたように軽症者療養施設の確保について強く要望がありました。

また、県の医師会からの要請を受けて、市の医師会と本市と消防本部の3者による新型コロナウイルス感染症対策会議が5月8日にオンライン会議で開催されました。内容は、県の役員でもある医師会の先生から県内の感染の現状説明の後、市のほうからは軽症者療養施設の確保に向けた取組状況の説明、消防本部からは陽性者の搬送手段についての説明がありました。その際にも、

改めて軽症者療養施設の確保に向けた要望があったところでございます。

お尋ねの医療体制につきましては、感染が疑われる方の状況に応じた対応ということでございますが、それにつきましては、市内の医療機関のほうでもですね、検査を実施できる医療機関が確保できておりますし、軽症者の方の対応、治療についても対応できるようになっているところでございます。

○5番 禰占通男議員 軽症者も対応できるということですから、少しは安心していいんじゃないでしょうか。それで、あと検査なんですけど、このPCR検査が保健所がゴーを出さんとでけんということで、最初は。そしていろいろ検査キットなんかも出回り出したんですけど、抗原検査、唾液のPCR検査が認められたと。本市の医療機関で対応可能かということなんですけど、どうなんでしょうか。

そうすると、鹿児島まで行く手間も省けますし、朝一番の質問でも市長も答えておられた公的病院ということで市立病院もあるし、市立病院であれば大学からの応援ももらえるのかなち、素人考えなんですけど。

○田中義文健康課長 御質問の新型コロナウイルスの検査の状況につきましては、厚生労働省からの通知によりますと、発症から9日間までの唾液のPCR検査が可能になっております。しかしながら、この検査につきましては、PCR検査の検体として追加されて間もないため、まだ県内でも検査体制の整備中であり、具体的な内容は分からないというのが現状であります。

また、抗原検査につきましては、抗原検査用キットは国が管理しており、当該キットの供給体制が十分になるまでは、患者発生数の多い都道府県における帰国者・接触者外来などから供給を開始し、キットの生産量の拡大状況によって、PCR検査を実施できる医療機関を中心に供給対象を拡大していくというふうにされております。また、抗原検査につきましては、陰性時にはPCR検査で再度確認する必要も指摘をされているところです。

このようなことから、この抗原検査については、供給対象の拡大が見込まれる状況になれば、本県または南薩地域でも対応が可能になるのではないかと考えております。

○5番 禰占通男議員 鹿大の開発でもPCR検査が検査キットを、鹿大の検査キットが保険適用になったということも新聞等に出ていましたので、なるべくPCR検査、抗原検査を本市でできるように取り組んでもらいたいというのは要望とします。

次の3番目の質問で、感染が疑われる者の検査可能な病院までの移動手段はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○中原浩二消防長 新型コロナウイルスの感染症が疑われる傷病者の移送につきましては、原則、保健所が対応することになります。

しかしながら、クラスターが発生しますと、保健所の移送能力を超える事態となり、保健所だけでは対応が困難な状況になりますので、保健所と消防本部が締結しております協定に基づき、消防署が移送の一部を担うシステムになっております。

保健所からの要請で移送する場合は、救急車内における目張りなどの感染防止措置や搬送後の救急車内の消毒などは、救急隊員の感染予防の観点から保健所が行うことになっております。

また、複数回にわたる要請で消防の業務に支障が出るような場合は、要請に応じられないこともあるということはお互いに確認しているところでございます。

次に、救急隊員はコロナウイルスに限らず、あらゆる感染症に対応するため、救急活動時は感染防止衣、N95マスク、ゴーグルなどのスタンダードプレコーションで対応しておりますので、濃厚接触者には当たらず、自宅待機などの隔離の対象とはなりません。

しかしながら、感染症の傷病者や疑いのある傷病者の対応に当たった救急隊員に対しましては、毎日の検温や健康観察、人との接触を避けるなどの感染予防対策を徹底的に行い、救急隊員が感染しない、救急隊員から感染させないことを基本として、消防力の低下を招かないように万全を

期してまいります。

○5番 禰占通男議員 保健所からの要請ということですが、感染者が多くなると、地域の消防本部にも要請がくると思います。

それで、県も搬送用のバッグ33台を県のほうでそろえとは新聞に載ってたんですけど、それ以後の記事は一切載ってこないのどうなってるのかなと、その搬送バッグについてですね。

そして、今消防本部のほうも言いましたけど、救急隊員の対応ですね。感染が陽性と分かっていたら、やっぱり2週間待機ということが出されていますから、そうしたら本市の単独消防などは職員が少ない、そしたら普通の日常業務はどうなるんだっちは一番そこで頭に引っかかってくるんですけど、それでその搬送バッグはうちの消防本部にも配付されたのか、それとあと、ほかの南薩の消防組合との連携というか、そういうのはどのようになっているのかを手短かにお願いいたします。

○中原浩二消防長 今、質問者からありました感染防止機、アイソレーターの件かと思いますが、現在、国のほうから緊急消防隊の援助項目にアイソレーターは追加されております。それで近隣の南さつま、それと指宿南九州と3者で今アイソレーターの取扱いについて協議を行っておりますけど、県の保健所が所有しているということもございますので、今後またさらに検討して感染防止には徹底してまいりたいと思います。

○5番 禰占通男議員 次に、昨日も一般質問にもちょっと福祉施設のことが出てきたんですけど、医療機関や福祉施設の感染予防策はどうなってるのかをお伺いいたします。

○田中義文健康課長 医療機関における感染予防対策のためのマスクや防護具につきましては、国県、日本医師会などから支給をされたというふうに伺っております。医師会からは支給されたマスクなどが十分な量ではなく、各医療機関で苦勞して確保したということも伺っているところです。

また、マスクと消毒液につきましては、民間の事業所から市に対して寄附していただいたものを市のほうから医療機関に提供をいたしました。

今議会には、医療機関に配付するための感染予防対策に係るマスクや消毒液などの購入に係る補正予算を提案しているところでございます。

今後とも医師会と緊密に連携を図りながら、必要な支援策について検討をしていきたいと考えております。

○山口英雄福祉課長 福祉施設等における新型コロナ感染症対策としてのマスクや消毒液等の配備につきましては、これまでの国県の経済対策の中で、主に都道府県等が一括購入して各施設に配布する、こういった形で実施されてきたところでございます。

ただ、各施設の現状について確認しましたところ、マスクや消毒液等は一時期に比べて入手しやすい状況になっているとはいいましても、各種福祉施設における今後のコロナの状況等に備えるということも含めると、配備状況はまだまだ十分とは言えない状況も伺える状態でございますので、今議会に提案してます一般会計補正予算（第3号）におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、福祉施設における感染防止のための備品等支援事業経費を盛り込んでいるところでございます。

○5番 禰占通男議員 昨日の福祉課長の答弁でも、この福祉施設の利用状況は大きく変わってないってということで安心してるところです。

それと、私も5月だったと思うんですけど、その福祉施設の従事者に聞いたところ、マスクは手作り、消毒液も自分たちで作って使ってるということで本当に逼迫した状況だったと思います。その中で感染がなかったことが一番の救いかなと思っております。

できれば、後でも申しますが、政府の防災基本計画、これが改訂されております。5月下旬にですね。これには備品としてマスクと消毒液を加えておるということです。ですから、可能な

限り備蓄できるものであれば備蓄してもらいたいと要望しておきます。

次の解雇や雇い止め、休業状況の現状把握はできているのかをお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化を理由に解雇されたり、雇い止めに遭った人は見込みを含めると、全国では令和2年2月1日から先月5月29日までに推計値で1万6,723人、県内では先月26日現在の推計値で297人と厚生労働省及び鹿児島労働局から発表がなされております。

県内の業種別の数値297人の内訳でございますが、多い順に宿泊業131人、製造業77人、飲食業34人、小売業25人、娯楽業17人などとなっております。観光、飲食分野での影響が大きいようであります。

本市のお尋ねの解雇や雇い止め状況につきましては、今月1日にハローワーク加世田の所長と雇用調整助成金や雇用情勢全般について、私のほうで意見交換をした中で話題となりお聞きしたところですが、南さつま市や南九州市を含めた当ハローワークの管轄区域の解雇、雇い止めに遭った人の数値及び個々の自治体、枕崎市の数値は公表されないとのことでした。

先行きが見えない不透明な経済状況が続けば、従業員の解雇がさらに増えるおそれがありますので、今後も企業、事業主に対しまして雇用調整助成金などの活用を促して、できるだけ雇用の維持を図っていくことを確認したところです。

雇用の維持は労働者の生活を守るとともに、事業者においてもコロナ前の生産力を保持することになりますので、コロナ収束後の生産性の向上、地域経済の回復につながるものと考えているところです。

○5番禰占通男議員 個人情報ということで、なかなか開示してもらえないということですが、先ほども申しましたように、今回の地方創生臨時交付金、これは結局、事業損失には充てられないけどいろんなコロナ対策については使えると。

そうであれば、もう枕崎市民、世帯でもいいですけど、アンケート調査も必要じゃなかろうかと思っております。それも予算計上できるのではないかと、可能ならばそうして、実態を把握してもらいたいということをお願いしておきます。

それで一番心配してるのは、こんな生活困窮の状況が続いていますが、日本全国、生活保護受給者は減少傾向にあったと、コロナ感染症が発生してからだんだん増えてきたと。ですから、本市の状況というのはどうなってるんですか。

○山口英雄福祉課長 生活保護の状況につきましては、この新型コロナウイルス感染症の発生後、全国では、例えば東京23区では1.4倍になっているとか、いろんな全国では増えているという報道がされていると思いますが、本市におきましては、これまでのところ新型コロナウイルス感染症の影響により、生活保護の相談とか申請件数あるいは生活保護の受給者数が増加しているというような状況にはありません。

○5番禰占通男議員 ありがたいことだと思っております。

それで、ちょっと生活保護とかそういうもろもろに関係して一言聞いておきたいんですけど、このいろんな支援金等が県、国、枕崎市もですけど、いろいろありますが、審査と申請方法ですよ。

これは国のやつも難しく、なかなか申請がならないということがあるんですけど、これに関して、今回簡素化はできないのかと、生活保護を含めてですね、臨時的にでも。

そして、あと給付金等の申請の行政の手助けをまず一層手助けするとか、そういうことはできないんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工課のほうの関係でいいますと、経産省のほうから持続化給付金ですとか、県のほうでは休業の協力要請に伴う協力金ですとかありますが、それらの申請の問合せ等もございまして、私どものほうでホームページ上で公開されている国の制度の内容、それ

と申請手続の内容等も承知している部分がございますので、そういったことに関しましては、売上げの減少のパーセンテージですとか、あと対象となる月のこと、必要な書類、前年度の確定申告書、そういったものが必要であるということのアドバイスはしているところです。

また、個々の事業所によっては、商業、サービス業の方、またかつおぶし製造業の方におきましても、商工会議所のほうで具体的に昨年、税の申告等の経営相談等もあったときにですね、そういったものも含めて相談された経緯があった方等につきましては、会議所の職員のほうの知恵をいただきながら申請したり、また会議所のほうでは会議所の会員でない方の相談についても受けてですね、対応していただいておりますので、そういったことで行政も含めて会議所のほうでも対応ができる部分は、私のほうでも相談を受けて対応、アドバイス等はしているところです。

○5番 禰占通男議員 4番目の個々の事業継続や生活再建に要する資金額として、固定費ですけど、把握などはできてるんですかね。

○鮫島寿水水産商工課長 先ほど申し上げました国の持続化給付金ですとか、本市の中小企業等事業継続支援事業補助、いわゆる店舗などの家賃等補助の申請に係る書類審査の際に、経費として支払っている固定費の一部であります家賃などの賃借料の確認をする場合はございますが、それ以外の人件費などの固定費の把握はできない、承知し得ないところです。

また、家賃補助の申請のない事業者の固定費とか、家賃の賃借料が幾らあるかということも私どもとしては知り得ない情報ですので、このように申請があったときに必要な確認書類ということで、そのような固定費の中の賃借料、家賃等の支払い状況を確認する部分もございますが、私どものほうとしてはそのような情報の把握になっているところです。

議員がお尋ねの事業継続に要する資金というのは、事業者の売上金や事業者がお持ちの手元資金、内部留保している資金であり、また融資等により調達する資金であると思いますので、それらについてもそれぞれの事業者、企業の考えというのは、相談があればそのようなことも発せられる事業者もいらっしゃいますが、こちらのほうから尋ねるべき事項ではない部分でございますので、把握はできてないところであります。

○5番 禰占通男議員 本当に一度倒れると、なかなか起き上がれなくなるし、それに従業員の生活、家族の生活、いろいろ考えられますので、できる限り可能なものは使っていただくということをお願いしておきます。

次に、昨日も避難所についての質問は二、三あったんですけど、感染予防品が不足する中、災害発生時の避難所での集団感染防止対策はできているのかということで、マニュアルは今後検討中、つくるといふことですので、一番全国的にちゅうか、九州管内で注目を集めたのは福岡県のマニュアル、そして昨日もありましたように県のマニュアルも6月にできております。福岡から遅れること1か月ですね。

その中で、福岡と鹿児島県のマニュアルの違いは、スペースも今後、今までと2平米ぐらいから倍ぐらいの4平米必要だろうと思っておりますけど、その中で本県のマニュアルが鹿大のほうの出したレイアウトが末尾のほうにずっと載ってるんですけど、大学としての考えを載せてくれてあります。そういったことを参考にして、いいマニュアルをつくって、これからつくるといふんですから質問はしませんけど、いいマニュアルをつくってもらいたい。それとあと、県はこの避難所関係については県のリーフレットを配布してるんですよ、1枚紙で。

そういうことも市民について今までの避難と今の感染症があるときの避難は違いますよちゅうことを市民に周知してもらいたい、それも時間が迫ってますのでお願いしてるんですけど、確認としてですね、この避難所の在り方、対応については担当者のほうは分かっていると思うんですけど、鹿児島市はもう確認はもう早々と終わってます。本市としては、この受入れ側の行動の確認ですよ、対応、これはどうなってるんですか。

避難所でこういう受入れをしてどういう対策を取るちゅう行動の確認はどうなってるんでしょ

うか。

○田中幸喜総務課参事 まず、本市独自の運用指針を作成したことは昨日御説明したとおりで、これは4月22日に策定した後に、まず職員の対応等、まずは職員が感染していない、させないということで、この基本運用指針を基に避難所担当職員を招集し、運用指針についての詳細な説明と検討を行ったところでございます。

その後、5月27、28、2日間かけて福祉課と連携して、感染の疑いがある避難者が発生した場合を想定して、第一避難所8施設の現場調査を実施いたしました。

これにつきましては、感染の疑いがある避難者と健常者との隔離方法や2メートル程度を確保した場合の収容想定人員の算定や施設ごとの換気方法、それからパーティションなどの間仕切りの活用などが可能かどうかという調査を実施いたしました。

これに基づきまして、議員が申しあげました県のレイアウトと本市が今調査したものを刷り込んだ形で今現在作成中であるところです。

○5番禰占通男議員 あと、昨日の答弁でちょっとそれを確認したいところがベッドですよ、どうなってるのか、今回の感染症で床に菌が落ちると、それを床に近いところに寝転がると菌を摂取というか、吸う可能性が一番高いからベッドが有効だと言ってるんですけど、本市は備蓄してるんであれば何床ぐらいあるんですかね。

○田中幸喜総務課参事 今年度から10セットずつ数年に分けて買って行く予定なんですけど、今のところ13セットございます。ただし、今後また計画的に整備していく予定で考えております。

○5番禰占通男議員 マニュアルをこれからつくるということですので、使いやすいマニュアルにしてもらいたいと思います。

次の学校休業後の対応についてですけど、小中学校の休業による学力低下、学習の遅れですけど、昨日も答弁があったんですけど、に対する対応はどのようになっているのかということでお伺いします。

県に対しては遅れてないという答弁だったんですけど、そこは省いてですね、本市の学習の進め方がどうなってきたのかを手短にお願いいたします。

○満枝賢治学校教育課長 昨日もお答えしましたけれども、4月の臨時休校が実質4日間と他の市町村よりも短かったこと、あと新型コロナウイルスの感染拡大を危惧し、授業を前倒して授業を進めていたことがあったことなどから、新聞報道でありましたように、5月15日現在で県全体の平均で授業の遅れが小学校17時間程度に対して本市では6時間程度、中学校では20時間程度に対して本市では15時間程度の遅れという状況で、大きな遅れはないと考えております。

枕崎市では、既に新型コロナウイルス感染症による休業になることを予想して、学習内容の進捗については先を見通して進めるように指導してきたところです。

新学期になり遅れを取り戻すために、各学校においては家庭訪問を中止したり、春に計画していた修学旅行を2学期以降に変更したりするなどの工夫を行い、教科指導の時間を確保することに努めてきました。また、土曜授業においても教科指導を中心に授業を進めています。

臨時休校によって懸念される学習内容の未定着への対応として、放課後に補充学習を実施するための体制づくりに伴う予算をお願いしているところです。

○5番禰占通男議員 昨日も、これ全国と比べることはできるんですか。県と比べてはあんまり遅れてはいないけど、全国と比べるとどうなんですか、比べられるんですか。

○丸山屋敏教育長 全国とはですね、それぞれ感染の程度が違いますので、文科省からもそうした全国の平均というのは出されておられませんので、私どもは鹿児島県内の状況で今調査をしているところです。

○5番禰占通男議員 あと、一番最後にちょっとオンラインについて質問をしますが、そのときにはもうちょっとお願いいたします。

次の昨日も夏休みを7月末日まで休みは省いて8月からになると答弁があったんですけど、この修学旅行、学校行事のこの変更に対する対応というのはどうなってるんですか。

○満枝賢治学校教育課長 修学旅行や運動会、学習発表会などの学校行事は、教育課程の管理であり、校長の責任で実施されます。

各学校に問い合わせたところ、修学旅行については春に計画していた学校も秋以降に変更しており、市内全ての学校が2学期以降に実施する予定です。

2学期に計画されている学校行事、例えば運動会や体育大会、学習発表会や文化祭など現段階で変更する学校はありません。しかし、今後、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、会場を広い場所にしたり、入場制限をかけたり、学年を分けて実施したりするなど計画を変更すると聞いています。

○5番禰占通男議員 一番の問題は、この現在の感染予防策はどうなってるんですか。

○豊留信一保健体育課長 教育委員会のほうでは、新型コロナウイルス感染症の初期の予防策としまして、3月初旬にアルコール消毒液一斗缶を全小中学校に配付をいたしております。それから、マスク不足が懸念される状況で、4月初旬に布製のマスクを発注しまして、小中学校の児童生徒、それから教職員に1人2枚、全体で3,200枚を配付いたしております。そして、また市内の心ある企業からですね、消毒液、あるいは紙マスクなどの寄贈の申出がありましたので、速やかに学校のほうに届けたところです。

学校での感染症対策につきましては、校長研修会時におきまして文部科学省からの通知文や資料を基にした具体的な指導を行っております。徹底した感染対策を講じるよう継続した指導と見届けを行っているところです。

あと現在の学校における感染症の予防対策の取組については、文科省から示されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのが示されておりますので、それに基づいた感染対策を講じるようにいたしております。

そして、学校訪問や日常における学校との連携を密にして、学校の状況把握に努め、市内全ての学校が登校前の検温でありますとか、校内におけるマスク着用、手洗い、それから咳エチケット、校内消毒、集団感染のリスクへの対応として3密を防ぐための基本的な感染症予防対策が行われております。

今後も、感染症予防対策については、ソフト面、ハード面での対策を講じていく必要があると考えております。

さきの臨時会におきまして、学校保健特別対策事業ということで補正予算を上げさせていただきました。これにつきましては、非接触型の体温計と消毒液の購入で予算を計上したところです。

○5番禰占通男議員 学校では、手洗いの蛇口、水栓ですけど、できれば私は自動にしてもらいたい。結局、手を洗ってもまた汚れたものを触れば同じですから、これは要望しておきます。

時間もありませんので、あと第2波が来た場合、児童生徒の在宅学習についてはどのようにするのか、今パソコン、Wi-Fiも一生懸命そろえています。それも県のほうも指針が出ています。

それと、次の質問の地方創生総合戦略について、新型コロナ感染症の終息は見えないが、見直しはないのかということも2つ同時に質問しておきます。よろしく願いいたします。

○宮原司教委総務課長 本市におきましては、学習活動において積極的なICTの活用を図ることから、昨年度小学校教育用パソコンの一部をタブレットパソコンに更新し、併せて小学校の校内通信ネットワーク環境の整備を行いました。今年度は中学校の校内通信ネットワーク環境の整備を進めながら、教育ICT環境の整備に取り組んでいるところです。

国の令和2年度補正予算におきましては、緊急時においてもICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現する必要性から、GIGAスクール構想の加速による

タブレットの1人1台端末等の早期整備が求められているところです。

現在、教育委員会では、本年度各小中学校において、1人1台端末の整備を行うために取り組んでいるところですが、各家庭における利活用につきましては、学校を通じて各家庭のインターネットやWi-Fi環境等の状況調査を行い、今後、各家庭における在宅学習での利活用についても研究をしてみたいと考えております。

○中原重信議長 企画調整課参事、手短にお願いしたいと思います。

○堂原耕一企画調整課参事 これまでの質問、答弁でも議論されておりますとおり、本市においても新型コロナウイルスの影響は広範囲に及んでおり、その影響は長期間にわたって様々な形で生じてくるものと思われまます。

その影響を加味して、第2期の総合戦略、こちらのほうの見直しが必要ではないかとの御質問であるかと思うのですが、私どもといたしましては、第2期総合戦略で掲げた4つの政策分野がございます。

こちらにつきましては、その方向性は今後本市が取り組んでいくべき疲弊した地域経済や市民生活状況の回復と、将来を見据えた強靱な経済構造や新たな市民生活の形の創出などの取組と方向性的には一致するものと考えております。その意味で、第2期総合戦略に掲げた4つの政策分野、その目標を目指すべきところは変わらないものと考えております。

ただ、その目標を達成するための施策の在り方については、状況に合わせた変化が必要であると思いますので、今回、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、様々な施策を実施することといたしました。今後、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復と次の段階に向けた局面に応じて様々な施策を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

○中原重信議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時46分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和2年6月26日)

令和2年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第4号）

令和2年6月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	35	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	36	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	41	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	陳3	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
5	37	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
6	38	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	39	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	40	枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
9	陳4	道路行政の検証と道路改良についての陳情	〃
10	請1	枕崎市議会議員政治倫理条例の制定についての請願	議運
11	33	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予特
12	34	令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
13	52	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	
14	53	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	
15		継続調査申し出について	

16		議員派遣について	
17		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園 強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東 君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖園信也 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎 満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田 誠 水道課長
永江 隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
下山健一 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
小湊哲郎 農政課参事兼耕地林務係長	新屋敷 増 水産商工課参事
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
山口美津哉 会計管理者兼会計課長	田中幸喜 総務課参事
丸山屋敏 教育長	宮原 司 教委総務課長
満枝賢治 学校教育課長	上園信一 生涯学習課長
中嶋章浩 文化課長	豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長
松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長	中原浩二 消防長
松田正知 消防総務課長兼消防団係長	福永賢一 福祉課主幹兼社会係長
山口 太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長を行うことに対し、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を延長すると本市の税収が減ることになるが、予算対応はしているかとの質疑があり、軽自動車の取得価格や車の環境性能が何%の税率に該当するのかなかなか見通せないところであり、延長分の影響を積み上げるのは難しいとのことです。

また、委員から、税額控除の特例部分で、本市で入場料、参加料等の払戻しについての影響は何かあるかとの質疑があり、文部科学大臣が指定する一覧を見たが、東京、大阪、名古屋、大都市のホール等で行われるいろんなコンサート活動、絵画展がほとんどを占めており、入場券を持っていたとしても、その行事が文部科学大臣の指定を受けているのか、入場券を買われた方の申告がない限りは分からないとのことです。

また、委員から、地方税の徴収猶予について、令和2年2月1日から来年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼ全ての税目が対象になる。対象となる方はコロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間において、事業に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していることとあるが、どのように調査するかとの質疑があり、国からどういう書類の提出を求めて判定をなささい、減少した収入の種類についてもどういうものを見ながら判定をなささいということが細かく流れてきているので、それに基づき減少状況を判断することになっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、7割・5割・2割の軽減措置を受けている方も減免の対象になるかとの質疑があり、現行制度での軽減措置を受けている方も対象になるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正がなされたことから、所要の改正を行うものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

委員から、本市は令和2年度に加配教員が14名配置されたとのことだが、定数改善の計画を希望しているかとの質疑があり、毎年、加配教員が配置されていない小学校、小規模校があるので、そこにも入れてほしいとお願いしている状況ではある。ただ、定数があるために大規模校に配置していくのが県の方針である。市町村教育長会でも加配教員の配置について毎年要望しているとのことです。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。
ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

日程第1号から第4号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号、第36号及び第41号は原案のとおり可決、陳情第3号は採択と決定いたしました。

次に、日程第5号から第9号までの5件を一括議題といたします。
産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作産業厚生委員長 登壇]

○吉嶺周作産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第9号までの5件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第5号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、特定地域型保育事業について本市に必要なのかとの質疑があり、特に大都市等における待機児童解消のための制度であり、本市においては、現在各保育所の総体定数で保育は十分できており、今後については子供の出生率、出生数の動向を見ながら5年に1回、子ども・子育て支援事業計画の中で保育の定数も見直していくとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、基準省令で、家庭的保育事業の職員の欠格条項から成年被後見人が削除されたことに伴い本市の条例も改正し、また居宅訪問型保育事業に係る条文の基準を明確にするための整備をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、放課後児童支援員の認定研修を実施する者について、これまで都道府県知事、あるいは政令市の長が実施するとなっていたが、中核市の長まで実施権限が広がるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、介護保険料の軽減される対象者数について質疑があり、全体では第1号被保険者数8,281人のうち第1段階1,649人、第2段階1,252人、第3段階949人とのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号道路行政の検証と道路改良についての陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市山手町の枕崎市政を考える会の方から提出されたものです。

担当課から陳情書に記載されている路線名等について、分かる範囲で補足説明と現在の道路事業について説明がありました。

委員から、陳情は道路改良についてであり、市は毎年予算を計上して、優先順位を決めていると思うが、優先順位はどのように決めているのかとの質疑があり、交通量も多く通学路になっていて、緊急性がある場所、また浸水対策やよく通る路線ののり面対策などを考慮して優先順位を決めているとのことです。

また、委員から、陳情書について事実誤認が多すぎるといった意見や、今回のコロナウイルス感染症による税収への影響なども鑑み長い目で見てほしいという意思を伝えるべきだとの意見があり、採決の結果、本件は、賛成者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号から第8号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号から第40号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号に対する委員長報告は、不採択であります。

よって、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第9号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立なし]

○中原重信議長 起立なしであります。

よって、陳情第4号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

議会運営委員長に報告を求めます。

[沖園強議会運営委員長 登壇]

○沖園強議会運営委員長 ただいま議題となりました日程第10号枕崎市議会議員政治倫理条例の制定についての請願について、議会運営委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本請願は、枕崎市桜木町に在住の方から清水和弘議員を紹介議員として提出されたものです。

初めに、紹介議員から請願の趣旨について、請願者は、法人の代表取締役をしている議員が自ら補助金の申請を行い、多額の補助金を受け取っていることを知り、議員としてあってはならないことと考え、本市議会に倫理条例の制定を請願しているとの説明を受けて審査を行いました。

審査の中では、請願書の内容確認のため、執行部に対しても質疑を行いました。

まず、主な質疑や当局の見解を申し上げます。

これまでの補助金などの支出を伴う市の事務事業の執行において、特定の個人、企業または団体のために有利になるよう働きかけをしたことがあったのかとの質疑に対しては、そのようなことはなかったと認識しているとの見解が示されました。

また、代表取締役をしている議員の法人に多額の補助金が出ているのはおかしい。我々の税金である補助金が正しく使われているかどうかの調査の必要性を市長に要求し、市役所の市民提言箱に質問書を提出し回答をもらったとあるが、どのような回答をしたのかとの質疑に対しては、質問書は地方自治法第92条の2の請負と補助金の関係であり、判例等と照らし合わせて法的な問題はないと考えているとの回答を行ったとのことです。

さらに、市議が関係する法人及び団体に数多くの補助金、交付金、委託料の支払いが相当以前より現在も続いている。どう見てもこの構図は議員と行政の癒着としか思えないとあるが、癒着とか議員の圧力とか実際にあったのかとの質疑に対しては、そのような事実はないとの見解が示されたところです。

そのほか、委員から、質問書の回答をもらって違法性がなかったのであれば、請願書にその内容を詳しく書いてもらわないと、不確かな情報だけで審査をしないといけないことになり、市民

にも変なふうに伝わっていく、また、この請願書に書いてあるような倫理条例をつくると、まちおこしで頑張っている若者の団体の中から議員に立候補する人もいなくなるとの市民の声が多数あり、議員の成り手不足を解消していく中で、逆に若い人たちの気持ちを阻害することになるとの意見が出され、採決の結果、本件については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 質疑者が何名かいるようですけども、最初に私が1点だけですね。

請願理由はいろいろ委員長報告で分かったんですが、本市議会に政治倫理条例そのものは必要である、必要でない、その点については委員会ではどういった論議になったんですか、お尋ねをいたします。

○沖園強議会運営委員長 委員会では必要である、なしという議論よりも、審査よりも、この請願の中に本議会で条例を制定してくれということで、物理的に不可能だという御意見もございました。

○6番城森史明議員 委員長報告によりますと、この請願に対する事実はないという判断がなされたって受け取りました。

立石議員とも重なるんですが、この政治倫理条例っていうのは、岩沼市、諫早市等で制定がされております。そういう意味でね、この政治倫理基準っていうのは8項目ぐらいあるんですよ。いろんな全般的な面から検討をして、議員は市民の信頼に値する高い倫理性を持たなければならぬっていうことを書いてあるわけですね。

そういう意味で、この請願によると、非常に一面的な部分にしか見えないわけですね、この請願理由が。そういう意味で、立石議員と重なるかもしれませんが、高い倫理性を維持するんだっていうそういう観点からの議論はなされなかったんですか。

○4番沖園強議員 その観点につきましては、議会基本条例の中にもしっかりと盛り込まれているということで、紹介議員そのものが倫理条例を制定するには基本条例のときも1年以上かかったというそういう認識での本請願の提出であったものですから、必要であるかないか、そういうことについては、お互いに認識してるんじゃないかなろうかという結論になったかと思います。

○6番城森史明議員 確かに議会基本条例の中にもですね、第19条にその議員の政治倫理ということで、3行ぐらいで書かれているんですね。しかし、現状はちょっと今非常にその議員の不祥事が毎回テレビをつければ散見される状況で、そういうやはり時代は変わって26年のときと、3行で片づける部分はないと思うんですね。

ですから、やはり政治倫理条例というのは、諫早市とか岩沼市にも掲げてあるように、そういう高い倫理性を持つような感じで、やはり考えていかなければならないものだと思いますが、そういう意味で私は継続審議っていうのがそういう観点からしたらですよ、継続審議というそういう意見も出るべきだったんじゃないかと思うんですが、そういう意味でその議会基本条例の関連性については、その倫理条例についてはどのように審議されたんですか。

○沖園強議会運営委員長 あくまでも、委員会としては提出された請願に基づいて審査を行ったと。その審査の中で倫理条例にもとるような事実関係は確認できなかったと。

ましてや、今議会でそういう倫理条例を制定する時間的な、物理的な余裕はないということで、先ほど申しました紹介議員のほうも倫理条例を制定するには時間がかかるという認識の中で審査を行ったということでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 この請願に対して、報告ではこの請願に対しての補助金を受け取っているというこの部分に対して執行部に確認を求めたということだったんですが、その議会運営委員会

としての事実の確認のこの資料というのはなかったんですか。

○**沖園強議会運営委員長** そのような資料は提出されておられません。

○**5番禰占通男議員** 資料の提出がないって言ったって、あんた、委員会で審査するには資料をそろえるのが当たり前じゃないんですか。そして、一言言いたいのは、これは執行部の執行体制と、それとあといろいろ法の不備もあるだろうけど、執行部に意見を聞くということは執行部は不利なことは言いませんよ。

それとですね、我々議員のバイブルである議員必携にはですよ、この請願に対して、審査に当たって執行機関の意見を尊重するあまり議会の自主性を失ってはならないと書いてあるんですよ。

それとですよ、請願の審査が議会の権限であり、執行機関の意見はあくまで参考にすぎない、ですから可能なものは資料なり事実の確認ですよ。議員必携には現地調査となっておりますけど、これに現地調査を含めてもいいだろうし、そういう資料を議会が始まって1週間後の委員会でしょう。私は1週間あったら情報開示なり何であれ資料はそろえられると思いますよ。

それと、傍聴していたときに、紹介議員が資料の束を掲げて、資料はありますと言ったんだけど、資料を見ることもなかったじゃないですか。私はこの資料もない審査、そして執行部の答弁だけで判断するのはおかしいと私は思いますよ。

○**沖園強議会運営委員長** 議会運営委員会に限らずいろんな委員会であっても、審査の在り方というのは事実関係を確認する。

ましてや、その例えばこういった事実関係にもとるような請願の内容で、市民に事実誤認で誤解を招くようなことはあってはならないと、そのために市当局のほうに事実関係を確認を取ったということでございまして、当然口頭ではございましたが、紹介議員のほうから資料の件についてもございました。開示請求を行った資料らしかったです。その開示請求のそういう何件かの事業について、事実関係はどうなのかという確認は取っております。

○**5番禰占通男議員** それだったら事実確認という言葉が出てきましたけど、その場で紹介議員はですよ、たぶがわきららという言葉を出してるんですよ。そしたら、地方自治法117条にある除斥に当たるんじゃないですか。

○**沖園強議会運営委員長** 非常に不穏当な発言で、いかんともしがたい心境にございますが、それではそのきららじゃなくて、株式会社輝楽里たぶがわですから、その輝楽里たぶがわがどういった不正があったのか、その事実関係を示していただければ判然とするんじゃないですか。非常に不穏当な発言ですよ。

○**中原重信議長** 次に、東議員。

○**12番東君子議員** この議会運営委員会に途中から参加して傍聴したんですけれども、やはりですね、こういうふうに請願が市民から上がってくるということは、これは1人の声ではないと思いますよ。そこまで上がってくるまでかなりの市民の方々が不満に思っていて、じゃあ、その不満が一体どこが原因なのか、そして何も条例で引っかかってない、引っかかってない、おかしくないって言葉が飛び交ってましたけど、市民の心には引っかかっているわけですよ。

じゃあ、何が引っかかっているのか、補助金の金額とかやはりそういうのもしっかりと表に出して、なぜこういうところにこういうふうな金額が下りてるのか、そしてちゃんとした活動であれば、それを正々堂々とおっしゃられればいいんじゃないでしょうか。やはり表に全て出すべきだと思いますよ。何か固められて、その中で話し合われている。やはりそういうところにとっても問題があると思います。（「議長、議事進行、議長、質疑ですか、討論ですか」と言う者あり）

○**中原重信議長** 質疑です。

○**沖園強議会運営委員長** そういった事実関係にもとるような発言に非常にいかんともしがたいんですが、また、そして委員会で審査されなかったことを御答弁することもできないんですけど、あえて申し上げます。

いろいろな補助事業、補助金等につきましては、予算の段階で議会の議決がございます。そして、事業報告に基づいて決算の承認もございます。それは議会の皆さんが、皆さん踏まえてきている事業をやっていると。補助事業ができるような議員になっていただきたいとそういうふうに思っています。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

下竹芳郎議員。

○10番下竹芳郎議員 私は、日程第10号、請願第1号枕崎市議会議員政治倫理条例の制定についての請願に反対の立場で討論いたします。

倫理というのは、議員活動においても、人が社会生活を送るにしても、とても大事また守らなければならないこととございます。

先日の議会運営委員会でのこの請願に対する審査の過程において、補助金、交付金、委託料を受ける団体に市議が属したらいけないのか、具体的にどういうことを規制するのかという問いに対して、明確な答弁をいただけませんでした。そして、この請願書にある議員と行政の癒着という文言も、事実とは相違があるということも明らかになりました。

兼業に関しまして、新聞報道等で地方制度調査会の答申案におきましても、地方議員の成り手不足の対応で、議員の兼業制限の緩和も有効とっています。時代はこのように流れています。

倫理というのは本当に大事なことであります。枕崎市議会基本条例第9章第19条に「議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう行動をしなければならない」という条文があります。当たり前のことですが、このことを大切に守るということをお約束いたしまして反対討論といたします。

○中原重信議長 眞茅弘美議員。

○2番眞茅弘美議員 日程第10号、請願第1号枕崎市議会議員政治倫理条例の制定について、私は反対の討論をいたします。

本市議会には、基本条例が制定されているにもかかわらず、新たに政治倫理条例をつくる必要はないと思います。

先日の議会運営委員会でも、特定の個人、企業または団体のために有利となるように働きかけを行った事実はない、また行政との癒着もないということが明確になりました。

私たち市議会議員14名の考え方はそれぞれあると思いますが、目的とすることは同じだと思います。それは市民の生活向上、そして何よりも幸せです。

経済を危機的状況に追い込んだこのコロナ禍の大変な時期に審議しているときでしょうか。終息の出口はまだ見えておりません。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」コロナ時代の生活様式をしっかり検証しなければなりません。

市民のために何ができるか、私を含め全員が行動、言動を振り返り、改め、思いやりと慈しみの心で、一人一人が質を高め前向きに職責を果たしていけると確信しております。

以上の理由で、私は反対といたします。

○中原重信議長 永野慶一郎議員。

○11番永野慶一郎議員 ただいま報告のありました請願第1号枕崎市議会議員政治倫理条例の制定について反対の立場から討論いたします。

請願の提案理由に、市議が関係する法人及び団体に数多くの補助金、交付金、委託料の支払いが相当以前より現在も続いている。この構図は議員と行政の癒着としか思えないとございますが、6月18日の委員会審査において、そのような事実は一切ないことが明らかになりました。

この請願が提出されたことを受け、私は市民、特にこれからの枕崎を担っていく若い世代の方たちに意見を聞いて回りました。

地域活性化事業、まちづくり事業というのは何もないところ、ゼロからつくり上げていくものであり、これを立ち上げてやっていくには、事業資金もだが、かなりの時間と労力を費やすもので、本当に思いのある人でないとなし得ないことである。よって、補助金等を活用し、地域活性化に積極的に取り組むべきだとの声や、若い世代の議員の成り手不足にますます拍車がかかる等異口同音に反対する声がありました。

議員の成り手不足解消のため、現在は兼業、兼職が禁止されておりますが、これを緩和しようとする動きが全国的に広がっている中で、今回提出された請願は時代に逆行するものではないかとも考えます。

また、このような請願ではなく、兼業、兼職の緩和を図り、議員の成り手不足を解消するような、そのような請願がこの枕崎でなぜ出てこないのか、それが残念だとの声もございました。

最後に、今回意見を聞いて回った中で、このコロナ禍において大変な思いをしている人が多数いる中で、議員として今やるべきことがまだほかにもたくさんあるのではないのですかとの声を本当に多くの方から頂戴いたしました。

国難とも言えるこの事態に、今こそ一致団結し、一日も早く市民の皆様が安心して暮らせる日を取り戻すことが、私たちに与えられた使命であり、議員本来の姿ではなからうかと考えます。

以上のことから、請願第1号に反対して討論といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

日程第10号に対する委員長報告は、不採択であります。

よって、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第10号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第11号及び第12号を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫予算特別委員長 登壇]

○吉松幸夫予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第11号及び第12号について、去る6月19日に委員会を開催し、委員長に吉松幸夫、副委員長に上迫正幸委員を選出し審査いたしました。

委員会では、各般にわたり質疑、答弁が交わされたところでありますが、本委員会は、議長を除く全議員で構成されており、委員会における質疑、答弁及び意見、要望など詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

日程第11号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）及び日程第12号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11号及び第12号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号及び第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第52号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,660万円を追加し、予算総額を170億6,540万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、先般、成立しました国の令和2年度第2次補正予算に計上されているひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業であります。

この臨時特別給付金の基本給付の支給時期について、国は可能な限り8月末までに支給することから、支給対象者への制度の周知その他の事務手続に速やかに着手する必要があると判断し、今回、追加提案という形をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 議案第52号についてですね、既に資料も配付していただいておりますので、非常にスムーズにといいましょうか、早い段階でこういった対応をしていただけるといのは非常に有意義なことではないかと評価をいたしますが、いわゆる追加給付、収入が減少しているところ、家計が急変してですね。

この分は8月3日から受け付けるという形で出ておりますが、予算書を見ますと、基本給付229世帯が対象、追加給付も210世帯になってるんですね。

要するに、大半の世帯を一応見込みとしては追加給付になるんじゃないかと担当のほうでは見込んでいるみたいですが、この家計が急変し収入が減少しているその減少の基準といいましょうか、一般的には企業の場合は50%以下とか、対前年度いろいろと言われておりますが、今度のこのひとり親世帯の場合の減少基準、これはどういった基準になってるんですか、お尋ねをいたします。

○山口英雄福祉課長 追加給付にかかります所得の減少の基準ということですがけれども、この新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降ですね、収入が減少したことということが対象になっておりますけれども、今質問者が言われたとおり、例えば収入の減少が何十%とかそういった基準はございませんで、この収入がどの程度減少したかという確認につきましては、本人からの簡易な自己申告というふうになっております。それで可能ということでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 今、基準はないと言いましたけど、このひとり親世帯の扶養手当は、所得の割合でいろいろ変わってきますけど、この中のひとり親世帯が210世帯ということですか、全体で総数がこれなのか、全体にその所得がある程度あって、対象にならないという分が含まれている

のかを教えてください。

○山口英雄福祉課長 今回の支給対象者について説明申し上げます。

本日、お手元に配付している資料に沿って説明をしたいと思いますが、まず今回のひとり親世帯臨時特別給付金の支給につきましては、まず①と書いてありますけれども、令和2年6月分の児童扶養手当の支給対象者がまずは対象になります。この世帯が207世帯でございます。

それから、②の方々、これはひとり親世帯でありまして、公的年金等を受給しているために児童扶養手当が支給されない方、これが3世帯ございます。それから、③のケースですけれども、これはひとり親世帯ですけれども、収入が超過してもともと児童扶養手当の所得基準を超過しておりますが、今回、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当の受給者と同じ程度の収入に落ちた方ということでございまして、こちらを19世帯というふうに見込んでおります。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[永野慶一郎議員 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第14号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第3号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、計画的な教職員定数改善を推進すること、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを強く要請することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申出がありましたが、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時31分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付してあります。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔に願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関する詳細なものについては、議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いします。

提出された書類に関し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は本市の第三セクター、その中でも従前から非常に気掛かりな株式会社お魚センター並びに南薩エアポートの2つの株式会社についてですね、お尋ねをさせていただきます。

まず、両会社とも今度のコロナ不況といいたまいますか、いろんな影響を受けている実態が出ているんですけれども、お魚センターについては前年度が860万ぐらいの赤字、これまでにない赤字なんです。しかも、3年連続の赤字ということになっているようです。

それから、エアポートのほうもですね、発券業務等がいろいろ、なかなか売上げがなかったということも聞いておりますけれども、エアポートも赤字と。

まず第1点は、この両者について、いわゆる国の、あるいは本市のコロナ対策、例えば持続化の交付金とか何らかのそういったコロナ不況に関わる交付金等のそういうものが検討されているのか、あるいはもう出されているのかですね、その点をお尋ねをいたします。

○新屋敷増水産商工課参事 お魚センターのほうで、今回のコロナの影響を受けたことに対する国県からの助成策ということでありまして、6ページの今回の予算書の中で、営業外利益のところ雑収入という項目がありますが、ここで548万9,000円を計上しておりますけれども、今回、雇用調整助成金、持続化給付金、県の休業要請に応じました休業要請協力金、これらを申請しております、既に一部受給を受けたものもございます。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートにつきましては、コロナの関係、そういう申請とか、そういったことについては聞いておりません。

○9番立石幸徳議員 そこをですね、お魚センターも、例えば本年年明け早々、その小さな水族館とか、いろんな取組がなされて、これから上向きに頑張ろうというようなその直後にですね、コロナというものが襲いかかってきたんですけれども、ただ今度のコロナ不況を踏まえてですね、やはり新たな計画の練り直しといいたまいますか、そういうものがなされないと、これずっとこういう感じで赤字続きで果たしてどうなのかっていうことを思うんですよね。

お魚センターについては、そういった再度のというか、あるいは再々度の計画策定っていうものをどう考えているのか教えてください。

それからエアポートについてはですね、この売上高約5,000万円の約半分を占めるのが給油売上げなんです。この給油売上げをちょっと時系列的に見てみますと、平成27年度ぐらいは2,000万円ぐらいの売上げだったんですけど、ここへきてずっと上がってきてたんですが、昨年が数百万落ちているんですけど、この給油売上げに関する部分は、何かコロナの影響があるわけですか。

その辺の細かいところはちょっと理解しがたい面があるんですけど、それぞれお答えをいただきたいと思います。

○新屋敷増水産商工課参事 今、議員からも御指摘がありましたとおり、お魚センターは3年連続赤字ということで厳しい経営状況になっているんですけれども、令和2年度の今後の取組ですけども、先ほどありましたみなとの小さな水族館が新たにオープンいたしまして、そして2月以降は定期的なイベントも開催してきておりまして、これからというときに今回コロナの影響を受けたところですけども、そうしたことを踏まえまして、令和2年度では、まず、みなとの小さな水族館プロジェクトをさらに推進していこうということや、定期的なイベントを今年度も4回ほど計画しておりますので、そういったイベントをすることで、まずは地元の方々にお魚センターをより身近に感じていただいて、リピーターを増やしていくという取組、それとホームページとSNSを連動させた情報発信の強化、枕崎産にこだわった地産地消の推進、ふるさと納税返礼品をはじめとした通信販売の強化などに力点を置いた取組を進めていくことで、来館者及び売上高の増加を図って経営の健全化に努めていかなければならないとそういうふう聞いてるところでございます。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートについては、そのコロナの影響ということであれば、新型コロナウイルス感染症により人の移動が控えられたことによりまして、航空券手配等の受け取り手数料は減少していると。

これはコロナの影響ということでございますが、給油の売上げの減につきましては、鹿児島県防災ヘリの給油の売上げについてなんです、昨年新しい機体に更新がなされたわけですが、新機体の点検作業等に伴う運航休止というのがございまして、新機体の運航休止により、その部分の売上げが減少してきているということで、コロナの影響とは直接は関係ないところであります。

○9番立石幸徳議員 エアポートの給油の関係、その減少になった原因が今分かったんですけれども、そうすると、今後はまた元どおり給油売上げは伸びていくといいでしょうか、戻っていくとこういうふう理解しとっていいんですかね。

○東中川徹企画調整課長 その給油事業の売上減の要因であります防災ヘリの運航というのはもう既に再開をしております。

それと、その新機体については燃料消費量も前とすると多いということを知っておりまして、今後も安定した売上げというは見込まれるというふうに考えております。

○6番城森史明議員 私は南薩エアポート、地場センター、お魚センターについて質問したいと思います。

南薩エアポートですが、毎年毎年損益が赤字であって、どんどん資本を減らしている状況があるわけですね。この辺のどんどん資本が減っていくちゅうことは非常に大きな問題で、この辺をどう改善するのか。

それと、地場産業センターについても同じであります。この5ページから6ページの損益正味財産を見ますと、4つの分野で小売販売が黒字で、あとが全部赤字になってる。この辺をどう対応するのか。

それと、お魚センターについては、見ますと、赤字の一番の大きな原因は人件費の増加じゃないかと思うんですが、その人件費に対して人件費も増えれば費用は増えるわけですから、それに対して売上げを増やさなきゃならない。その辺の状況はどうなっているのか、質問したいと思います。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートについて、毎年毎年赤字ということで議員からありましたが、南薩エアポートについては、平成15年度以降、途中22年度については若干赤字がありましたが、これまで、全期ですね、令和元年度までを除いてずっと単年度利益を計上しております。少しずつではありますが、その累積赤字の解消はしてきていたところであります。

ただ、今回赤字でその部分がまた若干増えたということになります。

今後につきましても、そのヘリポートの指定化に伴う委託料、それからソーラー事業会社からのメンテナンス委託料として、安定した収入が確保されている中で、今後も経営改善に会社で一体となって取り組むというふうに促していきたいというふうに考えております。

○鮫島寿文水産商工課長 南薩地域地場産業振興センターについて、少し説明いたしたいと思います。

まず、お尋ねの事業分野が4つほどに分かれておりますが、資料提出しております5ページ、6ページのほうで委員からありましたので、まず公益事業といいますのは、地場製品の展示即売事業で南薩地域の地元の地場製品の展示販売の事業を公益事業としているところです。

収益事業につきましては、少しここにも書いてありますとおり、施設の利用促進、貸館事業、貸室に係る事業の部分でございます。

あと、交流販売事業といいますのは、南薩地域ではないほかの地域の地場センターの物とほか雑貨等も少し販売しておりますのでそういった事業になります。

あと、法人事業といいますのは、管理業務の法人管理業務の事業でございます。

戻りまして、3ページ、4ページにですね、当該年度、当年度と前年度の令和元年度正味財産増減計算書とありますが、3ページ、4ページが一括した通常の一般企業の損益計算書ということで御理解をいただきたいと思います。

3ページの中ほどの経常収益計、これが一般企業、株式会社等の売上高に値するものです。数字を申し上げますが、当該年度が1億0,870万程度の売上げがあったということで、前年比、右側のほうに107万程度の減となっております。

これにつきましては、やはり金・土・日の売上げ、またゴールデンウィークや連休の売上げが多いところですが、昨年の6月からの秋にかけて大雨や台風災害、そういったものがやはり天候不良等によりまして売上げが落ち込んだところです。内容的に申し上げますと、売店事業も減少がありまして売店での売上げも減少しているところです。

また、物産展ですね、県内外、東京、遠くは北海道等への物産展のほうに参加をいたしまして、地元の商品を南薩地域地場産業振興センターでお茶、農産物、それと水産加工品、かつおぶし、そういったものを持っていきまして販売をしておりますが、これにつきましても前年比100万程度の減になったところです。

あと、ふるさと納税を含めました電話での注文、メール発送、そういったものは200万以上の売上増となったところですが、あと施設利用につきましてもこちらのほうでも3ページの資料でも分けてありますが、昨年よりも98万2,000円程度増加しております。

これにつきましては、施設の開館利用が増えたということで承知をしているところですが、全体的にやはり100万程度落ちましたので、今後の運営としましては、先ほどお魚センターのほうでも話がありましたが、このコロナ禍ということで、やはりコロナと共存していかないといけない、そういった営業戦略を立てていると伺っております。

内容的には、物産展や物産館での販路開拓や市場開拓はもちろんです、コロナでやはり生活様式、行動変容が起きておりますので、在宅での食に重きを置く家庭が増えたということで、この状態がですね、ある程度一定期間続くのではないかとということを考慮しまして、やはりネット販売でありますとか、これまでのお客様からの電話注文、ファックス注文、そういったお取り寄せ便等を充実させて営業を厚くしていきたいと伺っております。

あと、ふるさと納税の返礼事業につきましても、やはり市内の取扱業者の皆さん、そういった方と登録商品リストも新たにまた増やしながら検討していくと。

それと、市のほうから販路開拓事業ということで、今年度も枕崎ブランド発信事業という事業委託を受けておりますので、そういった中でコロナの状況を見ながらですね、県外の大規模な商業施設等への市場開拓、あと福岡の百貨店等、そういったところの販路開拓、市場開拓も含めて進めていくということで、今後も経営の効率化、経営健全化に併せて地域活性化に資する事業につきましても公益財団法人として担っていくということで先日の役員会でもそのような話があったと伺っているところです。

○新屋敷増水産商工課参事 お魚センターの経営が悪化している部分で、人件費の増嵩が原因じゃないかということでありますけれども、平成30年度と令和元年度を比べたときにも、販売スタッフの給与、事務員の給与、従業員が合計30名ぐらいおりますけれども、昨年人件費が増えた一つ大きな理由といたしまして、直営で麵処みなと食堂がオープンしたことによりまして、そこに人件費がかかっているということと、年々最低賃金が上がっておりますので、その分やはりどうしても人件費が上がっていくということがございます。

○6番城森史明議員 南薩地場産業センターですが、役員が3年前より1人増えているわけですが、この辺の人件費はどうなってるのか。

それと、南薩地場産業センターですが、私も地場産業センターに行く機会があるんですが、非常に施設が老朽化してるんですね。例えば、外側の階段の通路の非常にコンクリートが剥げて、窓ももう開閉ができないとかそういうのが現状であって、たしかもう30年近くなると思うんですが、その辺の長寿命化っていうんですかね、その施設計画っていうのがあるのか、実際。そしたら、財源はどこから出すのかっていうことを質問したいと思います。

そして、お魚センターですが、先ほど地場産業センターの説明に関しては、非常にふるさと納税を活用しているということがあったんですが、お魚センターに対するふるさと納税の効果、それと以前問題になった枕崎牛、この枕崎牛は増えているのか減っているのか、その辺を質問したいと思います。

○東中川徹企画調整課長 まず第1問目は、地場センターと言われましたけど。南薩エアポートだと思います。

役員については、平成30年度からですね、前の執行役員統括部長が取締役に併せて専務取締役ということになっております。あと、人件費につきましては……（「役員の人件費です」と言う者あり）役員の人件費については、その専務取締役の報酬額というふうになっております。

それと、給料手当等についても若干増えておりますが、これについては防災ヘリの緊急時の対応であったりとか、除草作業、それから天文観測会の対応、そういった社員の体制の問題もありまして、そういったことでどうしても時間外が増えるということなどで若干増えているということ聞いております。

○鮫島寿文水産商工課長 南薩地域地場産業振興センターの施設の老朽化についてですが、まず施設のそういった全体的な改修計画というのはまだ策定しておりませんが、今お尋ねのとおり、窓の取付け、サッシ等の開閉ですとか、あと外壁等の老朽化が昭和50年代に建設されまして、長年たっておりますが、耐震化につきましては耐震診断の対象とはなってないところなんですけど、ほかの部分、年次的にエアコン等の空調関係とか修繕等は行ってきたところですが、サッシの関係、あと外壁の関係、そういったものにつきましては、今後必要なメンテナンスといいますか、若干の資金投入をして改善策を図っていかねばならないという課題であるということはこの数年の課題であります。

当面の事業活動の運転資金、それとこういった長期的な維持補修費についての資金調整につきまして、法人として課題としておりますので、今後、計画的な改修が進められるような事業運営をされていくものと考えているところです。

○新屋敷増水産商工課参事 お魚センターでのふるさと納税に対する取組のことでございますけれども、まず令和元年度の実績といたしまして310万程度の売上げがございました。

お魚センターのほうでは、令和2年度でも経営改善に取り組むに当たりまして、ふるさと納税返礼品の売上拡大が重要と考えていることから、本年度は800万円の売上げを目指そうということで計画をしているようでございます。

ふるさと納税返礼品につきましては、取扱商品の見せ方であったり、組合せであったり、商品をPRするためのコンセプトであったり、ストーリーづくりであったり、そういった工夫を行うことで、経費をあまりかけずに売上げを伸ばすことができるところが魅力だと思っておりますので、令和2年度はさらにこの売上拡大に努めてまいりたいと思います。

それと枕崎牛のことでございますけれども、昨年、食品表示が適切ではない方法で表示をしていたということから保健所等からの指導を受けたわけでございますけれども、その後は再発防止策に努めており、現在はふるさと納税返礼品として取り扱っております。

令和2年度6月、もうすぐ3か月たちますけれども、お魚センターで取り扱っている商品の中では今一番売行きはいいというふうに聞いております。

○13番清水和弘議員 私は、お魚センターに絞って質問させていただきます。

まずですね、お魚センター、今この赤字が続いとるわけですけど、その改善策として先ほど答弁してましたけど、定期イベントを実施しとるということでしたよね。定期イベントというその内容についてはどのようなことなのかですね。

それとですね、今本市のふるさと納税返礼品についてはかつお公社が主じゃないかと思ってる

んですけど、お魚センターで取り扱っているふるさと返礼品の品数はどれぐらいあるのか。それとですね、この定期イベントはどのような内容なのか。

それと、お魚センターのテナント料が私はほかよりずっと高いと思ってるんですけど、それでテナントに入りにくいと。これの改善策はどのように考えているのか。それと、人件費の先ほど質問がありましたけど、この人件費については、たしか参事の給料はお魚センターから支払われていないと思うんですけど、その辺はどうなってるのかですね、まず以上お願いします。

○新屋敷増水産商工課参事 まず、今年度計画しているイベントの内容ですけれども、年に4回ほどできるだけコンセプトを持ったイベントをできればと考えているところですけども、例えば、11月24日がいい節の日でございます。これは昨年も実施しましたが、今年も実施しようと思っております。

そして、まず今年で一番最初に計画しておりますのが、7月23日から26日は4連休になっているんですけども、この中にも7月24日ということで、いい節の日が絡んできますので、ここでまず名物のわら焼きタタキの実演、振る舞いでありましたり、カツオ料理教室でありましたり、あとランチタイムコンサートでございましたり、そういったものを7月はやっていきたいと思っております。

それから、8月はお盆の時期がありますので、このときにも何か企画ができればということと、9月にも今年は連休があります。そして、さらにまた11月にも連休が予定されておりますので、そういった中で、去年は地元の水産会社と連携してですね、そのときに限ったイベントメニューを開発して大盛況だったんですけども、そういったことをやっていきたいというふうに考えております。

それから、ふるさと納税の種類は何種類かということでありましたが、令和元年度は26種類の商品を販売しております。

それと、テナント料が高いのではないかとということでございますけれども、そのことにつきましては、各テナントの皆さんと今毎月1回ずつはですね、そういう協議の場を持っておりますので、また話し合いをしながら、お互いが理解し合える形で検討を進めていきたいと思っております。

○本田親行総務課長 水産商工課参事の件費について申します。

水産商工課の参事につきましては、お魚センターの業務担当を命じておりますけれども、これにつきましては第三セクターの指導、監督を行うため、水産商工課長と協力してお魚センターの業務、指導、監督を強化することを目的として担当を命じておりますので、人件費については市のほうから支払っております。

○13番清水和弘議員 今そういう状況にありながらですよ、この3年連続お魚センター赤字ですよ、これが参事の年収というたら私はもう相当なと思うんですよ。これを加えたら、まだ赤字額は大きくなりますよ、これ。そういうことまで援助をしておきながらですよ、なぜこういう状況が発生しとるのか、状況になるのかですよ。

今、参事が定期イベント、4回か5回言いましたけどね。これの利益を上げるために今までと比べてどのようなことを改善して、利益率をどのくらい上げるとか、そういう目標値を持っておるんですか。

それと、私はテナントの料金が高いと言いましたけど、ほかに比べたら高いですよ。私は大隅半島、薩摩半島、これ見て回りました。一番安いところは3万ですよ、坪数も少ないですけどね。枕崎の場合は8坪だったですかね、その坪数が大きい。あれの坪数を小さくしてテナント数を多くしたらいいんじゃないですか、そういう改善策は考えてないですか。

○新屋敷増水産商工課参事 まず、お魚センターが3年連続赤字ということで、どういった経営改善をしていくのかということだと思っておりますけれども、まず令和2年度の計画としまして、先ほども申しましたが、そのイベントを年4回やっていくということにつきましては、市の委託事業

であります国内外観光客誘客事業でやっていくんですけども、この中で、今回はそのイベントに対する広告費はもっと地元の方、観光客にアピールするための予算を頂いておりますので、もっともっと周知を図って入館者数を増やす、そういったことをやっていきたいと思っております。

それと、経営改善を図る上で原価率、仕入れの関係なんですけども、やはりここを重点的に見直しをしないといけないと思っております。そうした中、令和元年度の赤字が大きくなった要因の一つにやはり原価率の部分がありまして、例えばレストランの原価率が昨年は40.5%でしたが、今年は42.1%に上がっております。

そして、鮮魚部門のほうも平成30年度は49%台でしたのが、令和元年度決算では55%ぐらいに上がっておりますので、ここの仕入れの部分をしっかり見直していこうということで、今年度に入りましてからは毎週1回各部門とミーティングをしまして、売上げ、かかった経費、仕入れの部分、そこをしっかりと確認しながら次の週の改善につなげていこうと、そういうきめ細かいところまで今は経営改善を図るためにやっているところでございます。

あと、テナント料の面積につきましては、お魚センターは5掛ける5の25平米に1区画なっております。あとその半区画に入れたらどうかということでございますけれども、現在の中でも0.5区画で入店していただいているところもございます。

○13番清水和弘議員 最後ですけどね、お魚センターのですね、今仕入れの部分を頑張るとるみたいですけど、この仕入れの部分というのは入札で行くんでしょうけど、これは私も聞いとるけど、もうあまりできないような部分じゃないかなと。だから、仕入れの部分、入札におけるこの仕入れ価格とかですよ、そういうのじゃなくしてですね、私が提案したいのはここに枕崎の若い人たちが新規事業を起こさせるようなテナント、安くしてですよ、そういうのは考えていないのか。若い人たちの雇用を創出するためのそういう考えはないのかですね、これで終わりますけど。

○鮫島寿文水産商工課長 現在、チャレンジショップということで、お魚センターのテナント区画を市の事業で、テナント料を2年間見ている事業もございます。

実は、商店街の新規出店と併せまして、実際そういった出店の動きというものがあるところでございまして、今、コロナ禍でですね、非常に今皆さん若い方に限らず出店してみようかという動きの中でですね、コロナのこの状況で先がちょっと見えない中で、まだ検討中というところで伺っている部分もございまして。

議員がおっしゃいましたとおり、引き続きこのチャレンジショップのほうの出店また促す動きを、今コロナも大分影響が少なくなっているところで県内も今まで11名ということですが、そういったものも状況を見ながらですね、また広報紙等で周知をしまして、今少し継続しております商店街の新規出店だったり、このようなお魚センターでのチャレンジショップ、これにつきましても雇用を生み出したり、起業というのも考えていらっしゃる方が市内の方でいますので、そこにも丁寧に説明していきながら、地方創生の一つでもあります大きな雇用の確保、そうした労働力、そして生産性の向上も含めてお魚センターも含めまして、水産商工課のほうではそういった施策を推進してまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 私は、お魚センターの件についてちょっと質問させていただきます。

長期借入金、これ過去、ここ五、六年、毎年1,000万近くこう返済をしてきております。

この長期の借入金なんですけども、令和12年12月までに返済予定であると私認識しているんですが、その確認と、今年ですね、過去五、六年前まで遡って資料を見ても載っていないんですけども、今年4,000万のですね、長期の借入金が発生しているということでございます。

順調に減ってきた借入金の残高、また4,000万上乘せになるということになるんですが、この返済予定の変更とかなないのか、そこら辺も含めてお聞かせください。

○新屋敷増水産商工課参事 今、お尋ねのありました今現在借入れをしている長期借入金ですけども、ここにつきましては議員がおっしゃいましたとおり、令和12年10月が返済期間となっ

ております。

それと、今回の予算にも出ておりますが、新たにまた4,000万円の長期借入金が出ておりますけれども、これにつきましては10年返済計画で令和12年6月までが返済期間となっております。

○11番永野慶一郎議員 今回のこの4,000万は別枠で返済を行っていくということですかね。

借入れが増えたことには変わらないということなんですけども、先ほどいろいろほかの皆さんからも質問があったように、どうやって取り組んでいくのかと、赤字を改善していくのかということで、参事のほうからもいろいろ答弁がございましたけども、先ほど原価率を今年は下げていくというような答弁がございました。

昨年市長のほうからですね、レストランの提供する食べ物の付加価値を高めてですね、クオリティを高めて、そういったことですね、収益を上げていくというようなことを私お聞きしたんですけども、原価率を今回下げて、今年も引き続きそのような形で収益を上げていけるのかどうか、どう考えてらっしゃるのかをお聞かせください。

○新屋敷増水産商工課参事 昨年の10月からレストランメニューにつきまして、まずドリンクバーを導入いたしました。ドリンクバーですね。

それと、地魚刺身定食と新しいメニューを加えまして、客単価の部分でいきますと、令和元年度の9月までと10月以降では50円ほど1人当たりの単価が上がるようになっております。

○鮫島寿文水産商工課長 少し借入金のことについて申し上げます。

私のほうから全般的にですね。御承知のとおり、コロナ禍におきまして令和2年3月あたりから市内の事業者のほうも手元資金、資金調達ということで融資相談がございまして、この中でさきの議会、今議会でも80件、100件程度の融資の相談があって、実際に融資実行もされております。

その中で、お魚センターにおきましても同様に売上げが4月、5月と減少が非常に大きかった。内容的には50%、四十数%の減ということでございましたので、他の事業所と同様に国の無利子、無担保、セーフティネット対応資金であります危機関連のそういった資金の調達が必要ではないかということで、私ども水産商工課も含めて取扱いの金融機関と協議をさせていただいたところです。

その中で、今回、当面の運転資金といいますか、事業資金ということで満額の4,000万、一般企業も3,000万、4,000万の最大限の融資限度額ということで、借入れの承認が得られた場合には4,000万借りているところなんですけども、それと同じような考え方で、お魚センターにおきましても少しコロナの収束が見えない中で、短期で1,000万でもいいかなという話もあったんですけども、やはり最大限4,000万資金調達をしておくことで、おおむね今年度の事業計画・事業運営を進めていく中では、取扱金融機関、また会計士のほうとも相談をしまして、4,000万という融資限度額、満額を用立てていただいたというところでございます。

○11番永野慶一郎議員 ただいま課長から答弁ございましたけども、この1年だけのマイナス分を見込んでですね、このコロナ騒動における、減少することは間違いないと思うんですね。

その1年分を見込んでなのか、今、今年はこれで足りるって言ったんですけども、これ長引けば、さらにまた借入れをしないといけないような状況も起きてくるんじゃないかなと思うんですけど、今後その二、三年後、5年後を見越してどのような今話がなされているのかお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 担当参事がおりますが、資金調達という面では水産商工課のほうも入って協議をしたところですが、お魚センターの年間売上げが約1億四、五千万ということでしますと、一月の売上げというのは1,000万を超えていくのは当然だと思います。

そうした場合に、先ほど少しありましてとおり、流動比率的にもですね、やはり200%ぐらいあればいいんでしょうが、それも200%を切ってる状況、そうした中で、手元資金がどうしても

必要になりますので、月々の1,000万という売上げを考えますと、その減少幅が50%であれば月500万減っていくと、10か月ぐらいで5,000万になりますので、当面は私のほうとしましては、50%の減少というのは4月、5月の緊急事態宣言のあった期間だけであって、今後はできれば通常の100%ベースまで売上げを持っていくのは難しいかもしれませんが、希望的には120、130%の売上げを秋以降目指して、3月、4月、5月、の売上げの減少幅を取り戻そうという考えがございますが、やはりリスク管理としましては、70、80ぐらいにとどまるのではないかと低い設定も考えなければならない。そうしたときには、4,000万の用立てというのはここ1年は十分それで賄える。よければ2年ぐらいはこれで十分もつと見立てをしております。

ただ、第2波、第3波の到来によって非常に厳しくなることもあります。先ほど申し上げましたとおり、この4,000万で、できれば今年度、来年度までの資金調達は仮に1年としますと2,000万ですので、今期、減価償却前を含めても赤字となりますが、先ほど議員がおっしゃったとおり現行の借入金の返済も元利償還を含めまして約1,000万を超えますので、そういったものも含めると、2年程度を見込めるのかなと考えているところではあります。

○11番永野慶一郎議員 最後に、ちょっとその融資の件でお聞きしたいんですけども、無利子で10年間で返済ということですよ、令和12年6月までとおっしゃられたので。

据置期間とか無利子の期間が2年とか3年、今一般企業で出されてる融資ってそういうのが多いんですけども、今回融資を受けたその返済方法、それはどうなってるか最後にお聞きいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 お魚センターの今回の借入金の資金の内容につきましては、先ほど申し上げました国の無利子、無担保融資に伴うセーフティネットの対応資金は、県の新型コロナウイルス関連の緊急経営対策資金というのがありますが、これに類する資金の調達を行ったところ

です。内容的には、鹿児島県の信用保証協会の危機関連保証という融資をいただいたところです。具体的には、参事のほうから据置期間等、利息については説明をさせます。

○新屋敷増水産商工課参事 まず、据置期間につきましては2年間でございます。

それと、お魚センターが受けました県信用保証協会の制度につきましては、県の融資制度では3年間で実質無利子だったと思えますけれども、このときの利率が1.9%なんですけれども、お魚センターの場合は県の信用保証協会の制度ということで、1年目から利子の返済が発生してしまうんですけども、そこは1.9の部分です、0.975に見直していただくことで、結果といたしまして、10年間県の融資制度を受けたときには3年間無利子で4年目から利子の返済が始まりますが、お魚センターは最初から始まりますけれども、10年間のトータルで見たらほぼ一緒ということで、金融機関のほうに努力をしていただいたところがございます。

○5番禰占通男議員 エアポートについて、事業計画書、予算書もありますけど、この11ページの旅行代理業についてコロナウイルスで厳しいということで条件下に、ここにも書いてありますけど、30期の利用状況の大まかにひっくりめた件数、そして事業計画による件数ちゅうのはどのように変動するんですかね。

○東中川徹企画調整課長 ちょっと確認をさせていただきます。旅行業の関係の件数ということですか。——旅行業の関係の決算等出てるわけなんですけど、この件数等までですね、こちらのほうではちょっと確認はしていないところでもあります。申し訳ございません。

○5番禰占通男議員 決算でも、何ていうかな、受け取り手数料になると思うんですけど、コロナ感染症の影響でここにある旅行業が元に戻るということもあんまりいつになるかちゅうことも分からないし、例えばこの予算書によると、この委託手数料ちゅうのが増えている30期の決算額より、給油の売上高による手数料っていうのは、先ほどほかの議員からありましたけど、本市のこのエアポートの収入は、ほとんどがこの給油手数料と、エネルギーの委託料のこれと旅行業な

んかの手数料だと思うんですよ。

そうした場合、やはりこれは予算書では増えてるし、これをどのように案として出したのかわかって今そこを思ってるんですけど。

○東中川徹企画調整課長 確かに今予算書のほうで30期決算額と31期目の予算額ということで、決算額81万9,902円に対して31期予算では100万円ということで計上しているようでございます。

その左の事業計画のほうを見ていただきますと、旅行業については確かにコロナウイルス感染の影響などで先行きの見えない状況にはあるんだということで、このような現状ではあります。現在取引のある行政、団体、企業、個人等のお客様を大切に、そして旅行企画の提案でありますとか、チケットの配達、地元観光バス会社と連携をして、団体取扱いなど積極的に取り組んでいく。そして、個人、企業の取引を増やしていきたいということで、30期の決算については、2月あたりからほとんどないということを聞いておりますが、31期目の予算については、そこらを何とかしていきたいということで、100万円計上しているものというふうに思います。

81万9,000円を100万にとということで、その詳しい内容までは確認はしておりません。

○5番禰占通男議員 今、本市も宿泊券、県によっても宿泊券ということで県の方は相当インターネットなんか初日からパンクして、私もアクセスしたんだけど、アクセスすると同時にもう表示されないし、それになってその後はもう取り組んでないんですけど、この枕崎市にこういったいろんなチケット、団体の旅行等に対してサービスがあるということ、これはいいことですよ。

そして、あと市民の方がどんだけこういうことを知ってるのかということも私は疑問なんです。私も利用したことあるけど、チケットなんか配達してもらってますよ。配達せんでいいから取りに行くちゅうけど、やっぱり持って来てくれる。それはありがたいことなんです。

だから、金額的には少ないですけど、やはりどっか町なかで受渡しできるとか、相談できるとかいうやはりこうなんか考えを改めるといふんじゃなくて、いい考えがあったらそれに組みんでもらいたいなとこれは要望しておきます。

できれば観光案内所なりに申し込んだら、そこでどうのこうのという手続もあると思うんですよ、考え方によっては。そういうことです。

○4番沖園強議員 質疑は3回ということで、何点かまとめてお伺いしていきたいと思います。

まず、お魚センター、先ほど4,000万の長期借入れについては御説明がございました。そして、償還方法等についても御説明がありましたんですけど、この28期の決算を見たときに正味運転資金が非常に気になる。前年度と比べて1,300万ほど減少して812万になってしまっているということですよ。

そういった中で、先ほども御答弁の中であったんですが、長期借入金の元利返済が1,000万を上するというんですが、これ詳しく今の残高で見ますと1,500万ぐらいですよ、元利償還がね、そうなるかと思えます。

ただ、本市は28期の現在高で長期借入金、末の残高で1億1,900万程度の損失補償が残っているということなんですけど、この4,000万の償還方法は先ほど説明がありましたので、その損失補償との関係といますか、早く言えばキャッシュフローをどのように分析されているのかと、取締役会等で。その辺をお示ししていただければありがたいなと思えます。

それと2点目に、29期版、今度の令和2年度の予算の原価率を先ほど説明があって、レストラン部門を40.5%程度に持っていくんだと。ただ、私も自分なりに統計をずっと取っているんですけど、売上高に対する売上原価という部分で単純に算出した部分では、毎年五十二、三%の原価率になってると。

それが令和2年度の予算で47.2%が算出されるんですけど、果たして可能なのかというふうに若干、疑問に思ってるんですけど、確かに経営努力をするということで高めの数値を掲げるとい

うのは大事なことだとそういうふうには思います。ただ、果たして可能なのか不可能なのかと思われる予算計上というふうになっているんじゃないかなど、これでは我々その運営状況を分析しづらいと。

やっぱり例年の実績に基づいた数値を出してもらわないと分析ができないと、そういったことで、そういう取締役会等でその原価率と総売上率、利益ですね、に対してどのような検討がなされているもんか、お聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、一般管理費の500万程度の増額の部分で販促費250万程度のこの増額は今から努力するんだということで理解できるんですよ。ただ、営業利益は200万の赤字を見込んでいると、今度の予算で、ですよ。200万程度の赤字を見込む中で人件費は460万、先ほど御説明があったんですけど、スライド部分もあったり、最低賃金の値上げがあったり、そういった部分もあるんですけど、この辺について、どうしてもその収益率からいって、どのような分析をされているのかなと思いますのでお聞きしておきたいと思います。

それと、平成22年の予算・決算特別委員会に示された10か年の経営改善計画と比較して新たな固定資産増によって減価償却費が増加しているんですが、その28期における固定資産増の増は何だったのか、お示しいただきたいと思います。

あと、南薩エアポートにお聞きしておきたいと思いますが、先ほどから何人かの議員の皆さんが指摘されておりますように、委託事業と旅券発券事業でなっているこのエアポートは、なぜ赤字になるのか、ちょっと理解に苦しむんですよ。大きなショックを受けております。

決算書に示された事業報告では、半年間の防災ヘリの運航停止、コロナウイルスの影響としてあるんですが、その赤字になった要因というものをどう分析されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、地場産業センターにおいては、先ほどからも指摘がございましたが、令和元年度の決算で1,300万の赤字、減価償却費が820万程度あるんですが、それに加味してもですね、正味財産がずっと減少し続けてきているんですよ。正味財産といえば建物等の部分も含まれてるんですけど、実際の運転資金流動化比率、年々減少してきてるんですよ。

運営状況が非常に硬直化してきているということで、これは市長にこの状況をどう考えてるのかお聞きしておきたいと思います。

○新屋敷増水産商工課参事 まず、融資保証と損失補償の関係につきましては、どのような検討がなされているのかということでありまして、先ほど今回新たに受ける融資制度のことについてちょっと説明があったんですけども、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、県内においても多くの事業者が資金繰りを安定させ、事業を継続していくために新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金などの融資制度を利用されているところでございますが、お魚センターにおきましても今年の3月以降、影響は顕著となりました。

そうした中、県外からの観光客も多く利用されることから、感染拡大防止に努めるため2階レストラン部門が4月13日から休業、また4月25日から5月10日までは鹿児島県の休業要請を受けて全館臨時休館となりました。

売上げの柱となりますレストランが4月13日から休業し、資金繰りが苦しくなることが予想されたために、4月25日に臨時の取締役連絡会を開催し、その中で今後の営業再開後の売上予測や昨年度の実績から固定費などを算出、さらに現在借りております損失補償のかかる長期借入金、これがどういった返済になっていくのか、そういったもろもろを全て3パターンほどシミュレーションをいたしまして、そうした中で事業の継続と雇用の維持を確保するため、新型コロナウイルス危機関連保証の融資制度を受けて、資金繰りを安定させて事業継続をしていくという方針を取締役連絡会の中で決定したと聞いております。

それと、キャッシュフローの部分ですけれども、これにつきましては令和元年度末で期末現預

金高が1,500万ほど減少したわけですが、その理由ですけれども、令和元年度の当期純損失がマイナス859万7,501円に對しまして、内部留保財源となります減価償却費が780万8,257円ありますが、この差額でマイナス72万7,244円になります。

そして、今借入れをしております1億2,000万ほどのその返済の部分が1,011万0,215円、さらに令和元年度に購入した固定資産等がありまして、それが現預金を減少させた主な要因であります。

あと、原価率と売上総利益の関係でありますけれども、まず令和2年度の売上げの予算なんですけれども、昨年度の実績が約1億4,700万に對しまして、令和2年度の予算は1億5,580万ほどと約820万円増えておりますが、この理由につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けてまして、既に一番の稼ぎどきでありますゴールデンウィークは休館しておりますので、そうしたことから、レストランの売上げにつきましては約560万の減額、また観光客も少なくなることを予想しまして、お土産品などを取り扱う受付部門でも350万ほどの減額を見込んでおります。

そうした一方で、市の委託事業であります国内外観光客誘客事業、これが令和2年度は元年度と比べまして400万ほど増えております。そして、ふるさと納税返礼品の売上げにつきましても、昨年300万から今年は800万ほど、500万ほど多く計画を持っております。

そして、レストランの売上げが減少しましたが、直営で麵処みなと食堂をオープンしておりますが、その売上げが計画では770万ほど見込まれるということで、予算としてはそうなっております。

そしてまた、その一方で、原価率が今期は47.2%ということで低く設定されていて、これが達成できるのかということでもありますけれども、これにつきましては、まず国内外観光客誘客事業につきましては事業費収入でございますので、これについては仕入れが発生しないということで、その部分で原価率を抑えられるということと、あとみなと食堂なんですけれども、レストラン部分につきましては原価率を今期は39%で設定しておりますが、麵類の部分につきましては、ここを二十数%まで抑えるということです。

そして、先ほども言いましたが、鮮魚部門につきましても令和元年度は55%だったのを49%まで下げるといった計画、そういった各部門の仕入れのところをしっかりとやってですね、原価率を抑えるということで経営改善を図っていきたいという予算の組み方になっているようでございます。

営業利益が200万ほど赤字を見込む中での人件費460万ほどの増額のことですけれども、これにつきましては、国内外観光客誘客事業で、今回企画立案能力の優れた社員を1名雇用しております。

その職員によりまして、先ほどから言っておりますイベントの開催でありましたり、ふるさと納税の売上拡大でありましたり、情報発信でありましたり、そういった部分を今回採用した社員が担当していくということ、そして直営で開設しました麵処みなと食堂に販売スタッフが3人いるということで人件費が増えてるところでございます。

固定資産の今期増えた部分ですけれども、令和元年度に設備投資をした部分がですね、1階ホール及び2階フロアの冷暖房設備の改修、それと2階レストラン厨房の自動洗浄機の購入、みなと食堂の部分で冷凍麵の解凍調理器、わら焼きタタキ施設の更新及び関係備品の購入等で739万0,616円増えているところでございます。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートについての赤字の分析をどのようにということですが、先ほど若干申し上げましたように、令和元年度の赤字につきましては、安定した収入源であります鹿児島県防災ヘリコプターへの給油売上げ、これが点検作業等に伴う運航休止によって減少したということと、新型コロナウイルス感染症により人の移動が控えられたということで、航空券の手配等の受け取り手数料が減少したことが収入面における主な要因であるというふ

うに思っておりますし、さきに行われました取締役会、総会等でもそのような説明があったところでございます。

それと、先ほども若干申し上げましたが、逆にこの一般管理費の部分が aumentando ということも併せて要因になっているものというふうに考えております。

○前田祝成市長 地場産業振興センターの件で御質問ございました。

正味財産が硬直化していて非常に厳しい状況であるということですのでけれども、将来予測を考えたときに今協議されている第三セクターの中ですら、やはり地場産業振興センターは開設以来30年たちましてですら、ある程度の一つの成果といたしますか、役割という部分についてはですら、ある程度こう見えてきたのかなというような認識がございます。

今後、この地場産業振興センターの売上げを含めてですら、将来的な収益という部分についてはですら、非常にやっぱりおっしゃられるように硬直化してきていまして、昨年はふるさと納税等でいろんな新たな売上げも立ててはいるんですけれども、売店の売上げでありますとか、物産展の売上げでありますとか、物産館での売上げというのはやはり硬直化しているなというのは認識しているところです。

そういった意味で、第三セクターのいろんな施設を考えたときに、将来どういうものがあるべきかという部分についてはですら、総合的に判断しないとイケないのかなという認識でございます。

○4番沖園強議員 いろいろ御答弁いただいたんですけど、一般的に正味運転資金あり高についてはですら、単純に流動資産から流動負債を差し引いたそれが正味運転資金になってるわけですよ。

ただ、実際の正味運転資金は、流動資産の中にある現金預金を省きなさいと。何でもかちゅうと、長期借入金からもそこに補填されている向きが強いと。だから、本来の正味運転資金として捉えるのはあまり芳しくない、こう分析、解説論等があるんですけど。特に先ほど来からありますように、お魚センターの流動資産の中の現預金には、経営改善計画10か年の当時の長期借入金から調達した部分が株に含まれているというふうにいわれるんじゃないかなと思っております。

28期決算では長期未払金も発生してるんですよ、すなわち不良債務です。508万程度発生しております。また、29期でも長期未払金437万計上してございますよね、そういった予算書になっております。

まさに先ほどからるるいろんな議員の方々から指摘がありますように、火の車の運営状況が続いてると、そういったことが容易にこの予算決算書を見れば予測できますよね。その正味運転資金について、その取締役会等ではどのような検討がなされたもんかなというふうにお伺いしたいんですけどよろしいでしょうか。

それと、お魚センターは平成4年に開業して29期目に入ってるんですけど、建物本体の耐用年数は34年ですよ、34年になってると思います。

先ほど申しました平成22年の予算・決算特別委員会に示された資料によりますと、そのときも非常に経営は厳しかったもんですから経営改善計画をつくったんですけど、当時の帳簿価格は1億4,859万6,000円だったと。その時点で仮にですよ、あつてはならないことなんですけど、お魚センターを解散した場合、補助金適正化法に基づいて補助金返納額は幾らになるのかというふうな試算をした資料をもらったことがあるんですけど、国庫補助金につきましては2,800万程度、県補助金につきましては1,200万、市の補助金も1,200万程度の計7,080万程度の補助金返納が生じるだろうと。だから、安易につぶすことはできないんだということで健全化計画をつくったわけですよ。

29期の現在の帳簿価格が、8,900万に今下がってるんですけど、約半減しておりますよね。仮に現時点でお魚センターを閉鎖した場合、目的外に使用した場合、補助金の返納額はどれぐらい

発生するのかなと思ったりもするものですから、その辺の検討がなされているのかお聞きしておきたいと思います。

それと、エアポートについてですが、旅券販売の受け取り手数料の減収は理解できます。ただ、半年間の防災ヘリの運航停止等が影響したと言われるんですけど、29期と30期の給油売上高から給油仕入高を差し引いた場合、29期では368万9,000円程度の利益が出てるんですよ。30期では440万6,000円程度の利益が出ている。むしろ利益率は上がってるんですよ。

ですから、80万程度利益が上がっているのだから、果たして防災ヘリの運航停止が赤字の原因になったのかなというのはちょっと理解しがたいところがあるんですけど、先ほどから説明、質疑等があったんですが、一般管理費が非常に増嵩しているということなんですけど、360万程度増えてますよね、一般管理費が。その点が人件費なんです、役員を含めたあそこの従業員が4名体制ですよ。一般管理費の在り方を検討していかないと赤字が続くと思うんですが、取締役会等ではどう検討されたものですか。

○新屋敷増水産商工課参事 まず、長期未払金のことでございますが、令和元年度決算で約508万円の長期未払金が出ておりますけれども、これにつきましては1階フロアと2階フロアの中央水槽付近の空調機器が以前から故障していたんですけども、観光客やお客様に対し、観光施設として快適な環境を提供するため空調機器を8年の96回の分割払いで購入したということと、あとレストラン厨房の自動食器洗浄機が今年の7月に使用不能になり、お盆の繁忙期を控えて業務効率化を図るため、7年の84回の分割払いで購入したことにより発生したものであります。

そして、今回、この約508万の長期未払金につきましては、その契約をしたときから令和元年度中にその分割払いで支払った額がこの508万6,800円になります。

そして、この令和2年度の予算書で長期未払金437万9,000円として計上してございますが、これは来年この未払金が残るという意味なんですけれども、2年度中に返済する部分はこの508万6,800円から差し引いた部分を返却いたしますので、来年度のこの決算書の表記の仕方としましては、この長期未払金も固定負債の部分になりますので、長期未払金返済分となりますか、そういった計上の仕方になっていくと思います。

それと、取締役会で正味運転資金のことを検討はされたのかということでもありますけれども、ここににつきましては、先ほど融資制度の件で御説明したんですが、シミュレーションの中では現預金が1,200万ほど残があります。その時点からのシミュレーションをしております、この正味運転資金のことからの議論はなかったというふうに聞いております。

それと、仮にお魚センターを解散した場合、補助金の返納は幾らかというのを取締役会の中で検討されてるかということでもありますけれども、そのときの取締役連絡会におきましても、まずは融資を受けて資金繰りを安定させて、雇用の維持と事業の継続を図っていくという議論が中心でありましたので、その補助金のことについては議論はなかったというふうに聞いております。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートの関係であります。議員からありましたその給油売上げに係る利益の関係、29期、30期ということではちょっと私が今見るところでは利益部分は30期のほうが減ってるんじゃないかと思いますが、それは後もって数字を確認させていただきたいと思います。

あと、販売費、一般管理費については、前期と比較した場合でも94万円程度増となっております。

取締役会等での一般管理費の在り方の検討ということでございますが、取締役会、株主総会におきましては、この中で説明がありましたのは、人件費の部分、給料手当については先ほど申し上げましたように、時間外が増えることによって増になっているということと、法定福利費についてそれに伴う給料手当等の増に伴う増となっているというような説明がございましたが、そのほかにその部分について検討といいますか、御発言といったのはなかったように思っております。

○4番沖園強議員 最後に全体的な部分でお聞きしときたいと思いますが、お魚センター、南薩地場産業振興センター、南薩エアポート、本市にとってそれぞれの施設が市長も申し上げられましたように、非常に公益的な、大きな役割を担っていると思うんですね。それを担っていると認識している中で、厳しい経営状況を強いられているということも事実でございます。

ただ、いろんな指摘がございますように、こうして赤字体質がずっと続いていくということは、全体的に検討しなければいけないだろうと、市長も御答弁なさったんですけど、私の考えを申し上げさせてもらって恐縮なんですけど、例えばですよ、似たような運営形態、地場産業センター、お魚センターを合体できないものかと、どっちも管理費が発生してますよね。そして、似たようなものを陳列してあると、運営形態が似ていると。たな子とテナントとの違いもございますけど、そういったものを合体できないのかなと、そして管理費を軽減していけないのかなという思いを持っております。

そこで、お聞きしておきたいんですが、地場産業センターとお魚センターを合体できない何かこうネックになるハードルがあるものなのか、その辺をお聞かせいただければありがたいです。

それともう一つ、お魚センターは本市が筆頭株主ですよ。元利返済で非常に厳しい経営状況だというのはずっと以前から指摘されてきた。ここで思い切って本市が出資を新たに増資して、そういう長期借入金を繰上償還なりできないものかなと。本市にとって非常に大事な施設ですから、そういう検討はできないのかなと思っているんですけど。

それと、エアポートについては先ほど時間外の対応等で人件費が増嵩しているということなんですけど、今の常駐の時間外が出るちゅうことは常駐の4人体制で足りないのかどうか分かりませんが、草刈りとか除草作業とかあいつたものを委託して何かこうできないのかなと思うんですが、お聞かせいただきたいと思います。

○東中川徹企画調整課長 除草関係だけ私のほうから若干説明を申し上げますと、除草については太陽光発電設備内の部分はですね、委託等、例えばシルバー人材センターであるとか、石を飛ばして破損させるおそれもあるということで請け負っていただけないということで、どうしても職員がですね、気をつけながらやるということで聞いております。

○前田祝成市長 今、議員から全体的なことということでですね、この3法人の話がございました。

まず、1つ目のお魚センターと地場産業振興センターを合体できないかという話がございました。当然、これは私就任したときからですね、その辺りも考えというか、感覚的には持っておりました。

実際、市民の皆さんとかお話を伺うと、同じような施設があそこに3か所あっていいのかという話は前々から聞いておりましたので、その選択肢としてはあるのではないかなという認識はございます。

その中のネックという部分なんですけれども、ちょっとここはスピーディーに判断していかないといけないだろうというふうに思っておりますが、法人格の違いというのがまず1つあって、株式会社と違うということ。それと、あとやっぱり固定資産ですね、建物の在り方ですね、もし一緒になったときに建物をどう今後運用していくのかとかという部分もあろうかと思っております。先ほどございました補助金の関係も当然あると思っております。一緒になるとしたときですね、ネックというのは当然あろうかと思っております。

ただ、そこはですね、明らかにした上で最終的な判断というかですね、政治的な判断ということをしていく時期に来ているのではないかなという部分は考えております。

ただ、先ほど手元資金、キャッシュフローの話とかもあつたんですけども、今回の融資にしましては基本的には私もやはりこのコロナの影響っていうのは、やっぱり一、二年は続くであろうと、非常に不確定な状況の中でどちらかというかと合体っていうのはアグレッシブな、前向き

な、当然合体にならないといけないであろうと。そこをですね、ここ一、二年でっていうのはリスクとしてある可能性もあるなど。ただ、そこはコロナ云々はあまり考えたくはないんですけども、そこも判断材料の一つになるであろうなというふうには考えております。

資金繰りに関しましては、先ほど水産商工課長、参事から申しあげましたけれども、4,000万の今回の融資に関しましてはですね、もう本当にこの手元資金を何とかやりくりしながらですね、事業の継続を続けるということで私自身も割り切ってですね、考えている部分がございます。その辺りはやっていかないといけないなということです。

先ほどからお魚センターについてですね、いろんな議員の皆様方から3年連続の赤字という部分についても御指摘いただいております。ここに関しましてはですね、その原因は固定費とかいろんなマネジメントの部分はあるかと思っておりますけれども、まずは売上げが足りないということだと思います。

そういう損益分岐点売上高まで売上げが達してないというのはですね、もう基本的なベースだと思ってましてですね、1億6,000万売上げを上げないと今の固定費の体系ではもう駄目だと。

要するに、先ほどのいろんな家賃であるとか、いろんな市からの支援であるとかを除いた部分の原価率の反映される部分での売上げでいうと1億4,000万ぐらいしかございません。ですので、そこを2,000万上げるってなったら相当な努力が必要だということも認識しております。

その辺りも含めてですね、担当参事、そして現場の販売力といいますか、マーケティング力といいますか、そこを上げていかざるを得ない状況だなというふうに思っております。その辺りも含めてですね、今取り組んでいます。

昨年年初、あるいはこの昨年の6月議会の中でいろいろ議論になりました人事的な部分とかですね、いろんな一つのごたごたとは言いませんけど、いろんなものがございました。

ただ、そこも10月以降はですね、先ほど参事からもございましたけれども、お魚センターのレストランの売上げであるとか、前年比を超えている月もほぼほぼ毎月そういう状況でございました。

いろんな水族館の取組であるとか、集客のためのイベントであるとかそういうところも取り組んでおりまして、ようやく動きが軌道に乗りつつあるのかなというふうに思っております。コロナ禍でありますけれどもですね、その辺りをしっかりと取り組んでいながらやっていきたいというふうに思っているところです。

なので、増資というののもやはりかなり積極的な施策だというふうに思いますが、そこについては、やはり将来的な売上げの予測といいますかですね、見込みだとかですね、その辺も含めた形で十分慎重に検討するべきかなというふうには思っています。

そこについても、市として増資するという部分もありますし、今ちょうどコロナの時期でいろんなファンドがあったりとかですね、国がっていうようなところもあったりとかしますので、その辺もいろんな選択肢を私自身も探したいなというふうに思っています。

なので、その辺りでやはり皆さん思われてると思っておりますけれども、やっぱり公益的な施設でもあるし、お魚センターについてはですね、特に観光客を呼ぶためのランドマークでもあるということですので、そこをどうつくり上げていくかということについてはですね、ここ一、二年しっかりとやっていきたいなというふうに思っているところです。

それと、南薩エアポートの委託業務のことについてはですね、ちょっと私認識がそこまでなかったものですから、実際その辺も検討の材料かなというふうには考えます。固定費のところの管理についてもですね、オペレーションも含めてもう一回徹底しないといけないなというふうに思います。

今回の赤字になってしまったということの主要な要因は、やはりその売上げのところが休止中に立たなかったという部分もあります。原価率も下がっていますし、今期の仕入れの契約も非

常に安い価格でというかですね、できているようでございますので、その辺りはへりが動きさえすればある程度は確保できるのかなと。

ただ、おっしゃられるように、固定費の部分の管理っていうのはオペレーションも含めてですね、徹底して厳しく見ていかないといけないだろうなというふうに思っております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和2年第3回定例会を閉会いたします。

午後0時5分 閉会

一般質問の要旨

令和2年 第3回定例会一般質問及び要旨

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
①立石 幸徳	コロナ後の本市活性化について	<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響で、過密社会より過疎社会での生活を希望し、日本社会は都市集中から地方分散へと動きを強めている。本市にとってチャンス到来と言える。今後の本市活性化をどのように考えているのか</p> <p>2 外食や観光の分野は、大きな打撃を受けている。「味のまち枕崎」の今後の戦略について</p> <p>3 花卉、唐芋、お茶などの地域農業の立て直しについて</p>	市長 課長
	JR九州の赤字路線公表について	<p>1 JRと地元との利用検討会について</p> <p>2 抜本的な対策は、いつを目標として策定されるのか</p>	市長 課長
②城森 史明	枕崎市人口ビジョンについて	<p>1 人口の将来展望において、令和7年は1万8,800人となり、第1期の目標より1,200人減少している。第1期の結果をどのように検証し、第2期の人口推計を行ったのか</p> <p>2 独自推計に当たり、合計特殊出生率と移動率についての考えを基に行ったとあるが、移動率の考え方は具体的にどのような考え方なのか</p> <p>3 合計特殊出生率は、過去どのように推移しているのか。令和22年までに2.07程度まで上昇すると仮定しているが、どのような検証を行ったのか</p> <p>4 本市の社会増減の過去の推移はどうなっているのか。今後の推移をどのように検証し、目標値を設定したのか</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>新型コロナ対策について</p>	<p>5 政策分野2の中で、「移住・定住希望者に対するサポートの充実を図ります」とあるが、具体的にはどのような内容か</p> <p>1 災害時における避難の在り方及び避難所における運営マニュアルはどうなるのか</p> <p>2 本市独自の第1弾の支援額は、県内の他自治体に比べ少ないとの市民の声である。ふるさと応援基金を活用し、コロナ危機に直面する市民のために、他自治体に比べ遜色のない財政出動をすべきではないのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
<p>③豊留 榮子</p>	<p>新型コロナウィルス感染症対策について</p>	<p>1 中小零細企業への影響と現在の状況について、さらに経営と雇用を守るための本市独自の支援策は</p> <p>2 小中学校の児童生徒、教職員への影響と現在の状況について</p> <p>(1) 児童生徒と教職員の健康を維持し、不安とストレスを和らげるための取組状況について</p> <p>(2) 児童生徒の不安の解消や、学力向上のためにも教職員を増員する考えはないのか</p> <p>3 市内の病院、福祉施設等への影響と現在の状況について</p> <p>(1) 経営と雇用を守るための本市独自の支援策は</p> <p>(2) コロナ患者受入れの病院に限らず全ての医療機関に支援をすべきと国に働きかけるべきではないのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
<p>④永野慶一郎</p>	<p>BCP（事業継続計画）及び緊急時の対</p>	<p>1 市役所におけるBCPについて</p> <p>(1) 今回の新型コロナウイルスの事態を受け、新しい生活様式を取り入れる企業もあったが、本市で</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	策について	<p>は職員のテレワークや時差出勤等、実施はしたのか</p> <p>(2) 市役所内で感染者が出た場合の対策はどのように考えているのか</p> <p>① 来庁者が感染していたことが後から判明した場合</p> <p>② 職員が感染した場合</p> <p>(3) 今回のようなウイルスによる感染症対策は、本市の業務継続計画に記載されていないが、早急にマニュアル等を作成するなどして対応したのか</p> <p>2 梅雨に入り、大雨による災害や台風の時期になってくるが、避難所を開設した場合の感染症対策はどう考えているのか</p>	
	<p>コロナに関する支援制度の申請について</p> <p>⑤東 君子</p> <p>本市の誰も置き去りにしないSDGsの取組について</p> <p>特別定額給付金10万円について</p>	<p>1 助成金等の申請に当たって相談窓口が開設されているが、申請はスムーズに進んでいるのか、また問題点等はないのか</p> <p>2 助成金等の周知がまだ足りないと感じるが、何らかの対策は考えていないのか</p> <p>1 SDGs 17番目の視点からの質問</p> <p>(1) 市役所内にSDGsのポスターを貼り、市民と一緒に市全体でSDGsに取り組んでいってはどうか</p> <p>1 SDGs 5番目の視点からの質問</p> <p>(1) 配偶者等からの暴力(DV)を理由に避難している方への対応は</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	男女共同参画について	<p>(2) 避難はしていないが、配偶者等からの暴力（DV）を受けている人が窓口相談に来た場合の対応は</p> <p>1 SDGs 5番目の視点からの質問 (1) 日本は、特にジェンダー平等の遅れを国連から指摘されている。本市の女性管理職の割合は現在どうなっているのか</p> <p>(2) 女性が輝いて働ける職場づくりを目指すために、今後どのような取組を計画しているのか</p>	市長 副市長 課長
	給食費無償化について	<p>1 SDGs 1番目、2番目の視点からの質問 (1) 今回、コロナの影響で給食のありがたさを身にしみて実感したという声を数多く耳にした。収入が不安定となる中で、給食費無償化の実現はできないのか</p>	市長 副市長 教育長 課長
	家で過ごす子供たちの生活状況について	<p>1 SDGs 4番目の視点からの質問 (1) コロナ問題で家で過ごすことが多くなった子供たち。家庭内での学習の取組状況、虐待問題、子供たちの見守りはどう行われていたのか</p>	市長 副市長 教育長 課長
	サツマイモ病害対策について	<p>1 SDGs 9番目の視点からの質問 (1) 基腐病の本市の被害状況は</p> <p>(2) 今後、高齢者の農家の方々に寄り添った、分かりやすい対策、支援方法は</p>	市長 副市長 課長
⑥清水 和弘	新薩南病院建設に係る問題点について	<p>1 新薩南病院基本的機能について、南薩は高齢化率40%ぐらいの地域である。眼科・歯科や高齢化対策など地域医療に与える影響についてどのように考えているのか</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦禰占 通男	枕崎市地方創生総合戦略（政策分野1～4）について	<p>2 新薩南病院の基本コンセプトについて、施設及び診療体制の整備については関係機関と連携を図りながらとあるが、具体的にどのようなことか。また、災害時に即応できる体制を整えるとあるが、具体的には</p> <p>3 本市医療機関の感染症対策についての協力体制は、計画の中ではどのようなになっているのか</p> <p>1 本市各企業における担い手不足や人口が減少した理由と今後の対応について</p> <p>2 市民に信頼される自治体にするための具体的取組について</p> <p>3 地方創生総合戦略で本市が実施する計画に国からの交付金や支援金に該当する事業は何か</p> <p>4 情報発信や販路拡大でこれまでの効果、反省点について</p>	市 長 課 長
	地球温暖化対策について	1 本市が排出している温室効果ガス排出量と、温室効果ガスの影響について	市 長 課 長
	南溟館の有効利用について	1 芸術のまちとして、これまで以上に認知してもらい、南溟館の入館者数増加のための片平山公園一体となった駐車場や道路整備について	市 長 教 育 長 課 長
	新型コロナウイルス感染症対策について	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策のこれまでの対応について</p> <p>(1) 今回の感染症については、政府の対応が問題になっている。本市はどのように対応してきたのか</p>	市 長 副 市 長 教 育 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>(2) 市民への正確な情報の提供については十分であったのか</p> <p>(3) 新型コロナウイルスは感染力が強いとされる。第2波、第3波に対して、市民の不安を払拭できるような対策は考えているのか</p> <p>2 本市の医療機関において、新型コロナウイルスに対する医療体制はどのような状況であったのか</p> <p>(1) 本市の医療機関と医師会の対応について</p> <p>(2) PCR検査は駄目でも抗原検査、唾液PCR検査が認められた。本市の医療機関で対応は可能か</p> <p>(3) 感染が疑われる者の検査可能な病院までの移動手段はどうなっているのか</p> <p>(4) 医療機関や福祉施設等の感染予防策はどうなっているのか</p> <p>3 解雇や雇い止め、休業状況は把握できているのか</p> <p>4 個々の事業継続や生活再建に要する資金額（固定費）の把握はできているのか</p> <p>5 感染予防品が不足する中、災害発生時の避難所での集団感染防止策はできているのか</p> <p>6 学校休業後の対応はどのようになるのか</p> <p>(1) 小中学校の休業による学力低下に対する対応は</p> <p>(2) 修学旅行、学校行事の変更に対する対応は</p> <p>(3) 現在の感染予防策は</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		<p>(4) 第2波が来た場合、児童生徒の在宅学習についての対策はどのようなになるのか</p> <p>7 地方創生総合戦略について、新型コロナウイルス感染症の終息は見えないが、見直しはないのか</p>	

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 清 水 和 弘